決　算　審　査　特　別　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月９日（金）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（１８名）

委員長	田　中	香　澄
副委員長	山　本	一　仁
理　事	ほかり	吉　紀
理　事	高　山	かずひろ
理　事	豪	一
理　事	沢　田	けいじ
理　事	小　林	れい子
理　事	金　子	てるよし
理　事	白　石	英　行
理　事	松　丸	昌　史
委　員	のぐち	けんたろう
委　員	松　平	雄一郎
委　員	石　沢	のりゆき
委　員	千　田	恵美子
委　員	山　田	ひろこ
委　員	田　中	としかね
委　員	上　田	ゆきこ
委　員	海　津	敦　子

４　欠席委員

な　し

５　委員外議員

議　長	市　村	やすとし
副議長	高　山	泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
瀬　尾　かおり	地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎	こども未来部長
阿　部　敦　子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
細　矢　剛　史	資源環境部長
松　永　直　樹	施設管理部長
宇　民　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大	教育推進部長
渡　邊　　了	監査事務局長
川　﨑　慎一郎	企画課長
宮　間　恵梨果	政策研究担当課長
菊　池　日　彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪　岡　君　彦	財政課長
横　山　尚　人	広報戦略課長
髙　橋　　肇	情報政策課長
畑　中　貴　史	総務課長
木　口　正　和	契約管財課長
大　武　保　昭	税務課長
矢　部　裕　二	防災危機管理課長

木　村　　健　　区民課長

内　宮　純　一　　経済課長兼緊急経済対策担当課長

野苅家　貴　之　　幼児保育課長

内　山　真　宏　　こども施設担当課長

橋　本　淳　一　　管理課長

清　家　　忍　　文京清掃事務所長

阿　部　英　幸　　施設管理部参事施設管理課長事務取扱

真　下　　聡　　教育推進部参事教育総務課長事務取扱

宮　原　直　務　　学校運営課長

足　立　和　也　　学校施設課長

大　塚　仁　雄　　児童課長

木　内　恵　美　　教育センター所長

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一

議事調査主査　　杉　山　大　樹

議事調査主査　　窪　田　英二郎

議事調査主査　　菅　波　節　子

８　本日の付議事件

(1)　報告第1号「令和７年度文京区一般会計歳入歳出決算」

ア　一般会計歳入

・２款「利子割交付金」～21款「特別区債」

午前　　９時５７分　開会

○田中（香）委員長　おはようございます。それでは、決算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、山田委員から遅刻の御連絡をいただいております。

理事者は、関係理事者に御出席いただいております。

なお、矢島福祉部長は病気療養のため欠席です。

また、委員会終了後、視察について協議を行うための理事会を開催いたします。

なお、理事者の出席は必要ございません。

○田中（香）委員長　それでは、決算審査に入ります。

一般会計歳入の２款利子割交付金から11款交通安全対策特別交付金までの質疑に入ります。

主要施策の成果の62ページから65ページまでの部分です。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、千田委員。

○千田委員　おはようございます。よろしくお願いします。

65ページの地方消費税交付金、地方特例交付金について伺いたいんですけど、まず、連日話題になっております食料品の消費税ですね、来年度から８％から１％になるということで、いろんな利用者の、買物客、消費者のインタビューをしたり、あとは八百屋さんの駅前でインタビューしたりなどやっていて、非常に区民の、区民というか国民全体の関心が高まっているところなんですけど、そして、消費税率を2027年７月、４月から２年間限定で８％から１％に下げるというふうに決定しております。ここで伺いたいんですが、まず区の税収はどれぐらいになりますでしょうか。見込みで、はい。

○田中（香）委員長　猪岡税務課長、あ、財政課長。

○猪岡財政課長　今、委員からございました、消費税の減税による区、文京区の影響額ということになりますと、文京区、今、試算しているところが約10億円の減収ということで見込んでいるところでございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　かなりな減収になると思うんですけど、それはかなり文京区内のいろんな福祉サービス、いろんなことに影響してくる金額ではあると思うんですが、地方特例交付金への質問にもつながるんですけど、この減収分を国が穴埋めする検討をしていると報道されております。これはどのような形で交付されるのでしょうか。地方特例交付金で対応するのか、そのようなことも報道されているんですが、国と区の分担割合も含めてお答えください。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　財源措置につきましては、国のほうが９月に大綱で示しておりまして、その中におきまして、消費税の減収分については全額を地方特例交付金により補塡するということが具体的に示されておりますので、こちら文京区といたしましても、先ほど御答弁しました10億円分につきましては、地方特例交付金のほうで補塡されると想定しております。

（「割合もお答え……」と言う人あり）

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　割合、全額、結果的には国が全額負担するということなんですけど、まず、その負担割合をお願いいたします。

○田中（香）委員長　全額だから、全額だから負担割合というのはないということですね。

千田委員。

（「じゃ、答えていただいて」と言う人あり）

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　全額負担を国のほうが行うということですので、割合でいきますと10割、全てについて国のほうで負担をいたしまして、区並びに市町村においては負担がないと、そういったところで想定しております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　各新聞の報道で確認したんですけれども、国が３分の２、都が６分の１、区が６分の１、その６分の１を国が負担するというふうに、区が６分の１、それを国が負担するというふうに新聞などで報道されているんですけど、それは、そういうことでいいんでしょうか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　今、委員から御質問ありましたのは、消費税の減税の分ではなくて、給付付き税額控除の話になるかと思います。給付付き税額控除につきましては、国が３分の２を負担いたしまして、残る２分の１を、２分の１ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担することが示されております。ただ、その市町村が負担する額につきましては、地方負担の全額を基準財政需要額で算入する、いわゆる地方交付税で算入されるということが示されております。ただし、特別区を含む普通交付税の交付を受けないと見込まれる地区町村に対しましては、特別交付金を交付するということが示されておりますので、考え方としては、こちらについても区の負担なく行えるものと想定しております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。すいません、じゃ、消費税に関しては、見込み10億円そのまま国のほうで区のほうに地方交付金税、地方交付金という形で振り込まれるということでいいんですね。はい。

今ありました、寄附金ですね、新たな給付制度を29年度以降から所得連動型給付金を本格導入するというふうな方向で、今、進んでおります。そして、これは29年度から本格導入なんですが、27年度、28年度に関しては、これは食料品の消費税１％の２年間ですね、このと

きに27年、28年度のこの２年間は、この消費税率１％分相当の規模で中所得者の現役労働者を中心に、これを先行給付するということで、先ほど申し上げた国が３分の２、都が６分の１、区が６分の１で、６分の１が国が負担ということなんですけど、これは地方特例交付金で対応するのでしょうか。それと、確実に６分の１、国が負担するということでよろしいでしょうか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　まず、どちらで収入するかというところになりますが、こちら国のほうで示されているのは、特別交付金により交付すると書かれておりまして、地方特例交付金ということでは書かれてございません。したがいまして、本区におきましても、地方特例交付金ではなく、新たな特別交付金という形で交付されることを想定しております。また、区にどの程度入る見込みかというところですが、こちらは先ほどの御答弁と重なりますが、国から示されている内容によりますと、特別区を含む普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村に対しましても、そちらを地方の負担なく措置するということが書かれておりますので、基本的には区の負担なくやれるものと想定しております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ちょっと、特例交付金というのも初めて……。

（「特別」と言う人あり）

○千田委員　特別交付金というのも初めてだと思うんですけど、ちょっとその特別交付金の立てつけを説明していただきたいのと、それと、やっぱり事務費やシステム費などかなり発生してくると思うんですけど、事務費やシステム改修費なども国が全額支払うというふうな方向でいくんでしょうか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　まず、特別交付金の立てつけということでのお尋ねになりますが、こちら国のほうから示されているものとしては特別交付金という言い方をしておりまして、それが具体的にどういったものなのか、どういった形で交付されるかというところは現時点では示されておりませんので、引き続き、国からの情報を丁寧に確認してまいりたいと思っております。

また、事務費やシステム改修経費等の経費につきましては、全額国費措置することと、地方の事務執行において支障が生じないよう国において必要な対応を行うということもそちらで示されておりますので、基本的にはそれらも国のほうで措置されるものとして想定してお

ります。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　事務費やシステム改修費なども国が全額負担して、地方自治体の負担のないように国が措置していくというふうに、今、受け取りました。そして、その全体の財源ですね、全体の財源はどのようになっているんでしょうか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　全体の財源についてということになりますが、こちら給付付き税額控除全体につきましては、先ほどの御答弁のところになりますが、３分の２を国が負担しまして、残る２分の１を都道府県と市町村が負担する。ただし、市町村については、当分の間、特別交付金で措置するということで書かれておりますので、地方自治体のほうでは負担はないということで想定しております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　国の財源がどのようになっているかということ。

○田中（香）委員長　それは、それは文京区は分からないんじゃないかな。

猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　国の財源措置については、今、国のほうで検討されているということで認識しております。本区のほうでは、まだどういった形で財源措置されるか分かっているところではございません。ただし、報道等でされているところでおりますと、特別会計のほうである基金等を活用するということも報道等で言われておりますので、そういった形で措置されるものなのかなということで考えております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　今、御答弁いただいたことで明らかになったと思うんですが、財源は非常に曖昧だ、確定していないということで、財源も確定してないまま27年度から、今、強引に進めようというふうになっております。そうですね、総務省は食料品消費税を１％にすると、地方財源、約年間1.6兆円減算と試算しております。そのうち消費税の減収は国から自治体、国が自治体に配分する今言った交付金ですね、それが約７億円、実際は１兆円の減税でプラス７億円の減税と総務省が発表しております。しかし、財源も、地方への措置も、今、特別交付金がどのような形かというのも、ちょっと非常に曖昧ではあるんですが、財源も地方への措置も決定していないまま2027年から強引に実施しようとしているのは、今の国政なんですけど、あまりに無責任だと思うんですけど、国の無責任な判断による減税の、減税なので、

地方自治体には還付されるって、交付されるということですが、この減税により地方自治体が振り回されるというのは非常に負担だと思うんですけど、この国の無責任、あと自治体の負担も含めて、区の認識をお答えください。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　今回の国の施策におきまして、区のほうから意見を申し上げる立場にはございませんが、一定、区のほうで、ああ、国のほう考えられておりますのは、低所得者、中所得者に対する支援ということで考えているということで報道等で伺っているところでございます。そういったところ、本区におきましても、そういった低所得者、中所得者への支援という視点からいきますと、当然、効果のあることだと思っておりますので、国の今後の進め方についてしっかりと確認してまいりたいと思っております。

また、先ほど御答弁させていただきましたとおり、地方自治体における負担というところはないということも併せて示されておりますので、引き続き、そういった財源についてもしっかりと国の情報を丁寧に聞き取ってまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。地方自治の負担はないと言いながらも、事務はかなり大変な、大変ですね、振り回されると思います。そして、財源が明確でないということは非常に不安で曖昧なことだと思います。それだけは、そのことを指摘させてください。

以上です。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　私も今の65ページの地方消費税交付金というところについて、ちょっと話をさせていただきたいと思いますけども、今、千田委員がいろいろ言われてましたけども、いろんな意味でこの財源の部分においても、今、財政課長のほうからも話があったけど、やっぱり今回、何ていうんですかね、我々が一昨日の岡本新代表が国会で質問、代表質問しましたけども、要するに、約10兆円近くを今回の物価高騰対策に使うということで、消費税を食料品に限って１％に２年間限定でするということなわけですけども、大事なことは、今、必要な部分の手当てをどうするかということが大事なわけであって、特にこの９月なんかは、いわゆるこの物価高騰のあれで5,000品種、5,000品目ですか、10月は3,000品目がいわゆる値上げになっているわけですよね。こういったいわゆる物価高騰による対応というのが、やっぱり今、必要なわけであって、それをしっかりやることがやっぱり最も大事なわけであって、単純に10兆円投入するということで、10兆円かけるんであれば、これ単純に１人当たりにす

れば８万円になるわけですよね。例えば４人家族であれば、32万円。これだから、我々が言っているのは、この現金支給をきちっと給付でやっていくと、いろんなマイナンバーカードとかいろんな意味では、かなりデジタル化になっている部分というのが進んでいるわけですから、そういう意味での事務のあれも大分変わってきているわけですから、そういうしっかりと対応というのをやるべきだと、我々はそういうふうに思うわけであって、と同時に、やはりさっき千田委員も言っていましたけども、当然、この財源的には一定程度、国が全額補塡をすると、支援をするということになっていますけども、それ以外のやはりこの事務手続、手続というか、その事務労力ですよね、これによる。この辺の煩雑性だとか、この辺は、行政としてはどういうふうに捉えているのか。これかなりやっぱり、結構、８％から１％にすることによっての結構手続、事務費とかじゃなくて、いろんな職員の手間だとか、そういう部分というのはスムーズにいくのかどうか、ちょっとその１点ちょっと確認したいんですけども。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　今、松丸委員からございましたとおり、物価高騰が引き続いている現在の経済状況におきまして、こういった国のほうで施策が考えられている、先ほどのとおり、低所得者、中所得者に対する一定の支援というところでは、一定、本区においても効果はあるものと認識しているところでございます。

　また、その事務の煩雑さというところになりますと、今、文京区におきましても、これら新しく行われる事務について、いずれの部署で行うというところがまだ定まっておりません。当然、これからどういった形で事務が生じるか、その事務負担割合によって、区といたしましても、どういった人員体制、組織を組むかというところはこれからというところでございます。委員からお話ありましたとおり、当然、給付の後には税額控除というところも出てきまして、より複雑さが出てくるというところもある部分かなと思っておりますので、引き続き国からの情報をしっかりと聞き取りながら、本区におきましても必要な体制がしっかり組めるように準備してまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。そういう意味ではね、今、課長が言われたように、やっぱりこの事務の煩雑性みたいなものは当然予想されるということであると思うんです。また、これ引き続き２年後には引き上げなきゃいけないわけですから、その際にも、またそういう煩雑性が生まれるという部分からいくと、やはりこれはしっかりと給付で、10兆円使うんであれば、

今、やっぱり国民一人一人はやっぱり大変なのは今が大変なわけであってね、これをやっぱりしっかりと取り組むことがまず第一優先だというふうに意見を申し述べて、質問は終わりたいと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

松平委員。

○松平委員　私は、65ページの財政、特別区交付金についてお聞きします。令和７年度、普通交付金に関しては約268億円、前年度比11億円増となりました。特別交付金に関しては約38億円、前年度比９億、約９億の増加となりました。合わせて、前年度比で20億、6.9％の増ということで報告をいただいております。総括でもいろいろ議論と質問が出ておりましたけれども、特に特別交付金で大塚四丁目土地取得に関わることが新規算定になったということは高く評価できるところかというふうに思っています。

今回、特別区交付金が増額となった理由のうちとして、議会総務費、これ23区全体の算定額の増加でございますけれども、そういった要因と、あとは、本区として児童相談所が新しく新規で立ち上げたということ、ここが算定として入ってきたということです。令和７年度に、調整三税の配分割合が55.1から56％となって、東京都の資料を見たら、全体として0.9％の引上げなので、約200億円強ぐらい入ってきたと。それを児童相談所、今、12区ですかね、分の算定のうちの文京区分ということで、この208億円を原資として文京区にも普通交付金として入ってきたという認識をしています。

特別交付金、今、文京区、安定的に入ってきているところではありますけども、当然これ景気に左右されるところでありますし、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたところが普通交付金なるんで、いろんな要因で変化する中で、他区も、例えば港区とか渋谷区とかは、そもそもこの特別区交付金は受けていませんし、令和７年度を見ても、文京区は昨年度から見て増えておりましたが、千代田区とからは、実際、多分特別区民税が増えたのかどうか分かりませんけど、減った区もある中で、文京区は結果として全体として約20億増えたという認識です。

今後、特別区交付金の見通し、なかなかこれ景気に左右されやすいところなんで難しいかもしれないんですけど、ちょっとお伺いできればというふうに思っています。当然、基準財政需要額が減る方向になれば交付金も減る方向になるでしょうし、基準財政収入額が増えてくれば、これ特別区民税に増えてくれば交付金は減る方向になると思うんですけど、今、人

口の増加ペース、文京区も児童・生徒数も増えてきてて、人口もずっと増加しているところではあったんですが、ここ数年、少しずつ人口の増加ペースも鈍化して、減少傾向にはまだもう少し先ですけれども、そういった人口の構成含め変わってくる局面になってくるのではないかなというふうに思っています。そういうときに、基準財政需要額の算定の中に、当然、人口であったり、児童・生徒数というものが、これが基礎とする教育関係の需要額、これに影響するところなので、基礎となる算定のところ、いろいろ道路の長さとか、施設の数とか公園のとかいろいろありますけど、そういうところってあまり文京区変わらないところではありますが、人口だったり児童数というところは、基準財政需要額の算定の基礎となる部分で影響があるところなのかなと思うんですが、ここが、いろんな要因・要素で特別区交付金の額って配分割合が決まってくると思うんですけど、実際、その近い将来、人口の増加ペースが鈍化したり、児童数が減ってくる、伸びが落ち着いてくるという局面にさしかかっている中で、これが特別区交付金の配分割合、収入額に影響が出るのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですけど、その点、少し心配しているというか、どう影響があるのかをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　財政調整交付金についてのお尋ねになりますが、委員が今お話ありましたとおり、財政調整交付金につきましては、基準財政需要額と収入額の差引き分について交付される仕組みとなっております。したがいまして、基準財政需要額、いわゆる委員がおっしゃられましたとおり、人口や子どもの数、高齢者の数、そういった基礎算定の数値が下がることによって、基準財政需要額が減れば、その結果、財調の交付金が減るという仕組みはございますし、逆に基準財政収入額、いわゆる特別区税とかが増えれば、その相対としまして財調交付金が減ると、そういったところも持ち合わせた仕組みとなっております。

本区におきまして、委員が今お話ありましたとおり、今後の部分についての見込みの部分の話になりますが、人口につきましては、現在、総合戦略の中で見込まれている中におきましては、2040年まで増加傾向にあるというところがございますので、一定、こちらについては、当分の間は増えていくところが見込まれているところでございます。そういったところで、基準財政需要額の算定数値の部分の基礎数値が下がっていくというところは、ここ中期的な視点で見ますと、なかなか想定されないかなと思っているところでございます。

ただ、委員が今お話ありましたとおり、財政調整交付金、一番大きいのは、景気の動向に影響されやすいというところが一番大きいところでございます。最近におきましては、経済

状況がいいというところもありまして、法人住民税が伸びているというところもございまして、財政調整交付金は堅調に伸びているというところでございますが、一たび経済状況が悪化する、あるいは、新型コロナウイルス感染症のような不測の事態が生じた場合におきましては、すぐにそういった財政調整交付金に影響が出てくるというところがございますので、本区としましても、経済状況をしっかり見ながら、そういった財政調整交付金に影響があるかないか。また、併せまして、国のほうでまたその財政調整交付金、今、国のほうで議論されている中で、固定資産税を、一部、国の財源にするというような議論も出ているような報道も見ております。そういったところ、国の動き等もしっかり見ながら、本区におきましても、当初予算編成におきまして、財政調整交付金については必要な財源ですので、しっかりとそこは情報収集しながら適正な算定をしてまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。人口ないし児童数が基準財政需要額に一定の影響があるので交付金にも影響がある、ほかの要素が何もなければですけども、ですけれども、それ以上に、景気の動向だったり、国の固定資産税一部国税化云々、そういったところの影響が大きいところなので、なかなかコントロールしづらい部分もありますし、かつ、しっかり財源を確保していく上では、国に要望できる部分はやっぱり今後もしっかり要望していくべきだというふうには思っています。

そういった中で、特別交付金に関して、今回、0.9ポイント上がった中で、東京都が200億の財源を、あ、東京都じゃない、特別区全体として新たに獲得したということですけども、その中で、今回、大塚四丁目の土地取得分に関して、10年間の返還の中で、還付金のうちの10年間かけて14億返していくうちのその半分をこの特別交付金の中で算定することができたということです。これは大変、本当に評価できる、様々な交渉いただいたことに関しては本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

一方で、残りの７億円を文京区として毎年10年間ためていかなきゃいけないと思うんですけど、これなかなか、今、歳出が膨れ上がる中で、とても大変なことだというふうに思うんですが、そのあたり、どうやってこの７億円を10年間かけて貯蓄をしていくのか、その見通しみたいなものがあればお伺いしたいというふうに思います。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　大塚四丁目土地の取得に係る経費といたしまして、今後、毎年13億8,000万を減債基金のほうに10年間積み立てていくという計画になっております。その中で、委員か

らお話ありましたとおり、その２分の１に当たる６億9,000万につきましては、特別交付金が一定見込まれると。その差額分の６億9,000万を区のほうで一般財源という形で考えていかなければいけないというところでございます。それについてどう対応するかというところですが、なかなかその一般財源６億9,000万をいきなり捻出するというところは難しいかと思っております。そういった中で、昨今の経済状況を見ますと、一定、税収が増えている、財調交付金が見えているといったところで、そういった一般財源が増えているというところもあります。

ただ、一方で、それも先ほど御答弁させていただきましたとおり、景気動向によって左右されてくる不安定性があるといったところでございます。そういったところでいきますと、今回、予算編成、来年度予算編成方針の中では、スクラップ・アンド・ビルドの考え方というところをお示ししたところでございます。これまでもスクラップ・アンド・ビルドの考え方というところは、予算編成方針の中でも示しております。また、全庁的にもその意識を求めてきたところでございますが、今回は特にさらに具体的な取組ということで示しまして、こういった三つの視点を持って行っていただきたいということを求めております。

ただ、スクラップ・アンド・ビルドというところが、なかなか、先ほど御質問ありましたとおり、約６億9,000万円分の財源を捻出するかというところで捉えますと、なかなかそういうものではないのかなと思っております。スクラップ・アンド・ビルドというのは、なかなか求めたからすぐに財源が捻出できるものではないかと思っておりますので、本区におきましては、財政調整基金というところ、これまでも様々な場面で御答弁させていただいておりますが、安定的な財政運営をしていくためには、200億円の財政調整基金を維持しながら財政運営が必要ということも答弁させていただいております。そういった財政調整基金をしっかり確保することによりまして、景気の動向で一般財源が減った場合についても安定的に財源措置ができるような形で財政運営を図ってまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。当初予算、しっかり今後も編成していくためには、当然、財調基金200億しっかり確保していく、当然重要なことかと思いますけども、やっぱり歳出をある程度を抑えていく取組、今回、来年度の予算編成方針でスクラップ・アンド・ビルドを行っていくということでございますけれども、一定程度、やっぱりスクラップをしていくということが重要になってくるのかなというふうに思います。

ただ、この予算編成方針、今回、拝見させていただくと、やっぱりこの現場の職員の皆様

の内部努力の徹底によって、しっかり無駄がないか、その目的が類似した事業がないかですとか、本当にこの事業が必要であるのかどうなのか、こういったところを見て、内部努力の徹底によってスクラップをしていくという現場の方々に配慮した方針となっているといふうに思います。ただ、一方で、予算編成を行っていくときとして、この８月に予算編成方針が８月下旬に出て、各部のほうで来年度どんどん要求していくタイミングになりますので、当然、自分たちの現場の視点から減らす、スクラップしていくことを見つけることは大事ではあるんですけれども、予算要求をしていくタイミングでもありますので、現場としては、来年度もいろんな事業をやっていきたいと予算を要求し、財政課としては厳しくその内容をチェックしていくという、ここの双方の協議が大切かと思うんですが、なかなか現場からこれ減らしますというのって、現場の感覚からいったら非常にこの８月、９月、10月のタイミングで行っていくというのは難しいんじゃないかなと思うんですけど、何かその点、例えばその年度が終わったタイミングで見直す時期をずらすですとか、何かそういった、当然、現場の方に配慮したスクラップの在り方というのは当然大事だと思うんですが、現実的には非常に難しいのではないかなと。特にこれで６億、７億を捻出するということはとても難しいということだと思うんですけれども、そのあたり財政課としてどういうふうに見ているのか、お伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　今、委員からお話ありましたとおり、スクラップにつきましては、なかなか８月末に予算編成方針を立てましてから、10月の予算要求のその間の間にスクラップというところはなかなか難しいかなと思っております。今回、財政課あるいは企画課のほうで併せて考え方と示している中におきましては、あくまでも単年度で考えるのではなくて、今後、９年度だけではなくて10年度、11年度を見込んだ中でのスクラップというところも一つ提案として考えられるものであれば、そちらも考えていただきたいということで求めているところでございます。スクラップする場合においては、当然、事業をやめるというところになりますが、事業をやめる代わりに代わりの事業を生み出すという視点もございますし、あるいは段階的に終了していくと、そういったところもあるかなと思いますので、様々なスクラップの仕方というところはありますので、単年度ではなく、複数年度というところでも、所管課のほうでしっかりと考えていただければと思っているところでございます。

７年度予算、予算編成から一般財源各部枠という考え方を導入いたしまして、各部の主体性、自立性を求めてくる、求める予算編成方針としているところでございます。当然、各部

におきまして、新たな事業を構築する場合におきましては、これまでの既存事業の部分についても一定見直しができないか、そういった視点もしっかり持っていただきながら財政運営を図っていくというところが重要と思っておりますので、今回、予算編成方針の中に改めて示させていただいた趣旨といたしましては、これまでよりもしっかりとそういった視点を常に持ち続けながら、もうすぐにできない、当然、スクラップというのはすぐにできませんので、複数年度かかるといった場面が多々あるかと思いますので、今の段階からしっかりとそういった視点を持ちながら事業構築をしていくことが重要だということでお示しをさせていただいております。

効果というところは単年度でなかなか出ないかもしれませんが、複数年度でしっかり全庁的に意識づけをしながら、そういったところにつながっていけるように進めてまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　ありがとうございます。今までの予算編成というのは、必要な区民サービスが、歳出が先にあって、それに補う部分、歳出を積み立て、歳出を入れていき、足りない部分は区債であったり基金の取崩しで行ってきた、編成やってきたと思うんですけれども、今回の予算編成というのが、ちょっとその方針から随分大きく変わったなという印象は受けています。今後、大塚四丁目土地取得、これ非常に重要な区としての歳出であったと思いますし、しっかり７億円を、今後、減債基金に積み立てていくことも重要ですし、財政調整基金を200億円にすることも大切です。本当に持続可能な財政運営を今後もしっかり行っていくということが、当然のことながら、重要だと思いますので、ぜひ引き続き御検討をしっかりやっていっていただきたいなというふうに感じています。

以上ですか。

○田中（香）委員長　よろしいですか。

石沢委員。

○石沢委員　私も10款の特別区交付金のところでお伺いしたいと思うんですけれども、先ほど議論の中であったとおり、その調整三税の配分割合が、今、56対44になったということで、それに基づいて予算編成方針組まれているということだと思うんですけれども、要するに、私、一個お伺いしたいのは、この56対44という決着がついたということで、区としてはこれで終わりなのかというふうに捉えているのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。ある意味、調整三税というのは、区の固有、特別区の固有財源なんだと思うんです

よね。それで児童相談所とかも開設して、様々な事務負担というのがいろいろ増えてきているというような状況があると思うんです。そういう中でやっぱり財政需要というのは、やっぱり高まってくるというふうに思うんですけれども、そういう中で、この56対44ということで、協議はここで取りあえず終わりなのか、それとも引き続きね、さらにこの56からさらに57に増やしていくとかね、そういうふうに区として目指していくという、そういう方向性であるのかどうかというのを、ちょっとまずそこを最初にお伺いしておきたいと思います。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　財政調整交付金の配分割合についてのお尋ねになりますが、今回、令和７年度に、委員からお話ありましたとおり55.1％から56％に上がった背景といたしましては、まず、児童相談所経費につきまして、今後、新たに開設されるところを見込んだ12区に対して、今後、約200億円の見込みがそれらに経費がかかるということで特別区長会で見込みました。それに対して、今回、0.9％のフレームを上げることによりまして、約200億円の増になると、そういったところから、0.9％上げることによりまして、今後、設置が見込まれる12区も含めて財源が措置されるというところで、そういったことで今回の配分割合の変更とともに、一旦、今回の協議が取りまとめられたと。

ただし、特別区長会のほうで示されておりますのは、児童相談所の設置状況に大きな変更が、大きな変更があった場合等においては、再度協議をするということになっておりますので、今後、児童相談所の変更等があった場面においては、新たに改めて協議を行われるものということで認識しております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　じゃあ、ほかの区でまた児童相談所設置区が増えたりすると、その配分割合というのは議論の俎上に上ってくるみたいな話なんだということの答弁だったかと思うんですけれども、でもやっぱりその56％ではね、やっぱり人口も文京区としても増えているし、子どもの権利条約に伴ういろんな相談事務なんかもね、やっぱりこう増えてきていたりだとか、様々やっぱり事務負担というのは、それに伴って増えてきていると思うんですよね。だから、やっぱりそういう増えてくる財政需要を、やっぱり固有財源である調整三税のところでちゃんと取っていくというような、やっぱりそういう構えは必要なんじゃないかなというふうに思いますので、そこはぜひ財政課さんに頑張っていただいて、やっぱりそういう動きをですね、やっぱり23区の特別区の中でも示していっていただきたいなというふうに、これはお願いをしておきたいなと思うんです。

それから、もう一点は、特別区、特別交付金と普通交付金の配分割合についてなんですけれども、特別交付金が、今回、５％から６％に若干増えて、普通交付金のほうはそれに伴って95から94に減るというような状況になったかと思います。それで、この特別交付金というのは、23区の資料なんかを見ると、かなり限定されているというか、使い道という、使い道というか交付の在り方が。例えば災害時とかにね、特別な財政需要がある区に対して、やっぱり当該区の申請に基づいて年２回交付するって話になっていて、やっぱり本来であれば普通交付金の部分を増やしていくということが筋だと思うんですけれども、これについては、この間、特別交付金と普通交付金の配分割合というのを特別区全体としては98％、だから、特別交付金のほうを２％にして、普通交付金のほうを98％にしていこうという議論が、この間、ずっとあったかというふうに思うんですけれども、その議論というのは今どういうふうな状況になっているんでしょうか。ちょっとそこもお示しいただきたいと思います。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　特別交付金の割合につきましては、今回の配分割合の変更の都区財政協議の中におきまして、特別交付金の配分割合についても定まったものと理解しております。委員からお話ありましたとおり、５％、特別交付金が５％から６％に増えることによりまして、これまでなかなかその算定として普通交付金よりその基準がなかなか定まってないものが増えることに対して、特別区といたしましても、そこは維持したまま普通交付金の増ということで求めていたところでございますが、今回の協議の結果、このようになったものと認識しております。一旦、今回の配分割合につき、この割合につきましては、都区協議の結果というところになりますので、引き続き、特別区全体で今後どうするかについては議論されているものと理解しております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　その議論の推移が、今、どこまでいっているのかというのは、やっぱりちょっと聞いておきたいなと思うんですよね。要するに、98％に普通交付金の割合していこうということで、ずっと頑張ってきたと思うんですよ。そういうのを取り下げたということになるんでしょうか。ちょっと今のお話だと、一旦納得したみたいな話になっているんですけれども、98％というのは、じゃあ、取り下げたということになるんですか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　今回の財政協議におきましては、配分割合の変更とともに、特別交付金の交付率についても定まったものと理解しております。したがいまして、現時点におきまして、

これをまたさらに５％に戻そうと、そういった議論が具体的にあるということでは認識しておりません。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　じゃあ、取り下げたということになるんでしょうか。そうなるとね、やっぱりそれはちょっとこれまでの、やっぱり普通交付金の部分のほうが、やっぱり特別区としてはね、一般財源としてやっぱり使いやすい税金、財源だったというふうに思うんですよね。だから、やっぱりその、この98％に戻して、今、特別交付金の割合が６％になりましたけど、特別交付金の割合がね、平成12年ぐらいのときに、平成12年にこの普通交付金の割合が95から98％になったという時代があったと思うんです。そのときよりもさらに時代が遡るような感じにやっぱりなっちゃっているんじゃないかなというふうに思うんですよね。だから、やっぱり98％に普通交付金の割合を引き上げていくと、やっぱりここについては、区としてのこの一般財源の確保をしていくということで、ぜひやっぱり頑張ってもらいたいなというふうに思っているんです。そういった形で、これからやはり財政需要なんかもどんどん増えてくると思うので、やっぱりその点についてはぜひ頑張ってやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、何か御認識いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　特別交付金につきましては、やはりその算定の中身がなかなか見えづらいということで、特別区長会を中心に23区の中でもそれをどういった形で分かりやすくするかというところは議論になっているところでございます。まず、先ほどの交付率の部分につきましても、また、23区全体でどうするかという方針につきましては、23区の考え方としては、やはりそこのさらに透明化を図って分かりやすい算定というところを求めているところでございますので、そういった各区の動向も足並みをそろえながらしっかりとやってまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　算定割合を明確にすると、透明性を図っていくと、それも大事だと思うんです。でも、この特別交付金の性格としてはね、災害等特別な財政需要がある事情のある区に対して交付されるという、そういう性格のものですから、だからやっぱりその普通交付金の割合というのを増やしていくということでぜひ頑張ってもらいたいということで、これは重ねてお願いということで、質問を終わります。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　私は62ページ、株式等譲渡所得割交付金についてお伺いをいたします。

予算現額のところでは18億2,000万を見込んでいたところ、18億4,000万、若干の増だったということで、ただ、昨年度はかなり株式市場は乱高下はありましたけども、大分右肩上がりで上がっていったと思います。の部分では、読みがすごく的確だったなとは思うんですけども、逆に言うとちょっと伸びがそこまでなかったなというところで、ここのまず算定額のところで、なぜ18億だったのかというのと、今回の実際の収入額を受けて、やはりその株式の伸び率を算定する難しさ等があったかとは思うんですけども、そこの部分で、今回の交付金金額についてどのように分析されているか教えてください。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　株式等譲渡所得割交付金についてのお尋ねになりますが、こちら例年ですね、２月補正の段階におきまして、東京都から示されますフレーム、財調フレームの形、引上率を見まして、それに基づいた形で区においても算定しているところでございます。文京区におきましても、なかなかこの算定が難しいところでございます。実際、こちらの交付金については、ほかの交付金と異なりまして、３月に１回交付される仕組みとなっております。そういった形で、年度途中でどれくらい入るかというところが見込みが立てづらいというところがございますので、そういった東京都の財調のフレームを見ながら算定しているところでございます。

委員からお話ありましたとおり、昨年度におきましては、国内市場においてもかなり株価高騰があったことや、外国市場、主要外国市場におきましても、株価高騰の流れがあったというところで、堅調に世界情勢がよかったというところがございます。見込み自体はかなり例年と比べて、それほど乖離がなく見込めたところでございますが、増収分といたしましては、やはり前年度から比べますと14%、約２億円の増収となっておりますので、かなり伸びとしては高かったものと捉えているところでございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。この算定率が高い、高いというか、何ていうんですか、しっかりと見られるというのは、やっぱり３月に交付だったというのはやっぱり大きいんですか。そこで、ある程度直近のところで見ることができるから、そんなに大きく外れないというところがあるわけではない。ですから、今年に入って昨年度よりかなり伸びているので、そこの部分で予算、来年度つけられるときには、ここの何月をもってしてこの金額を算定していって、大体このぐらいになるだろうというふうな伸び率を計算されるのかというのを、

計算式をお伺いしたいんですけどね。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　こちら、まず、先ほどもちょっと御答弁させていただいたところなんですが、ほかの交付金ですと、例えば８月、12月、３月と３回交付されるようなものもございます。そういったところでいきますと、例えば８月の交付段階でどれくらい伸びたか、12月の段階でどれくらい前年度に対して伸びたかというところが分かりますので、それをもって予算措置ができるといったところがほかの交付金ではあります。ただ、こちらの株式等譲渡所得割交付金につきましては、３月に１回交付される形となっておりますので、予算編成の段階におきましては、まだ交付されてないという状況になります。したがいまして、前年度からどれくらい伸びているかというところがなかなか把握しづらい交付金となっておりますので、東京都から示されます、12月頃に示されますフレームの伸び率を見まして算定しているところでございます。

なかなか、委員からお話ありましたとおり、こちらの交付金、見込みが難しいところでございます。昨今の景気動向についても、かなり浮き沈みが激しい部分があるかなと思っておりますので、そういった経済状況をしっかり我々のほうも把握しながら、来年度予算編成におきましても適正な予算措置、予算編成となるような形で見込んでまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。東京都全体で見ますとね、株式等譲渡所得割交付金は592億600万円ということで、64％ぐらい増えているんですね。だから全体としては増えている部分があって、区としてはこのぐらいの伸び率であったということなんですが、実際にどのぐらいの方が、何ていうんですかね、取引されていて増えてという、その細かい数字というのはお持ちでいらっしゃる。それは持ってない。分かりました。

ですから、ここの部分の読みが、ここまで乖離がないというのはすごいかなというふうに思っていまして、実際に昨年度末よりも今の段階で株式はかなり上がっているので、多分、来年度も増えるのかなとは思うんですけども、どのくらいの伸び率にするかは、これから先、予算を組む中でお話しいただけるのかなと思うんですけども、実際にいつも右肩上がりになるとは限らない中で、この伸びが堅調であるうちに、やはりこの税収の部分は確保していただきたいなというふうに思っています。

続きまして、64ページの10款特別区交付金についてお伺いをいたします。

ほかの委員からも随分質問がありましたので、かなり特別区、ああ、ごめんなさい、特別交付金と普通交付金等の話等もあったかと思うんですけども、私もお伺いしたいのは、実際、令和７年度に56％に都区財調の交付金の割合、分配率が変わったんですけども、児童相談所の運営費分ということで上がって、0.9％上がった部分で、実際にこれでこの児相の運営費分は結構賄える感じなんでしょうか。いわゆる職員の方の給与であったりとか、初度調弁等の設備の更新などで金額が増えているというのは各種委員会でお伺いはしているんですけども、56パーになったことというのはやはりかなり大きい変更で、かつ余裕があるところになっているのかというのと、それから、高校生の医療費の無償化であるとか、それから子どもたちに対する物価対策高騰費に対しての部分なんかも増えているかと思うんですけども、今、繰り返しになるんですけども、それで56パーで、現状、賄えているのかというのをお伺いしたいと思う。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　今回、配分割合が変更したことによりまして、全体で約200億円程度フレームが伸びるということで区長会のほうで見込みまして、その200億円というのが、今後、設置される12区分、約200億円に相当する額ということで配分割合が決定したところでございます。

実際どうだったかというところになりますと、令和７年度におきましては、その配分割合の変更と相まって、景気動向がよかったというところもありまして、実際にはそれを超える800億円超の歳入増があったところでございます。23区全体で800億超の歳入増があったところでございます。それらにつきましては、やはり特別区全体の事務に要する経費ということで、それぞれ普通交付金、特別交付金として算定されているところでございます。

やはり、毎年の財調協議の中で、これら委員からお話ありましたような経費を含めて、算定に不足が生じるもの、算定充実しているもの、そういったところを都区協議におきまして議論して、例年、新たな算定すべき項目、あるいは効果がなくなったため算定から落とすもの、そういったものを協議して、機動的に算定をしているところでございます。また、そういった形の中で、特別区全体として費用がかなり、23区全体の求めている費用と異なる、乖離が出てくる状況になれば、改めて都区協議の中で配分割合について議論されてくることかなと思っておりますので、引き続き、23区の中でちゃんと算定されるような形で足並みをそろえて議論してまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　分かりました。上がったばっかりで、また上げろ上げろというのはなかなか難しいかと思いますし、本当に、昔、副区長が政策課にいらっしゃったときなんかも、やはり上げるのは難しいという御答弁をいただいたこともあるんですけども、そんな中で、配分割合が変わったというのはすごく大きな、いわゆる区長会と都との話合いでうまくいったのかなと思うんですけども、ここで、不交付団体の渋谷と港のところで超過額が、財政超過額が441億円になっているというところで、いわゆる膨れ上がった部分の上の部分はもう、いわゆる港、渋谷ともらっていて、足りない部分の21区はいわゆる財調でもらうわけですよね。そこの不公平感とかそういう話というのは話には出ているんですか。やっぱり、いわゆる多くもらった分はそこはとられることはなくて、少ない部分はいわゆる分配されているわけなんですけども、そういったところで課長会などで話合いなどは出ているんですか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　今、委員からありましたとおり、港区、渋谷区は不交付団体になっているところでございます。その理由といたしましては、財政調整交付金につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差額の不足分を財調措置するという考え方でございます。港区、渋谷区につきましては、基準財政収入額、いわゆる特別区民税等が高いと、そこが基準財政需要額よりも多いということから、結果として不交付団体になっているというところでございます。

　そういった声が上がっているかというところになりますと、私の知る限りでは、そういった港区や渋谷区からそういった声は聞いたことはございませんが、こちら財調制度と似たような形でいきますと、地方交付税制度というのが全国的に展開されている制度がございます。そういったところにおきましても、同様に不交付団体というところがございます。どうしても不交付団体におきましては、税収が増えた結果、普通交付税が減るというところで、それに伴ってインセンティブが働かないんじゃないかというような議論が出ているところでございますので、そういった特別区では私は聞いたところはございませんが、全国的な普通交付税の中では、同様のそういった議論が出ているというところは認識しております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　すいません、私の質問がよくなかったんですけども、渋谷、港から文句が出ることはないんですよ。増えているんだから。じゃなくて、21区からに対して、渋谷、港はちょっといっぱい出ているから、そこの部分も回せないかと、不交付団体というのは存じていますけども、その部分で、いわゆる渋谷、港がたくさん税収入があるわけですよね。その部

分で財源超過額が増えていると、いっぱい、渋谷と港はいっぱい持っている。残りの21区は持ってないから財調でもらっているということですよね。その認識で間違っていますか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　こちら財調制度のところで御説明いたしますと、基準財政収入額というのがございまして、その自治体で通常得られる歳入ということで、大きなものでいきますと、特別区民税、例えば渋谷区でいきますと渋谷区の特別区民税が基準財政収入額と捉えていただきまして、それに対して、基準財政需要額が人口等で算定されます。その差引きによりまして不足が生じた場合におきまして、財政調整交付金が交付されるという仕組みになっております。したがいまして、渋谷区、港区におきましては、それぞれ２区、収入がほかの自治体に比べて多いといったところから、財政調整交付金が交付されてない不交付団体となっているところでございます。なので、ほかの21区については交付がされておりますが、委員からお話ありました２区については交付されてないという形となっております。その原因といたしましては、特別区民税がその２区についてはかなり高いと、自治体における胆力が高いと、そういったところで認識しております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　全く分かってます。それはそうなんですよ。だから、それ、いわゆる例えば数字でいうと、港区の基準財政収入額が1,228億円に対して需要額が889億円で、要するにオーバーしている。要するに、いっぱい入っているというのは私も理解しています。渋谷区に対しても809億円収入額があるのに対して需要額が700億円ぐらいなんで、100億円ぐらいオーバーしている、増えているんですね。だから不交付団体というのも分かります。よく分かるんですけども、ですから、それに対して20、ほかの21区の課長なりその自治体が、ちょっと渋谷、港がいっぱいあるんじゃないのって話は出ていますかということ。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

（「いいなって言われますかと」と言う人あり）

○猪岡財政課長　基準財政収入額につきましては、その自治体における固有財源ということで特別区民税になりますので、その特別区民税をほかの自治体に配分するという、そういった仕組みとはなってございません。あくまでも調整三税、いわゆる調整三税を都と区で分け合う、その区の中の配分においては、基準財政需要額と収入額の差額で配分するという仕組みになっておりますので、超過した自治体の税収分をほかの自治体で振り分けるという仕組みとなってはおりませんので、そういった意見は、意見や声は出てないということで認識して

おります。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。要するに、固有財源として認識されているということですね。それをちょっとお伺いしたかったわけでございます。

ここの部分で、23区一体で都区財調の部分で56％になっているということで、今年の８月７日の東京都総務局の発表で、令和８年度都区財調算定結果についての要旨が出ていて、今日、今、ほかの委員からもお話があったように、文京区含めた東京都全体の税収が伸びていると。不交付団体の２区を除いて18区が増で、３区が減であったということで、その中には、高校生の医療費助成や、それから小学校の運営とか、予防費、あ、予防接種費などがのせられているということで、すごく潤沢に増えているんですけども、実際に児相のところでは足りるのかって話で、今、十分に、少なくとも今年度に関してはあって、ほかの委員からの質問もありましたけども、また必要があれば、その都度、都と交渉していくということでありました。

私もその普通交付金と特別交付金の配分割合についてはちょっと質問したかったんですけども、石沢委員が昔の話を教えてくださいましたので、それで今回はかなり経緯は分かりましたので、今年度以降の話合いをする中で、実際に定期的に分配割合という話をするのか、それとも必要に応じてなのかというところだけ最後に質問させてください。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　東京都と特別区における協議におきましては、必要に応じてということで理解しております。やはり市町村事務と大都市事務について、それぞれ経費を算出したのが現在の44％と56％という割合になっております。そこに大きな影響を及ぼす場合においては、その配分割合について協議することが定まっておりますので、そういった事案が出たときに、必要に応じて協議していくものと理解しております。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

白石委員。

○白石委員　私のほうからは、今、議論になっているこの特別区交付金なんですけど、56対44、そして特交のほうが５から６％、長い年月かけて、区長会並びに議長会等で要望してきたことができたというところは、一定、評価をさせていただきますが、もう一点、ここで、私も前期議長やらせていただいた最初の議長会ときに議論になったのが、やっぱり都市交付、都市計画交付金。これ区長会も声を上げてくれていますが、改めて説明するとあれなんですけ

ど、いわゆる令和８年度で都市計画税が3,900億円入っている中で、区の今までの交付率というのが10％切っていると。本来だったら７対３、いわゆる900億入るところが30億ぐらいしか入ってこない。非常に隔たりがあって、これ区長会でも、今、声を上げてもらっていますよね。これ何とかしないと、割合とかそこのところは分かりましたと一定の努力は認めるものの、ここの部分が変わってこないというのは非常に腹立たしいというか、地方分権社会の中であり得ないなと特別区制度で思っています。

もう一個、この中で腹立たしい、腹立たしいって言っちゃいけないな、疑問点に思っているのは、今、私たちが抱えている課題の中で、火葬場問題というのがあるんですね。火葬場問題、これ特別、この都市計画交付金の中で東京都がずーっと持っているわけですよ。計画の中入っているわけですよね。それを今までずっと黙っていながら、この民間に委託してきて、なおかつ、今、私たちの身の回りで大きな課題となって、前回でもいろんな議論がありましたという中で、これ、どのように東京都は把握し、課題解決をしていくのかと思っているのか、今現在のまず検討状況を教えてください。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　まず、都市計画交付金についてのお尋ねになりますが、委員からお話ありましたとおり、都市計画交付金については、適正な算定になってないということで、特別区長会においても主張しているところでございます。令和７年度、これまで200億円だったものが300億円に増額したという経緯がございます。ただ、それにおきましても、交付金の都市計画費全体に占める割合としては10％程度となっております。そういった中で、都市計画交付金、都市計画費、東京都と特別区においてどれくらい経費がかかっているかというところで割合を出しますと、特別区のほうが３割以上かかっているといったところがございますので、今、実際に算定されているかというと、かなり不足が生じているという状況でございます。そういったところで、特別区長会におきましても、引き続き、この都市計画交付金については引上げを求めているところでございますので、本区としても、それらに足並みをそろえながら主張してまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　ごめんね、そうそう。

○田中（香）委員長　宮間政策研究担当課長。

○宮間政策研究担当課長　続きまして、火葬場の取り巻く現況についての都の認識というところでございますけれども、高齢化の進展に伴いまして、今後、火葬需要の増加が見込まれる

というところもございまして、昨今、議論がなされているところと認識しておりまして、現在、今後の火葬場の在り方についても東京都が火葬場に係る検討会というものを設置してございまして、こちらのほうで議論がされているものと承知しておるところでございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　質問の中で30億って言ったらしいんで、すいません、10％だから300億だよね。すいません。そういう中で、割合が、今、努力してやっていただいている。

今、火葬場の件についても御答弁いただいて、問題になったから議論の俎上になって、今、検討しているというような話で、臨海のほうでは新たな火葬場もできているというふうな話もありますが、都市計画交付金の交付対象というのは、道路、公園、緑地、火葬場、都市計画、ん、都市高速道路、建築、立体交差、土地区画整備事業、市街地再開発、防災地区事業と、などなど挙げられていて、これを的確にこの大きな財源、3,000億円というお金、年間の3,000億円というお金を23区で把握しながら分配して、東京都と役割分担していかなきゃいけないという中で、今回の決算委員会では改めてしっかりと東京都と議論を詰めてもらって取れるところは取っていく、火葬場の問題についても、都任せにするところはなぜかといえば、もともと東京都が火葬事業をやっていたものを手放して今回に至っている中で、この都市計画交付金をずっと持ちながらも、その整備については触れてこなかったという経過があって大きな課題になっているというところで、しっかり、東京都だけじゃなくて区もね、交えて議論していかなきゃいけない大きな課題だと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

歳入のところはこういうふうな、私のほうからは、地方分権で区がしっかりと取ってくるものというところで、次も質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

以上で、２款利子割交付金から11款交通安全対策特別交付金までの質疑を終了させていただきます。

続きまして、12款分担金及び負担金から13款使用料及び手数料までの質疑に入ります。

主要施策の成果の64ページから81ページまでの部分です。

それでは、事前質問を御提出いただいている委員を順番に指名をさせていただきます。

石沢委員。

○石沢委員　私からは、12款の分担金及び負担金のところで、67ページの育成室保護者負担金のところで、総括質問でも御答弁いただいていて、ちょっと少し質問したいんですけれども、

総括質問の中で、私たち、育成室の無償化ということで求めさせていただいて、ここで御答弁としては、受益者負担の考え方に基づき設定しているところであり変更する予定はないということと、あと所得区分に応じて減免制度も設けている、これは存じ上げているんですけれども、一方で、今、子育ては無料という流れが保育無償化というところでもやっぱり広がっていく中で、なぜ育成室のところで、やはりこの受益者負担を採用をするということで、し続けていくのかということは、ちょっとそこあたりの認識を伺っておきたいと思います。やっぱり教育無償化、子育て無償化ということで、やっぱり流れがある中で、なぜそういう受益者負担というのを採用するのかということをちょっとお伺いしたい。

○田中（香）委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　育成室の保護者負担金、いわゆる利用料の部分になりますけども、総括質問でも御説明しましたとおり、保護者の方々に負担がかからないように我々も考えてはいるところではございます。ただし、放課後の子どもが御家庭で過ごすように安全な場所を確保するというところがまずキーポイントかなというふうに思ってはいるところです。指導員による児童への成長に寄与する特定のサービスを提供するものにつきましては、その費用の一部を負担をいただくという、いわゆる受益者負担の原則という形で、現在のスタンスを継続させていただいているところでございます。限られた財源の中で育成室の安定的な運営や指導員の確保、それから、安全な保育環境の質の向上を継続的に図っていくためには、公費による公費責任、公的責任の保障と、利用者による適切な負担との均衡を保つのが必要不可欠だと、必要不可欠だと考えているところでございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　施設を維持するためのお金があると、あると、費用があると。そこの一部を保護者に負担してもらうというのが受益者負担の考え方ということで、後半のほうでね、その御説明いただいたということでは、それは分かったんですけど、最初のほうで負担軽減に取り組んでいかなければならないということも御答弁されたと思うんですよ。そこの部分については、ちょっともう少し、すいません、具体的にどういうことを今お考えになられているのか。それは保育の無償、あ、学童保育の無償化ということにつながり得るのではないかなというふうにもちょっと思うんですけれども、その点どうでしょうか。いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　文京区におきましては、減免制度を他の自治体に比べて非常に幅広く御用意させていただいているところでございます。減免制度につきましては、周知を引き続き進め

ていくとともに、適正な運用の見直しなどを含めて、必要な御家庭に必要ないわゆる補助ですね、支援が行き届くように、これからも国や都の動向、いわゆる補助金等がうまく活用できるかというところを見ながら考えていければと思っています。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　都や国の補助金が来れ、活用して、来れば活用して、そういう負担軽減なんかも取り組んでまいりたいというような、そういう御答弁だったかなというふうに思うんですけれども、やはり、今、育成室の利用者の割合というのもかなりやっぱり、毎年毎年やっぱり利用者という点では増えてきていて、利用率という点でも４割から５割ぐらいの方が多分利用されていると思うんですよね。やっぱり社会的な役割というのは非常に大きいし、やはりそういう教育的な意義というのも非常にあるというふうには思います。やっぱりそういう、今、子育ての負担軽減、無償化という流れがある中において、やっぱりそういう育成室の負担についても、やはり受益者負担という立場、やっぱりこれは本当に古い考え方だというふうにも思うんですよね。やっぱりそこを乗り越えて、ぜひ無償化に臨んでいっていただきたいなということは、これはお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、おやつ代についてもちょっとここで質問しているんですけれども、これについては、これも考えてないという御答弁だったんですけれども、これも、やはりおやつ代って月々300円とか、施設によってそのぐらい取っていると思うんですけど、あ、3,000円か、3,000円取っていると思うんですけれども、だからやっぱりこういう負担も、やっぱり子育て無料という、やっぱりそういう流れの中で、やっぱりここについても無償にしていくことというのも求められているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この点の御認識はいかがでしょうか。

○田中（香）委員長　大塚児童課長。

○大塚児童課長　おやつ代につきましては、お子様１人に当たりまして2,000円ですね、費用負担をお願いしているところでございます。今回の総括でも御説明したとおり、育成室に通われているお客様、お子様だけじゃなくても、通われていない方々も大勢いる、大勢いるというところもございますので、公平性の視点から、自己負担という形でお願いはしているところでございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　ちょっと議論が平行線になっちゃうんで、ここもですね、やはりぜひ無償化ということも、やっぱり求めていきたいなというふうに思います。こういうおやつについても、

それぞれの子どもたちにとってはやっぱり、長期間、一定の時間ね、過ごすわけですから、そこでおなかすかせてはやっぱり駄目なわけで、やっぱりそういうところで必要があるから提供しているという部分があるというふうに思うんですよね。ですから、やっぱりここについても、ぜひ育成室の無償化ということと含めて実現をしていっていただきたいということは重ねてお願いをして、ここでの質問は終わります。

以上です。

○田中（香）委員長　続きまして、ほかり委員。

○ほかり委員　69ページのシビックセンター使用料の上の(2)のシビックセンター駐車場のところでお伺いしたいんですけども、現在、シビックセンターの駐車場は約130台台数があり、料金は30分250円となっています。一方で、隣接している東京ドームシティの駐車場というのが、平日が30分400円、土日・祝日及び特定日は30分500円というふうになっています。実質、祝日・休日でいくと、シビックセンターの駐車場が隣接する駐車場の半額という形になっているんですね。私も雨の日なんかは車で来庁するときがあるんですけども、平日でも雨が降ったり天気が悪いと一時的に満車になっているパターンがあるんですが、区役所のほうでどういう、どういう日に満車になっているとか、偏りはあると思うんですけども、その辺のデータというのは取られているのかどうか、どのあたりまで把握されているのかというのをまず教えてください。

○田中（香）委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　満車の細かいデータは、ちょっと今、持ち合わせてございませんが、主に影響を受ける状況としましては、大ホールでのイベント、あと東京ドームでのイベントの際に、そちらを利用される方が駐車するということで、満車になるケースが多いというふうには認識してございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。これ、今年の決算でいうと、利用者台数は11万84台で収入済額が6,390万円。昨年度になると、11万715台の利用で収入済額が6,791万円ということで、年によってそんなに偏りはなくて、あくまでやっぱりその日数、特定の日、大ホールでイベントがあるとか、近隣の施設でイベントがあるというところになってくるとは思うんですけども、この問題は昨年度の決算審査のときにもほかの委員から指摘があって、その際にも、東京ドーム等でイベントがあった際には利用者が多くなり満車になる機会が増えていることは認識していますという御答弁があったと思うんです。

なぜまたそれを取り上げたかというと、具体的に言うと、区民の方からの声がありまして、９月６日にシビックセンターで開催した子育てフェスティバルがあった日がかなり大雨でして、実際、子育てフェスティバルにお子様を連れて、雨が降っていたので車で来庁された方が、昼頃に満車で入車ができない状況だったんだけれども、隣接する東京ドームシティの駐車場は空きがある状態。そっちにとめればとめられるんですけども、お子さん連れて子育てフェスティバルに来る方が、隣にとめて、大雨の中、ベビーカーを押して来るというのは大変で、そのあたりが何とかならないでしょうかというお声が実際にあったので、また、これ再度取り上げさせていただいたんですね。

利用料の改定に関しても、昨年度の委員会でも提案があったと思うんですけども、１年たっているんですけども、料金の改定だとか、そのあたりの検討状況というのはいかがでしょうか。

○田中（香）委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　委員御指摘のとおり、確かに満車の状況の場合には先着順というところでございますので、どうしてもその場合にはおとめいただくことができないという状況は、こちらとしても認識しているところではございますが、なかなか満車の状況というのは読めない状況もございますので、やはりその状況、天候の具合ですとか、あとはそのイベントの状況にも影響を受けることとは認識してございますので、そういうところも念頭に置きながら、安全も第一に考えながら、その辺の運営についてはしっかりやっていきたいと思っております。

料金の改定についての部分でございますが、こちらの駐車場につきましては、公共駐車場の位置づけであるというところと、受益者負担の適正化の観点から、全庁的に見直しを、全庁的な見直しの中で検討すべきであるというところですね。それから、あと一律の改定というところでは、なかなか現状では難しいのかなというところでは考えております。なかなかそういう状況ですから、この当該施設を、のみを単独に見直しをしていくことは難しいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　昨年の御答弁と同様かなと思うんですけども、ぜひそこは変えていただきたいところで、駐車場に関しては、おもいやり駐車スペースというのも新たにつくっていただいて、改善はしていただいているので、やっぱり半額はちょっと安過ぎるんじゃないかなと。区民の方が利用する場合にはその金額は適正だと思うんですけども、また、一般公共駐車場

という位置づけなので、周辺施設を利用する方を排除することができないということは理解はしています。ただ、区が主催しているイベントを開催、やっている日に、そのイベントに来られた方が周辺施設を利用している方の駐車のおかげで駐車ができないというのはちょっとどうなのかなと思いますので、まずは一律の値上げではなくても、東京ドームなんかも特定日で値段変えたりとか、最大料金をなくしますみたいなことはしているので、まず、休日に限り、満車になっても平日ってこう出入りが激しいので、ちょっと待てば入れたりするんですけど、土日はやっぱり長時間駐車される方が多いので、例えばですけど、土日・祝日に限り周辺と同じような例えば30分400円とか500円という設定にして、来庁してシビックセンター利用された方には駐車券発行したりとかして減免するというようなやり方、それだけでもまずやっていただければなと思うんですけども、どうでしょうか。御検討いただけますでしょうか。

○田中（香）委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　委員御指摘のとおり、土日の料金を高く設定するですとか、逆に区民の方の利用については免除するという取扱いについては、なかなか運営、運用面のほうで、駐車場の管制システムというもので、現在、運用させていただいてございますが、こちらのシステムの対応のほうがそのような、仮にそのような料金体系を適用した場合に対応できるかというような課題もございますし、また、そのような運用をする場合には、出庫時に有人対応で区民かどうか、施設を利用いただいたかどうかを確認した上で減額するとか、そういう対応も行わなければならないというところから、執行についても時間がかかるというような課題もあるというふうに考えてございますので、ちょっとなかなかその導入は難しいのかなというところは考えてございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　なかなかシステム上とか導入難しいというお話はあったんですけども、東京ドームシティの駐車場は日によって値段を変える仕組みで運用していますので、できると思いますので、ぜひ前向きに。

相場、周辺の相場と合わせて価格を改定すれば歳入の確保にもつながりますし、歳入の確保だけが大事ということではないんですけども、何より来庁される区民の方の利便性というところでは、これはちょっとこのままにしておかないほうがいいのではないかと思いますので、ぜひ前向きな御検討をお願いします。

以上です。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　私もほぼ同内容なので、補足というか関連質問のような形になると思いますが、まず、先ほどほかり委員が指摘をしていった、昨年度決算審査でほかの委員からというのは、あ、予算だ。３月の予算、すいませんでした。３月の予算審査でＡＧＯＲＡの品田議員が指摘をした内容かと思います。要は30分250円という現行の駐車料金は開設から30年間変わってないですよね。ですし、また、土日・祝日、要は休日って近隣施設に車で来る人たちがここを使うために列がバス停ぐらいまで延びちゃっている、もう渋滞の原因にもなってしまっているというような御指摘をして、その際は、休日料金をやはり見直すようにということで提案をしたんです。検討はされていて、今のようなお話だということは分かったんですけどね、やっぱり駐車台数は年間11万台でしたっけね、今の話だと。でも、うち休日は約２万台あるわけですよね。金額にすると約2,400万円ですよ。これを先ほどのほかり委員の話もあったように、近隣相場にもし合わせたとしたら、30分500円にしたとしたら約２倍なので、約同額の収入が増えるわけです。今、システムの改修がとか時間がかかるとおっしゃっていたんですけど、現状、この駐車場の維持管理とか点検、人員配置には年間5,000万円かかっているって伺ったんですよね。これを、これをこの収入だけで補うことはできないにしても、保守、特にこのシビックセンターがこれから先まだ50年間この建物使うんですよね。50年間維持していくための保守の仕組み、持続可能な保守の仕組みをつくるためには、この駐車場料金の見直しというのは、ある意味、もう今すぐにでも着手すべき課題なんじゃないかと思うんですが、改めてお考えを伺います。

○田中（香）委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　委員御指摘のとおり、確かに歳入のさらなる確保の視点は必要であると認識しているところでございます。その一方で、先ほども御答弁申し上げましたとおり、この使用料につきましては、受益者負担の適正化の観点から、全庁的な見直しの中で検討すべきという、そういう制約がある関係で、なかなか個別にこの施設だけを見直すということはできない状況だということを御認識、御理解いただければと思います。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　理解していますよ。だからその全庁的な見直しを先延ばししないほうがいいでしょうという話です。要は、今、年間2,400万円の収入を、ある意味、みすみす見逃している状況ですからね。見直しはぜひできる限り早く進めていただきたいと。これは昨日もありましたよね。特に重要な財源、自主財源というと重要な財源なわけじゃないですか。歳出が膨

らみ続けて、財源の確保が課題だという議論でしたけど、特に住民税以外の税外収入、中でも補助金や交付金ではなくて自主財源の確保が鍵だという話をずっとしてきてたわけです。使用料、この使用料は自主財源の主要な要素の一つですから、システムがどうとか、全庁的な見直しが必要で時間がかかるとかということは言い訳にはならない。ですので、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

千田委員。

○千田委員　私は69ページの区民会館使用料、区有施設の利用全体に関わることを質問します。

文京区では、区有施設の利用は抽せんの場合は使用する日の３か月前の20日から月末に申し込めます。抽せん日は２か月前の１日、１日ですね、１日に抽せんで、当選すると、その時点で利用料金が発生しています。空き室が、空き室申込みは抽せん後に開始し、２か月前の８日以降になるということなんですけど、キャンセルですね、いろんな状況で取消しせざるを得ないことがあります。そのキャンセル料について質問いたします。

文京区のホームページでは、キャンセル料について、使用する３日前までのキャンセルは５割相当の使用料、キャンセル料が発生するとなっています。それ以降は、３日、使用日から３日前ですね。だから使用日、一、二日前だと全額負担となるということで、ということは、１か月以上、２か月近く前なのにキャンセル料が半額負担になるという理解でよろしいんでしょうか。それと、また、どのような理由でそうなっているのかというのと、あと他区の状況など、情報があるのでしたらお聞かせください。

○田中（香）委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　まず、今、委員がおっしゃったとおり、まず、こういった区民会館、区民会議室等々の予約発生時から利用料が発生していて、利用日の３日前までに取消しを申し出た場合は５割の還付という形になってございます。この理由なんですけども、やはり区民会館等々、人気のあるところは埋まっておりますし、当然、キャンセル料が無料だということになってしまうと、じゃあ、どこでもいいから取ってしまうという方々が増えてしまって、本来利用したい方が利用できないという状況も出てしまうということもございますので、こういった形で、今、やっているというのが現状でございます。また、キャンセルだけではなく、区民セン、シビックセンターの会議室以外におきましては、１回の変更というのもできることになっておりますので、もし御利用がちょっと難しいということがあれば、３日前までで

あれば変更も受け付けておりますので、そういったものも利用していただくというところは、利用案内等々にも書いて記載してございます。

また、ちょっと他区の状況は、よく近隣の状況分かっておりませんけども、同じように条例で定めてやられている。当然、私どもと同じところもあるかもしれないですし、違うところもあるかもしれない。そこははっきり分かってはございません。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ちょっと今の御答弁なんですけど、利用を抑止するためのコストということでいいんでしょうか。

○田中（香）委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　利用を抑止するということではなく、皆さんに公平に利用していただきたいというのが観点でございます。やはり、本来、抽せんをするということは、いろんな方々がバッティングをして、その中で抽せんをしていることになりますので、本来、その日だったら利用できたのに、落ちてしまったがために利用できなかったという方々もいるわけでございますので、そういった方々がまた別に日程を変更するということができれば、それはそれでいいでしょうけども、その日じゃなきゃ駄目だったという方も当然いると思います。そういった中で、キャンセルができるからといって、これもあれも、あっちもこっちもということにはならないようにというところも多少もございますけども、やはり皆さんに公平的に利用していただきたいというのが我々の考えでございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　当選した時点で、いろんな理由でキャンセルがあるんですけど、それでも、区民の方でね、集まって学習したいとか講師を呼んで学習したいとか非常に前向きな、この文京区の方たち、前向きな方たちが多いんですけど、やはり１か月、２か月前のキャンセル料で半額負担ということは非常に不満だということが私たちのほうにもたくさん寄せられております。それで、やっぱりちょっと２か月前にキャンセル料半額というのは区民に不親切だなと思うんで、私自身もちょっと他区を調べてみました。

例えば、品川区は７日前までなら全額返金します。杉並区はキャンセル料はなし、当日から６日前までのキャンセルであれば30日間申込みができないというペナルティーはありますけど、６日前までのキャンセルならキャンセル料なしにしています。千代田区では前日までのキャンセルは全額返金しています。目黒区では21日前であったら全額換金、つまり無料ですね、キャンセル料なし。そして11日前までだったら75％の還付、25％負担ということで、

そして６日前だと50％還付。練馬区でもキャンセル料なしです。ただ、６日前から当日までのキャンセルでしたら、キャンセルペナルティーとして次の申込みの日数をいついつまでは申し込んでは駄目よというペナルティーはありました。江戸川区の場合では、使用料が未払いであれば、使用料が未払いということは当日支払いですね、そのときはキャンセル料なしです。台東区は15日前までだったら８割還付、２割負担で、７日前までは５割還付ということで。なので、ちょっと文京区厳しいじゃないですかね。もうちょっと文京区も区民の要望に寄り添う、応えるべきだと思うんですけど、他区を参考に見直す考えはないでしょうか。

○田中（香）委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　今、委員のほうからもいろいろ各区の状況のほうをお伝えいただきましたけども、各区もそういう意味では様々違う形で対応しているということがありますので、文京区としては今の形で推移をしていきたい、より皆さんに使っていただきたいというところを念頭に、この形で進めていきたいというふうに思ってございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ちょっと聞き方を変えて、受益者負担の観点から聞いて質問したいと思うんですけど、利用料が50％受益者負担、キャンセル料が50％の負担になる、その受益者負担との関係でお答えください。

○田中（香）委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　受益者負担の考え方でいいますと、こちらは、今、我々、今回、千田議員のほうでお話あったこの施設だけじゃなく、ほかのアカデミー施設含めて全部同じ考え方でやっておりますので、区として貸し館事業といいますか、行っているところは全部全て同じ考えの下、やってございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　キャンセルしたということは使用してない、使用しませんよということなんですけど、それでも受益者負担という考えが、受益なんでしょうか。

○田中（香）委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　冒頭、お話しさせていただきましたけども、予約成立時から利用料が発生しているという形でとっておりますので、その形で対応しているところでございます。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。ただ、使用していないのに受益者負担が発生するということは非常に矛盾していると思います。そこはおかしいということを指摘させて、質問を終わります。

○田中（香）委員長　千田委員、全部終わったんですね。終わりました、全部終わりました。

千田委員。

○千田委員　すいません、すいません。受益者負担ということは撤回、キャンセル料について受益者負担ということは撤回しない。撤回してください。使ってないですよ、使ってなくて、公平性を考えてキャンセル料を取るというんですけど、そのキャンセルに対しては、受益者負担の考えが発生しないと思うんですけど、それ取消しには。

○田中（香）委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　先ほども御答弁したとおり、一応、予約成立時から利用料が発生しているという形になっておりますので、御理解いただければと思います。

○田中（香）委員長　続きまして、のぐち委員。

○のぐち委員　私も先ほど沢田委員が言われたように、需要と供給を踏まえたダイナミックプライシングというんですかね、いわゆるその需要と供給に応じた利用料金の改定というのはやはりやったほうがいいかなというふうに思っていますので、それは一言付け加えさせていただきたいと思います。もう幾ら払ってもいいからとめたいという方がいらっしゃるときもあると思うので、それについては区が弾力的に速やかに検討いただけることを要望いたします。

質問に入ります。73ページ、自転車駐車場使用料についてお伺いをいたします。一時利用自転車駐車場と定期利用自転車駐車場の二つ項目がありまして、4,400万と4,300万なんですけども、これ、前年度からどのくらい増えているのかという増減と、それから利用者数の、一時利用は延べですよね、２の定期利用については利用者数の増を教えてください。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　まず、一時利用制自転車駐車場の使用料収入でございますが、前年度に比べて264万1,400円の増となりました。また、定期利用制につきましては、同じく222万7,800円の増となっております。まず、一時、そして一時利用制の利用状況でございますけども、延べで言いますと、約50万回余りとなっておりまして、前年度に比べて約１割増加しております。定期利用制につきましては、利用者数という統計というのはとって……。

（「充足率」と言う人あり）

○橋本管理課長　あ、充足率につきましては、おおむね94.7％となっております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。やはり一時利用者、一時利用のところって昨年度増え

たんですよね。ですよね。にもかかわらず１割増えたということは、やっぱり自転車を利用されている方がやはり多かったのと、それから定期利用自転車については申込みがかなりある中で94％がほぼ埋まっているということで、本当にニーズが高いなというふうに思っています。

文京区が自転車活用推進計画を出したときに、文京区においては、いわゆる公共交通機関が発達していて、区民の交通手段としては、公共交通機関か、自動車よりも自転車の割合が高いというふうに分析されているわけです。ですから、自転車をお使いになる方がすごく多い区であるということを踏まえて何度も申し上げているんですけども、一時利用者、利用の駐車場を増やすことと、それから定期利用自転車の場所を増やすことをぜひお願いをしたいと思っております。

実際、定期利用自転車というのは、私も茗荷谷駅が最寄り駅なんですけども、私が申し込むと、家から10分ぐらいのところでも、いわゆる抽せんから漏れるんですね。近過ぎて駄目だということで利用できないんです。なので、どのくらいの抽せん倍率で、今、推移しているのかというのを定期利用についてはお伺いをいたしたいのと、それから、一時利用、定期利用両方なんですけども、今後の整備計画についてお伺いします。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　１点目の自転車駐車場を増やすことにつきましては、なかなか場所の確保というのは難しい状況ではありますけども、例えば一時利用制と定期利用制のニーズを見極めながら、方法としては、定期利用制の一部を一部、一時利用制に変換するとか、そういった手法も考えながら引き続き取り組んでまいります。

また、２点目の申込みの際の倍率ということでございますけども、こちらは駐車場によりまして駅に近いところは人気が高く、少し離れた場所はそうでないというようなこともありまして、例年、４月からの利用申込みの際の一斉受付の状況を見ますと、全体として倍率は0.7倍というふうになっております。

３点目の今後の整備計画でございますけども、現時点で考えておりますのが、飯田橋の駅周辺で神田川分水路の補強工事が終わったタイミングを捉えまして、新たに一時利用制の自転車駐車場を整備することを計画しております。また、そのほか具体的なものはございませんけども、先ほど申し上げたように、引き続き自転車駐車場の整備につきましては検討を進めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　一時利用場所を増やすということですかね。今おっしゃった、その一番最初のところでおっしゃったのは、定期利用をちょっと変えて一時利用のほうにしたいということは、一時利用の方のほうが多いというふうに区も読んで、読んでいるというかデータをとっているということですかね。

というのは、この前の委員会で御答弁いただいたときに、自転車対策、これか、総合的自転車対策ＤＸを既に活用されているかと思うんですけども、そのデータ利用の中で、やはり一時利用のほうが多いというのが出てきているんでしょうか、というのがもう一点と、それから、今あった定期利用の0.7倍のところなんですけど、一番高いところはどのぐらいで、場所が、場所と倍率でどこが一番低いのかというのを数字を教えてください。つまりね、定期利用でなかなか応募がないということはやっぱり需要がないわけですよね。そこのところについては見直しが必要だと課も認識されているとは思うんですけども、そこの部分を教えていただきたいと思います。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　１点目の令和７年度から開始した自転車対策ＤＸ推進の関係でございますけども、データとしましては、例えば従来はできなかったことではありますが、定期利用制自転車駐車場の日中の利用状況というものをデータを取りまして、例えば同じスペースであっても、もう少しとめられるのではないかというような仮説を立てた上でデータを取り、その結果、もう少し増やせるかなというようなことを、今、試行、試行段階ではありますけども、進めているところであります。

一時利用制につきましては、やはり区民の皆様からいただく声などで増やしてほしいということもございますので、例えば定期利用制の充足率がそれほど高くないところであれば、一時利用制に変換するということも可能かというところの検討というのは適宜進めているところでございます。

また、自転車駐車場ごとの一番倍率が高いところとそうでないところの御質問につきましては、ちょっと具体的な数字は、今、手元にないんですけども、例えば茗荷谷駅でいいますと、駅に併設された茗荷谷駅自転車駐車場、こういったところですとか、あと本郷三丁目の同じく駅に併設された場所、こういった駅から大変近い場所というのは、毎回、応募が高くなっております。一方で、同じ茗荷谷駅でも、窪町東公園の中にあるような少し離れた場所については、毎年、応募倍率というのは１倍を下回っている状況でございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　そうですよね。そこへ、やっぱり一時利用のほうが、方のほうが、ちょっと使って、公共機関を使うなりなさったりする可能性が高いという分析がされているということと、今、お話があったのは、間隔を詰めていけばもっととととめられるんじゃないかという意味なんですか、幅というのは。もっととめられるというのは、もっと広げるという意味なのか、今まである幅をもっと狭くしてとめるという、場所を広げる予定なのか、今ある場所でもっとたくさんとめようとしているのかというのは、ちょっと１点お伺いしたいと思います。

豊島区の都市計画でも、やはり自転車、放置自転車対策、かなりしっかり取り組んでいらっしゃって、特にＪＲの大塚駅なんかは、最初１列しかなかった、いわゆる２時間無料みたいなとめるところが、どんどん増えていっているんですね。豊島区でもやっぱり計画的に放置自転車の対策もやっていて、北区のＪＲの王子駅なんかでも、いわゆる区が取り組んで実際に多いところはやっていくと。この前の御答弁の中では、本郷三丁目なんかかなり放置自転車のお話が多いということで、そこも重点的にやっているっておっしゃっていましたけども、12月からは湯島駅も放置自転車禁止区域に入るということで、撤去については強化がされるということの認識でよいんですよね。

主要駅に関してはそうやって、いわゆる通行の妨げにならないように、かつ利用者の方がとめやすく利便性の高いところに駐輪場、駐車場をつくっていくという。基本的な考え方はそれでいいんですよね。そのつくりの増やすというのはどういうことなんですか。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　こちらまだ試行段階ではあるんですけども、例えば、定期利用制自転車駐車場に登録されている方が、自転車を日中とめる方なのか、あるいは勤務先との移動に使うために夜間にとめておくものなのか、そういったことによりまして、必ずしも全ての自転車駐車場で日中スペースが埋まっているというわけではないというような実態もございます。そういったことを捉えまして、同じスペースの中で自転車を詰めるというわけではないんですけども、より活用できる間隔があるかどうかというところを捉えて、現状も踏まえた上で、そういった台数を増やすということにも、今、取り組んで、取組を始めたところでございます。

それから、放置自転車対策の目的ですけども、委員おっしゃったように、基本的な目的としては、駅、駅周辺など、多くの方が通行する道路の安全な通行環境を確保するということが目的でありますので、それを第一に掲げつつ、また、自転車を利用される方の利便性を確保していくということを踏まえながら取り組んでいるところでございます。

それから、申し訳ございません。先ほど倍率のところで補足させていただきますけども、例えば茗荷谷駅の隣接したところであれば、当初の倍率は1.23倍でございました。一方で、少し離れた場所にある茗荷谷駅、茗荷谷Ｂ自転車駐車場は0.36倍というふうに大分開きがあるところでございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　倍率よく分かりました。実際、地元の方なら分かると思うんですけど、それはそうだな、数字が示すとおり、やっぱりあそこは使い勝手がいいから1.2倍になるし、なかなかあそこだととめにくいなというところだと0.3倍になるということで、そこは区も空いている場所につくったのではなくて、やっぱりその、じゃあ、窪町東公園の場所なんかはどう有効活用するかというのは検討いただきたいなというふうに思ってございます。

私、そう、今、説明いただいて分かったんですけども、要するに日中利用と夜間利用を分けようとか、そういうところまで踏み込んでいくということですかね。そこまでは考えていない。ただ、要するに24時間その人のために空けておいても、本当に日中しか利用されない、夜間しか利用されないという方がいらっしゃるから試験的にやろうかな、やっているんですか、やってないまだ。まだやってない。やろうかなとしている。ちょっと聞きますね、それお伺いします。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○のぐち委員　ごめんなさい、質問続けます。

○田中（香）委員長　はい。

のぐち委員。

○のぐち委員　それを聞きたいのが一点と、それから、ちょっと進めちゃいます。81ページのほうで放置自転車撤去手数料があります。文京区は毎年というか昔よりちょっと上がって、今、4,000円になっていて、これ実際に取扱い件数が3,388件なんですけども、これ伸び率どのくらい、先ほどおっしゃっていただいたように、１割の方が自転車駐輪場、駐車場を使っていらっしゃる、増えているわけですから、じゃあ、これ放置も、放置自転車撤去も増えているのかな、もしくは徹底したね、取締りによって減っているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　１点目の試行の段階の話でございますけども、データを捉えて、現状も踏まえて、増やせそうだというふうに判断したところについては、徐々にではありますけども、

台数を増やしているところであります。ただ、試行でございますので、引き続き様々データを見ながら、ＤＸによって得られる効果も活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、２点目でございますけども、まだ撤去の台数というものは増えておりまして、令和７年度に関しましては、前年度に比べて534台の増となっております。この理由でございますけども、同じく自転車対策のＤＸ推進、これの取組によりまして、放置自転車の撤去活動も新たにシステムを使って位置情報なども活用し、効率的な撤去活動、警告活動ができるようになったということもございまして、それまではできていなかった全区域を、放置禁止区域と18か所を毎日巡回することができるようになったため、こういった撤去、警告、それから撤去の活動が増えたため、台数というものも増加しております。増加していると考えております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。後で出のところではまたやるんですけども、日中・夜間のやり取りっていうのはどこでやっているんですか、実際に。その試行で結構なんですけれども、実際にどこを実験にしてやっているのかというのをちょっとお伺いしたいなと思うのと、それから、放置自転車撤去のところで530台、じゃあ、区内全域毎日回っているという認識なんですか。今、例えばそのＤＸなりのシステムを利用して、ここが結構多いからとかここが少ないからというのを利用して、今までこの辺、この辺、この辺って日で決めてたのが、毎日回れるようになった。いわゆるあれですよね、撤去の白い軽トラですよね。あれが、私もよく拝見しますけども、あれが毎日回れるようになったということであれば、費用が上がったのか、撤去にかかる費用って上がっているのか下がっているのか。その撤去使用料4,000円についても聞きたいんですけども、実際に効率化がされたということは、じゃあ、費用が下がった、コストが下がったんですか。撤去費用というのは。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　１点目のどこの駐車場でやっているのかというところでございますけども、満車になっている自転車駐車場に対して、日中の状況を調べております。それで、先ほど申し上げたような利用状況のデータと突合するなどして、台数を増やせることができるかという検討を行っております。先ほど例示として、日中の利用と夜間の利用というふうに申し上げましたけども、例えば、利用者の方によっては、区外から申込みをして利用されている方もいらっしゃいまして、具体的に一つ一つ調べているわけでありませんけども、通勤・通学

先が区内にあるためにそこを利用しているというようなこともあるかと考えておりますので、そういった状況、様々なことを勘案しながら取り組んでいるところでございます。

それから、放置自転車の撤去活動でございますけども、毎日、全ての箇所を回っております。ただ、多いところ、放置の状況が多いところとそうでないところがありますので、そこは多いところについては時間をかけて、そうでないところは必要な時間をかけてという形でやっているところであります。

費用につきましては、比較することもなかなか難しいところではあります。といいますのは、ＤＸの推進というものを令和７年度から開始しまして、それまでの取組を変えております。それまでは、撤去活動する事業者の方への委託、それから自転車駐車場を管理する事業者委託先へのもの、そういったものが複数あったわけですけども、令和７年度からは全てまとめて包括的に委託していることもありまして、費用の比較というは単純には難しいんですけども、この数年間で見ますと、人件費そのものが上がっているということもありまして、委託業務にかかる費用というものは増加傾向にあるものと認識しております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　増加しているという、やっぱりなかなか機械を利用しても、人の手がかかる以上はコストが上がるということで、これもいつもお伺いしますけども、4,000円の適正値の部分で、千代田区だと5,000円だったりするわけですよね。ここの部分の見直しというのはどういうふうに考えていらっしゃるのかというのと、実際に今、撤去費用って幾らぐらいかかっているんですか。コストが上がっているとおっしゃっていましたけれども。この部分で１台に対してどのくらいかかっているかというのを最新の情報を教えてください。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　現在の自転車の撤去にかかる費用１台当たりの実費相当額というものは実際には試算しているところではありませんけども、以前お答えした際には１万7,000円から２万円程度かかるというふうなことはお答えしておりまして、その認識でございます。

費用の見直しにつきましては、周辺区の状況等もありますけれども、現在の金額といいますのが、対象者、引取りに来られる対象者の方に自転車を撤去した理由を御理解いただいて、適切に今後自転車をとめていただく、そういった行動につなげていくためには、適正な金額であると認識しております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。後で出のほうでもやるのであれなんですけども、文京

区がいわゆる自転車をどのようにして区民の方に利用していただきたいかというのを、やっぱり姿勢として出してほしいと思うんですよね。いわゆる制限、制限、公共機関を使ってくださいとか、駐車場ないですからというふうに言って、自転車だったりとか公共機関を使えるように、使って移動されるようにお願いをしておいて、放置自転車が増えたら撤去するといったら、やっぱり自転車って使いづらくなっちゃうじゃないですか。自転車を使って区内を移動していただくということをこれからもしていただくのであれば、やっぱりそれなりに整備をしていく、お金かけてしていく必要があるというふうに私は思いますので、そこの部分は行政としてある程度、大変かもしれませんけども、自転車利用の方にも、それから、今、先ほど課長がおっしゃった一番大切な通行者の安全も含めた形での整備をぜひとも進めていただきたいと思うのと、ごめんなさい、あと一点、区外の方も利用されているんですか。申込みができるんですか。在勤なら大丈夫と、在学・在勤ならいけるってこと。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　利用の内容につきましては、自転車駐車場利用条例施行規則に定めているんですけども、区外の方でも申請は可能となっております。ただし、倍率が１倍を超えるような場合になりますと、区内に住所を有する方を優先するようにしております。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

では、関連で山本委員。

○山本副委員長　すいません。関連で事前通告していませんでした。歳出のところでやろうと思っていた自転車駐輪場使用料ということで、のぐち委員の意見を聞いていまして、私はずっとこのところ、自転車駐輪場の台数も確保しなきゃいけないこともさることながら、やっぱり利用しやすさというところに私は重きを置いていまして、何というんですかね、前に子どもを載せる籠がついている自転車ですとか、また、アシストつきの自転車は結構大きいんですよね。だから、その１台当たりの使用する大きさの幅を少し確保していかなきゃいけないなというところで、その辺は引き続きいろんなパレットですとか、新しい機材もあるということなので、そういうのを活用しながらやられるということだったので、引き続きそういったもので補っていただいて、また、場所は１台当たりの大きさを狭くすることなく、できれば大きくしていただいて、全体的にも大きくしていただければ台数も増えるかなというふうに思っております。

重点地区の決め方ということで、たまたまのぐち委員のほうから湯島の地区が最近重点地

区になったということで、私も聞いているところでございますけれども、重点地区になると、その日のうちに撤去をされてしまうというところもあって、非常に道路環境はよくなるというところの反面、本当に地域の方の自転車の置場ということでいきますと、勘違いをされて、これが放置なのか、おうちのものなのか、またはまたお店のものなのかというところで、非常にこの見分け方が難しいというところの中で、自転車の放置自転車対策はしっかりやっていただいているということでいいんですけれども、この重点地区の決め方ですね、この辺は商店街や地域にいろいろあると思うんですけども、この辺の重点地区の決め方、進め方はどのようになっているのかというところをお聞きしたいというふうに思っております。

○田中（香）委員長　すいません。お昼になりましたので、御答弁から始めていきたいというふうに思います。１時間休憩します。お疲れさまでした。

午前　１１時５９分　休憩

午後　　０時５６分　再開

○田中（香）委員長　それでは、皆さんおそろいですので、午後始めたいと思います。

橋本管理課長の答弁からです。

橋本管理課長。

○橋本管理課長　湯島駅周辺につきましては、他の駅周辺と同じように、本年12月から新たに放置禁止区域に指定する予定としております。令和７年度に一時利用制自転車駐車場を新設し、それまでの定期利用制と併せて必要な整備が、当面必要な整備ができたことから、地元町会や商店会の御意見をお聞きしながら、区域の指定とその範囲を決めてきたものでございます。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　ありがとうございました。放置指定、放置危険指定地域の充実をしているということで、駅周辺を特に指定地域としてやられているということで伺っておりますけれども、このたび、湯島地区においては天神下に駐輪場ができて、その整備が整ったということで、改めて放置指定地域ということになりました。

ほかの地域、駅周辺ではあまりないと思いますけれども、今回は特にそれに合わせて地元近隣町会の皆様に意見を聞きながら、その地域の拡大というんですかね、少し枝線を延ばして住宅地にも一部入っているところも出たということで、本当に地域の実情に応じた形で整備を取り組まれていることで感謝をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

以上で、12款分担金及び負担金から13款使用料及び手数料までの質疑を終了させていただきます。

続きまして、14款国庫支出金から15款都支出金までの質疑に入ります。主要施策の成果の80ページから103ページまでの部分でございます。

それでは、事前質問を御提出いただいている委員から順番に指名させていただきます。

高山委員。

○高山（か）委員　ありがとうございます。80ページの一つ目の国庫支出金、こちらについてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、年々、歳入と合わせるように歳出構造も膨らんでいく中で、ある意味、その基金に頼らない、頼り切らない財政運営の実現というものも必要かと思います。国庫支出金が170、約８億になっていまして、それから、実際、都支出金というのも145億というのがありまして、こういった特定の財源を積極的に獲得に御尽力いただいているのは改めて評価をさせていただきたいと思います。

一方において、併せた既存の事業見直しというのも、先ほど松平委員もちょっと触れられておりましたけれども、見直しによる歳出の適正化というのも当然行っていく必要があるかと思います。決算書を拝見しますと、特別区債が約177億という発行をされていて、財政補完がなされておりますけれども、よくこういった予算委員会や決算委員会で持続可能な財政運営というのを私よく耳にするんですが、では、これからの持続可能な財政基盤構築に向けた、今回の決算を終えたその区の今後の考えというのをまずお尋ねをしたいと思います。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　持続可能な財政運営についてのお尋ねの部分になりますが、文京区におきまして、昨今、予算規模が膨れておりまして、それに合わせまして、総基金残高が減少傾向になっております。これは文京区におきましても一つの課題だと認識しているところでございます。その中におきましても、一番重要な財政調整基金、こちらにつきましては、総合戦略の中でもお示しをさせていただいていますとおり、200億円を確保することによって、その後の安定的な財政運営が可能となるといったところで、そういったところを示しているところでございます。本区におきまして、今、その予算編成前の段階におきまして、200億円の財調基金が確保できているかといいますと、なかなかそこに至ってないというのが昨今の状況でございます。昨年度につきましても、約190億弱というところの財調基金をもとに、その後の予算編成を行ったというところになりますので、そうすると、当初予算で80億円の取

崩しを行った後に、手元に残る金額が100億ちょっとになっていくといったところでございます。そういったところもありまして、我々としては、しっかり当初予算の取崩しした後におきましても、しっかりと基金残高を確保していくというところが重要かなと思っているところでございます。

委員から御指摘ありましたとおり、一方で区債の部分でいいますと、こちらにつきましても、昨今の公共施設工事におきまして起債額が増えておりまして、委員からありましたとおり、令和７年度は177億円でしたが、８年度は70億円ということで、引き続きまだ高い起債をしているところでございます。一つの財政運営の指標というところで捉えますと、基金残高と区債残高を一つ見ているところでございます。基金残高に、すみません、区債残高に対して基金残高がそれを上回っているという状況でございましたときには、一定の将来における安定的な財源、蓄えがあるという理解になっておりますが、その区債残高よりも基金残高が少なくなってしまう状況になってしまうと、やはりその将来負担に対しても将来使えるお金が少ないという状況になりますので、そこはそうならないような財政運営が一つ指標かなと思っているところでございます。

そういったところで、来年度予算編成方針の中では、先ほど松平議員の中でも御答弁させていただいたんですが、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を示しております。これは先ほども御答弁させていただいておりますが、すぐに効果が出るものではないと思っております。ただ、職員全員がそれの考え方を持ちつつ、今年度できないものについても来年度、再来年度の中で複数年度見る中で、そういった視点を持って事業見直しをやっていくということが、一つ重要なポイントだと思っております。そういった形で、職員一人一人が財政運営の担い手ということで、そういったスクラップ・アンド・ビルドの考え方を持ちつつ、財政課におきましても、しっかりその基金と起債のバランスをしっかり保ちながら財政運営していく、そういったところで文京区体として安定的な財政運営、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　ありがとうございます。今、課長御答弁いただいたように、確かにその基金の取崩しに依存する財政構造というのは、中・長期的に財政対応能力というのは非常に懸念が出てくるというのは、多分おっしゃる、私もおっしゃるとおりだと思います。一方、現在、有利な地方債を活用されているとはいえ、区債の発行額がおっしゃるように170約７億近くなられて、先ほど申し上げた特定財源に依存した歳出構造というのは、当然、今おっし

やったように、事業見直しというのは並行して行っていかなければ、将来的な維持管理コストが区財政を圧迫しかねないという懸念がやっぱりあると思うんですね。国や都の予算措置、国庫、これ国ですが、とはいえ、今、先ほど確かに松平委員ところでもおっしゃっていたように、効果が薄れているもの、あるいは需要が時代とともに変化、変わってきている事業、そういった事業はしっかりと見直す、廃止する、スクラップを行っていくという判断も必要かと思います。もちろん、それには客観的なデータを基に基準を明確化すること、そして、将来的な先ほど申し上げたように財政負担、こういったシミュレーションを透明化して、まさに持続可能な財政規律保持を行っていくことが、つなげていくことが必須課題であると思います。

先ほど財政課長おっしゃったように、スクラップ・ビルドというのは、すぐ直ちには効果はあらわれていかないとおっしゃいましたけれども、そういった難しい中で、どういったところから手をつけてしっかりと見直していくのかというのを、ある意味、ちょっと意気込み的なところをもう一度御答弁をいただきたいんですが。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　意気込みについてのお尋ねの部分になりますが、財政課におきましても、こういった財政状況にあるというところで、我々としてもしっかり職員一人一人、財政課職員においても財政運営をしっかりやっていくために、一つ一つの予算を丁寧に見ていかなければならない。また、全体の職員に対しても、やはり職員一人一人が財政運営の担い手だという意識を持ってもらわなければいけないというところが非常に肝要な部分だと思っております。

昨年度から文京区として取組を始めた一つといたしまして、各部の庶務担当、予算編成担当者に対する実務者研修という研修を行っているところでございます。この中で、文京区の財政状況を各職員一人一人が見える化するような形で、今、現時点の文京区の状況が分かるようにする。また、財政課における査定の考え方、いわゆるどういったときに予算が措置されるのか、あるいは予算としてはなかなか至らないものなのかという、そういった考え方を触れてもらう演習を行ったりしているところでございます。やはり、その職員一人一人がどういった根拠をもって予算が必要かというところをはっきり明確にした予算要求を行って、財政課と議論をして予算措置していくというところが非常に重要な視点だと思っておりますので、全職員にそういった形で一人一人にそういった意識が持てるように、文京区としても今後とも取り組んでまいりたいと思っております。その結果、先ほどの御答弁の繰り返しに

なりますが、持続可能な財政運営というところにつなげてまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　ちょっと簡単にお聞きしたいんですが、今、区の政策における主要プロジェクトのうち、国からの、いや、その支出金ですね。これ、外部の財源に依存している、依存しているというか、健全な財政バランスを両立させるための基本的なことをお尋ねしたいんですが、主要プロジェクトのうち、どのぐらい外部財源を使った政策というのが、施策というのが今あるのかというのはお答えできるんでしょう。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　申し訳ございません。なかなかその主要事業に対してどれが特定財源が当たっているかという数値のところは、今、持ち合わせはございません。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山（か）委員　分かりました。冒頭申し上げたとおり、国からの特定財源、補助金を獲得するということは、自体は、区の財政にとって大変重要ではありますが、一方で注意すべきは補助金が出るからといって多くの事業を引き込んで、将来的に区の維持管理や修繕コストが一般財源で負担し続けていく可能性があるということが非常に懸念がやっぱりあります。イニシャルコストの特定財源化だけではなくて、事業を見直した場合、その費用対効果をしっかりと分析し、不要不急な投資をしっかりと見極めて、厳格な基本方針のもとでプロジェクトを進めていっていただきたいと思うんですね。国であっても、あるいは都であっても、歳出、そういったところの歳出であっても税金に変わりはありませんので、しっかりとスクラップ・アンド・ビルド、繰り返しになりますが、見極めて、財政運営に、しっかりとした健全な財政運営に努めていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○田中（香）委員長　続きまして、海津委員。

○海津委員　私は83ページ、公立学校施設整備準備負担金からお伺いしたいと思います。

まず、東邦音大の跡地のところに、今、仮設校舎のための、今、様々検討を行っていただいているところだとは思いますが、ここをどのように、今、どんなことを大事にされて進められているか、そのあたりをまずお聞かせください。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　こちらの建物でございますけれども、仮校舎ではありながら、複数校の改築工事で活用することを予定しておりまして、長期間の使用に耐え得る安全性、機能性を有することが求められております。したがいまして、この点におきましては、本校舎同様に

地域開放ですとか避難所機能の視点を持って設計に当たる必要があるというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　分かりました。今、改築のところを終わったところなんか見ていると、地域開放というのになかなか課題が残っているぞというところとか、避難所としても限られたスペースしか、それこそ災害関連死の視点から考えたときに活用がなかなか難しい設計のまんまで建築されているところがある、設計の上で工事が終了してしまったというところを見ているところなんですけれども、今回はそのあたりはどのように考えて進められているか。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　これまでの改築校におかれましても、総合的に様々検討した上での結果というふうに私としては認識しているところでございますけれども、今後の改築校ないし、今回、今、御質問を頂戴しております仮校舎、こちらにつきましても様々、今、現状、例えばトイレの問題ですとか、様々な視点が提示されているのかなというふうに認識してございます。時代に合わせた形で、様々必要な機能について検討していくことが肝要かというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　アップデート感が感じるぜひ基本設計を見せていただけるよう楽しみにしております。

次に、学校改築計画について、予算査定を担う財政課にお伺いしたいと思います。小日向台町小学校は実施設計の完成に近づいて、千駄木小、文林中は計画が進んでいます。しかし、計画を決めた当時と今では子どもの数や保育需要、多様な学びを保障するために求められる環境、建設費など、整備の前提となる状況がどんどん変わってきていますよね。学校はこれから何十年も使う施設ですよ。30年先の子どもの数や地域の姿、将来の維持管理費まで見据えた判断が必要です。学校の改築は必要です。しかし、改築が必要だからといって、現在の計画に含まれる施設の全てがそのまま必要だということにはなりません。区は予算方針でスクラップ・アンド・ビルドを掲げています。その視点は既に進んでいる大規模な施設整備にも必要ではないかと考えています。設計に必要な費用と時間をかけてきたことは承知しています。だからこそ、これまでにかけた費用だけではなく、これから必要となる建設費や維持費を踏まえ、工事着手前に改めて検証すべきと考えます。

そこで、３点お伺いしたいと思います。

１点目は、財政課は予算査定に当たり、学校改築について、当初の計画を前提とするだけではなく、将来の需要と財政負担を見据え、施設の規模や機能を見直す必要がないか検証していますか。特に、小日向台町小学校の室内プールや認定こども園について、将来の需要、ほかの施設で対応できる可能性、整備費と維持費を比較した上で計画どおり整備必要があると判断しているんでしょうか。その根拠をお伺いいたします。

第２に、小日向台町小学校は住宅が密集する地域にあります。工事費の高騰に加え、工事による近隣への影響も慎重に考える必要があります。現行計画で進める場合と施設の規模や内容を見直す場合について、総事業費、将来の維持管理費、工期や近隣への影響を比較検討していますか。していないのであれば、工事に着手する前に行うべきではないでしょうか。

それから、第３に、国の負担金についてもお伺いいたします。計画を見直す場合、国への負担金の対象や額、手続に具体的にどのような影響があるのでしょうか。国の制度上変更が難しい場合があるのか、それとも変更は可能でも区の判断で現行の計画を進めているのか、明確に説明してください。

最後に、財政課として関連部署とともに計画の必要性と財政負担を総合的に検証し、必要であれば計画が進んでいても見直す考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　施設整備に対する予算についてのお尋ねになりますが、来年度予算編成方針の中におきましても、公共施設については、真に必要な施設機能、規模、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減等を検討しつつ、将来の財政負担を考慮しながら計画的に行っていくというところをお示ししているところでございます。必要な機能なのかどうか、必要な規模なのかどうか、そういったところを各所管部において適切に検討していただきたいということを求めております。また、コストにつきましても、やはり最初の建設だけではなくて、生涯にわたるライフサイクルコストというのも一つの視点というところで、それらに基づいた検討をするように求めているところでございます。

そういったところで、委員から御質問のありました部分になりますが、需要を基に将来の負担を踏まえ適切に予算をつけているかというところでありますが、基本的には、財政課と所管課のヒアリングにおいてそういった部分は確認させていただくようなものとなっております。その将来の需要という部分におきましては、所管部署におきまして、どういった需要を基にこの工事を想定しているか、あるいは学校でいきますと、教室数をどれくらい必要としているか、そのためにこの工事が必要だというところにつながってまいりますので、そう

いった需要予測、あるいはこの工事が必要だというところは、ヒアリングの中で確認をしながら、その後、財政課、企画政策部査定、区長査定を経て予算措置をしているところでございます。

また、総事業費コストのところをしっかり点検しているかというところになりますが、こちらにおきましても、予算編成におきまして、当然、工事の行う際におきましては、債務負担行為を伴いながら工事を行うというところになりますので、全体の工事額が幾らになるかというところを見合いながら行っていくところになります。当然、財政負担というところも見なければいけないところとなっております。そこにつきましては、企画課のほうで、現在、全体的な平準化、公共施設の平準化というところも検討しているところでございます。財政当局といたしましては、やはり一つ一つの工事というよりも、工事費全体でやはりこれぐらいの規模感でというところも一つの指標になっていきますので、文京区全体として、どういった形で平準化を進めるかというのは、企画課とともに整理をしていって、その平準化の中でどの工事を優先的に行うかというところも企画課と整理しながら進めてまいればと思っております。

３点目、国庫補助金等々の特定財源の部分への影響等についてのお尋ねになるかなと思っておりますが、こちらにつきましても、原則は所管部署での把握になるのかなと思っております。その国庫、国庫財源等々を取るために、当然、スケジュールが出てくると思います。そのスケジュールに乗っからないとそういったものが獲得できないというところであれば、そのスケジュールをしっかり所管部署から把握をいたしまして、それに基づいた必要な予算が必要であれば、補正予算等々、適宜適切に対応しながら、組みながら、そういった特定財源の漏れがないようなところもしっかりと確認しながら進めているところでございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　分かりました。根拠を持って、これまで計画に対して区は、財政課としては査定をしてきたということは分かりました。ただですね、昨年度から物価高騰になって、材料費が上がったりとか様々変わってきているわけですよね。プールに対してもそれが本当に必要なのか、認定こども園だって本当に必要なのかどうかという議論も出てきている。でも、そこに対しての、お伺いしたかったのは、そこに対しての議論はもう終わっていますか、そこに関して本当に変更しなくていいんですかという。だから、計画どおり進めるという方針は、今、分かったという感じですかね、逆に言ったら。これまできちっとした査定の下、根拠を持って進めてヒアリングした、その計画どおりには進めますという、今、逆に言ったら御答

弁だったように聞こえました。しかし、本来伺っているのは、社会状況や建設費が変わった今もその計画は妥当だと判断できる根拠があるのかということなんですよね。検証した上で、変更は不要と判断したのか、それとも計画が進んでいるから見直さない、この二つは全く違いがあるわけです。でも、今の御答弁からは、根拠、計画は進んでいるから、適切な判断の下で進んでいるから見直さないというふうなことだったと思います。でも、財政課は事業所管課の計画を前提に予算を認めるだけでなく、区全体の財政を見据えて、その必要性、費用効果を検証する役割があるはずなんですよね。計画を見直すことは、これまでの判断を否定することではないはずなんです。状況が変わったのであれば立ち止まって検証する、それこそが将来の区民に対する行政の責任ではないでしょうか。改めて、財政課としては検証を進めた上で変更が不要と判断し、なんだったらそれを示す。計画が進んでいるから見直さないということではないところをきちっと区民に説明ができるように進めていっていただきたいと思います。

次に、91ページ、私立幼稚園保護者負担軽減費のところです。これは、私立幼稚園への支援と区立、私立の園の幼稚園の格差がちょっとあるんですよね。ちょっとそのあたりをお伺いしたいと思います。

障害のある子どもなど、特別な配慮や支援が必要な子どもを受け入れる際、私立幼稚園が加配職員を配置するための補助金は東京都と文京区合わせて年間100万円程度と、100万円程度だと聞いています。一方、文京区では、民間の認可保育園でも、要配慮児として認定されれば個別の指導計画も作成して、必要に応じて職員の加配や環境整備を行う仕組みがあります。区立幼稚園でも必要な加配や環境整備が行われています。なぜ同じ文京区の子どもでありながら、通う幼稚園が区立か私立かによって受けられる支援に大きな差が出てきちゃうのかなと思うわけですよ。障害のある子や特別な配慮が必要な子どもは、どの園にもいるわけです。入園後に初めて支援の必要があることも分かるわけです。しかし、私立幼稚園では加配職員を雇う財政的な余裕がなくて十分な支援体制を整えることが難しい場合もあるわけです。その結果、支援が必要なことを理由に入園を断られたり、入園後に転園を求められたりすることもあれば、それがもしあったとすればですよ、子どもが学ぶ権利に重大に関わる重大な課題になってしまうわけです。問題になります。

区立幼稚園の特別支援教育にも保育園の特別支援教育も、保育園の取組から学び、さらに充実させる点があるとは考えますが、そうした中でも区立の幼稚園型認定こども園を増やして、保育園並みの加配体制を整える一方で、私立幼稚園の支援が限られたままであれば、区

立と私立の格差はさらに広がって、私立幼稚園の経営を圧迫して、存続にも影響が出かねないと思うわけですよ。区立認定こども園を増やすのであれば、私立幼稚園でも子どもが必要な支援を受けられるようにするのが区の責任じゃないでしょうかということを１点お伺いしたい。

それから、障害者差別解消法でも、正当な理由なく障害を理由に入園を拒否するなどは不当な差別的取扱いと禁止されているわけですよね。私立幼稚園も対象です。合理的配慮の提供も義務ですし、園の財政的な事情によって子どもの学ぶ機会が狭められることがないように、区と区が支える必要があると思うんですよ。今後、私立幼稚園の安定を支えながら障害や支援の必要性によって入園や在園、在園継続の機会が左右されないように、どの園でも安心して育つことができるように、加配職員の補助を含めて、支援制度を抜本的に見直すお考えはあるかないか、お伺いできればと思います。

○田中（香）委員長　野苅家幼児保育課長。

○野苅家幼児保育課長　今、海津委員から御指摘いただいた私立幼稚園における配慮が必要なお子様の受入れについてでございますけれども、まず、区立の幼稚園と私立の幼稚園で、その受入れに著しい格差があるという認識ではまずございません。どの園も、区立、私立問わず、適切にまず対応しているという前提でこれからちょっと御答弁申し上げますけれども、まず、私立の幼稚園に対する心身障害児等受入れの人員についての補助についての現状をまず、御説明させていただきます。現在、区では、区内15園の私立幼稚園に対しまして、私立幼稚園連合会補助金を交付をしております。この補助対象事業の中に心身障害児対策事業というものがございます。これは心身障害者の手帳ですとか愛の手帳を有する場合、あるいは医療機関等において診断があった児童が在園している場合に、連合会、連合会からの申請に基づき補助をするというものでございます。補助基準額でございますけれども、該当の園児が１人の場合は１園当たり年額で54万円、当該園児が２人の場合、１園当たり年額で30万円ということでございます。また、先ほど海津委員からもありますけれども、ありましたけれども、都からもこのことについて一定の補助が出ております。区の補助とは別に、都の私学助成の中で学校運営に関する助成としまして、私立特別支援学校等経常費補助がございます。この中で、障害児が２人以上在園している幼稚園等を対象に、幼児１人当たり78万4,000円、年額ですね、これを補助しているというものでございます。これを足しますと、先ほどの約100万円程度ということでございます。

なお、区の補助額につきましては、私立幼稚園連合会からの御要望を受けまして、令和７

年度にその補助額を増額をしているところでございます。先ほど30万円と申し上げましたけれども、それまでは24万円ということでしたので、そこも一定、補助の増額をしているということでございます。

私立幼稚園におきまして、人的体制が整わないことを理由に心身障害児の皆さんの入園の機会が制限されるということは、決して適切な状態ではなく、区として支援が必要なものと考えております。現状や御要望を踏まえまして、私立幼稚園の受入れ体制が整うよう、補助金増額等も含めながら適切に対応していると考えております。今後も、私立幼稚園のインクルーシブ教育・保育が一層進むよう、意を用いてまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　分かりました。ぜひ進めていっていただきたいと思います。そこに基本に置いていただきたいのが、区立幼稚園並みじゃないんですよね。区立保育園、区立認定こども園、ああ、これは認定保育園、そして区立の認可保育園並みにしていただきたい。これは、保育園と、区立保育園と区立幼稚園の大きな違いですが、保育園業務のほうは、原則特別な加配が必要な子には１人つくんです。幼稚園のほうは２人から、２人ぐらいから１人というような形になりますので、そこは大きな違いがありますので、下に合わせるのではなくって、やはり上に合わせるということでぜひ進めていただけるようお願いをして、終わりにいたします。

○田中（香）委員長　田中としかね委員。

○田中（と）委員　83ページになります。国庫支出金の新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる地方創生交付金です。ここのところですね。国の自治体ＤＸ政策についてということになるんですけど、ここでは歳入でございますので、文京区の財源戦略について伺いたいと思います。

まず最初に、少し国の政策の流れを振り返ってみたいと思うんですけども、この数年間、国の地方創生を支える交付金というのは、三つの政権を経て大きく再編されてきましたよね。最初は岸田政権ですよ。岸田政権が掲げたのは、デジタル田園都市国家構想でした。デジタル技術を活用して地方が抱える課題を解決して、全国で暮らして、どこでも、どこで暮らしていてもその便利さを享受できる社会をつくるという構想ですね。そのために整備されたのが、このデジタル田園都市国家構想交付金、いわゆるデジ田交付金というやつでしたよね。そして、令和６年の10月に発足したのが石破政権ですよ。覚えていますでしょうかね。地方創生2.0、バージョンツーという、それを掲げていました。ここではデジタル技術の導入だ

けじゃなくて、その地域の産業や雇用、日々の暮らしを支える生活環境まで含めて、地方創生を進めようとしましたですね。それに対応して、令和６年度の補正予算で創設されたのがここ、この新しい地方経済・生活環境創生交付金です。今回、文京区が活用したのがこの交付金になるわけですね。さらにですよ、令和７年に発足しました高市政権では、この地方創生を日本経済全体の成長戦略と結びつける、この地域未来戦略が打ち出されました。この地域への投資を促して地域産業の成長を支えて自治体の枠を超えた連携を進めていく、その政策を支える交付金として地域未来交付金への再編が進められたんですよね。岸田政権のデジ田交付金、石破政権の新しい地方創生交付金、そして高市政権の地域未来交付金、この三つの政権を通じて交付金の名称も変わってきました。

でも、ここで注目すべきなのは、名前の変更ではないと思います。国が地方自治体に対して何を期待し、そして何に財源を投入しようとしているのか。その政策の重点がどのように変わってきたのか、そこを読み取ることが重要だと思うのですよ。

そして、もちろんこの変化は、文京区にとっても決して人事ではありません。本区もこの令和７年度、この国の交付金を活用して、書かない窓口や、キャッシュレス決済や、観光デジタルマップなど、区民サービスのデジタル化に取り組んできました。こうした取組は評価したいと思います。

しかしながら、国の政策は既にその先を見据えているわけですよね。この一つの自治体が便利なデジタルサービスを導入するだけではなくて、複数の自治体が共同で利用できる仕組みを整備する。さらにその成果を全国へ広げていく。そうした方向性が交付金の制度にもあらわれてきているわけですよ。

そこで、この令和７年度の決算審査だからこそ伺いたいことがありますよ。この令和７年度、本区は国の交付金を活用して何を導入したのかというのは資料を読めば分かることです。ですので、私はもう一歩踏み込んで伺いたいんですね。この国の政策が変わっていく中、令和７年度というのは、ちょうどその大きな転換年に当たるわけですよ。だとするならば、文京区自身の政策のつくり方は何か変わるのでしょうかということで、国が用意した制度を上手に利用することは国の政策の方向を読み取り、自ら新しい施策を構想すること。そういうことですね。今まではできたやつを利用するで済んだんですけど、これからは、その方向を先読みして、新しい政策をつくんなきゃいけない。今までとやり方がやっぱり違うんですね。

そこで伺います。この令和７年度における国の地方創生関係交付金の活用実績を、区は何をやったかという内容じゃなくて、どのように評価しているのかという点。そして、この岸

田、石破、高市の３政権を通じた制度再編を踏まえて、今後のデジタル政策や国庫財源の獲得に向けてどのような課題を認識しているのか、まずは伺います。

○田中（香）委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　こちらの新しい地方経済・生活環境創生交付金ということで、令和７年度の決算に計上されているというところでございます。実施したところは、委員も御指摘のとおり、情報政策課が取り組んでいるＤＸの一環として書かない窓口の取組ですとか、税務課のキャッシュレス決済の拡充、アカデミー推進課の観光デジタルマップ、また、土木管理課での自転車対策ＤＸの推進事業、こういったものに活用されたというものでございます。こうした事業に対する評価というところでございますけれども、区の様々な分野でＤＸを活用して区民のサービス向上につながったというふうに考えているところでございます。

今後の区の取組というところでございますけれども、委員も御指摘のとおり、令和７年度の補正予算から、こちらの地域未来交付金ということで制度が改められたというところでございます。特にＤＸ分野で言いますと、こちらデジタル実装型という枠が引き続き用意されておりまして、これまではいわゆる以前でいうTYPE 1、現在のTYPE Aですね、こういったところで着実に進めておりまして、令和８年度でも窓口ＤＸシステムの導入ですとか、また、国保年金課の電話の自動音声案内システム、こういったところに活用を予定しているというところでございます。

また、これ以外のところで言いますと、別途、TYPE Vという補助率が３分の２になるものですとか、TYPE Sという補助率が４分の３になるというものもありまして、こういったところも我々のほうでは承知をしているというところでございます。現状、例えばこのTYPE Sというものですと、かなり先行的な取組ということで、今後、これが国の標準になるようなものというところで、今まで採択は全国で２件ということで聞いております。非常に補助率が高いというところですが、ハードルも高いというところで考えております。また、このTYPE Vというところですけれども、補助率が３分の２になるというところでございますが、こちら共同調達、共同利用というところが条件になってくるというところ。あと、特に都道府県が主導して基礎自治体と広域で連携するもの、こういったものが対象になってくるというふうに聞いております。現状、こういったところに、どこまで区としてエントリーできるかというところでございますけれども、現状、課題があってエントリーはできていないというところでございますけれども、引き続き、他自治体の状況ですとか国の動向のほうを注視して、必要な交付金の獲得につなげてまいりたいというふうに考えております。

○田中（香）委員長　田中委員。

○田中（と）委員　ありがとうございます。さっき私が聞いたのは、岸田、石破、高市の３政権を通じた制度再編を踏まえて今後のデジタル政策や国庫財源の獲得に向けてどんな課題を認識しているかって話でしたので、ぜひ高市が何を考えているかということを踏まえてほしいんですね。

特にこの高市政権になって、皆さんも御存じのように、これ地方創生の交付金ですよね。このいわゆる地方創生の在り方というのは大きく変わったという認識をぜひ持っていただきたいんですね。一般的なニュアンスとして、地方創生と聞くと、殊この東京に関して言えば、いや関係ないじゃんと思うかもしれないじゃないですかね。というよりも、むしろ東京の財源を地方に回せと、不合理な税制改正を振り回して東京一極集中を解消せよと、それが地方創生だと言わんばかりだったわけなんですよ。石破あたりは。それがどうなったかというと、大きく変わったのが高市政権なんですね。今年初めて、政府の骨太の方針から東京一極集中という文言が消えました。これね、我々自民党東京都連からの働きかけも大きかったと思うんですけども、現在、30区ある東京の全ての衆議院選挙区で代議士を擁立しているという、かつてない画期的なタイミングでもありますしね。ぜひこの流れで我々は特別区の固定資産税の国税化は何としても阻止したいと思っているわけなんですけど。

でね、これまでと何が違うのかというと、高市政権の日本の勝ち筋に投資するというこの成長戦略において、東京の役割というのはもう欠かせないものだという、そういう認識になったということなんですね。地方に振り分けろとかじゃなくて、いや、東京と一緒にやらなきゃ駄目じゃんって話なんですよ。このチャンスは生かすべきです。国と東京都が本当に珍しく利害が一致しているというこのタイミングですよ。東京の成長モデルにも国は投資するって言っているわけですから。具体的にそれを地方未来交付金、これを東京に文京区に引っ張ってくることを考えなきゃ駄目でしょう。

でね、さっき課長が一生懸命説明してくれたのは中身が何かというと、これまでやってきたという新しい地方創生交付金、これTYPE 1ってやつで活用して何やったかというと、具体的に文京区は書かない窓口サービスね、キャッシュレス決済、地域防災緊急整備、観光デジタルマップ、総合的自転車対策のＤＸ、この５事業で採択を受けています。このTYPE 1というのは、簡単に言うと、ほかの地域などで既に実績のある優れたデジタルサービスをほかの区、例えば文京区にも導入するという、それだけの仕組みなんですよ。いいものを見つけて、国家財源を活用して文京区にも導入すると。確かにこれ大切なことでした。

しかし、国は、高市政権は、その先、もう次へ進んでいるわけですよね。現在のその地域未来交付金には、デジタル実装について、さっき課長が言ったようにTYPE A、TYPE V、TYPE Sという類型があります。TYPE Aというのは今までやってきたパターンですよ。地域住民等の利用推進型になります。デジタル技術を使ったサービスを地域に実装して、住民が実際にその利便性を享受できるようにするってやつ。これもあります、変わらずあります。これは、でも国の補助率は２分の１なんですね。次がTYPE V、先進的デジタル公共財活用型です。ここから考え方が変わってくるわけですよ。一つの自治体が自分たちで使うシステムを導入するだけじゃないんですね。複数の自治体が一緒に使えるデジタル公共財を共同で調達して共同で利用する。これは国の補助率が３分の２になりますからね。最後にTYPE Sってやつね。これデジタル行政型、特化型ってやつです。国や地方の統一的な標準的なデジタル基盤につながるし、将来、全国へ横展開できるような先行モデルを支援するってやつね。こちらは何と４分の３の補助率になるわけです。分かりやすく言えば、一つの自治体でこの住民サービスを実装するんだったら２分の１、自治体同士で共同利用するデジタル公共財なら３分の２で、全国で広げられる先行モデルだったら４分の３ですよ。国はわざわざこの補助率に差をつけています。私はこの数字の違いこそが、国から自治体へのメッセージだと思っています。かつてのね、よいデジタルサービスを買ってくださいというこのスタイルから、自治体同士で次のデジタル公共財をつくってくださいって大きな変化なんです。これ自治体のＤＸ政策はもうそこまで進んできたということを認識してほしいんですね。

で、伺います。この令和９年度の予算編成に当たって、TYPE AだけじゃなくてTYPE V、さらには対象となり得る政策分野ではTYPE Sまでぜひ視野に入れてね、国庫支出金を戦略的に獲得していく考えがあるのか伺いたいと思ったんですけども、さっき、ちょっとね、難しいですという答えがあったので、これね、この財源を見つけて使うだけならこれまでと一緒なんですよ。これから必要なのは、国の政策が向かっている先を読んで、そこから逆算して、国の、区の政策を設計すること、これなんだと思うんですね。交付金はね、もう出来上がった事業の最後に探すもんじゃないんですよ、もはやそういう時代じゃない。国が次に何を実現しようとしているのかを先読みして、その方向と本区の政策課題を重ねていくということ。私はそれがね、財源戦略だと思います。

で、文京区はこの令和７年度決算を踏まえて、令和９年度のＤＸ/ＡＸ政策について国庫財源のやつを探すんじゃなくて、企画政策部が中心となってですよ、地域未来交付金をはじめ国の政策動向を先に捉えて、政策形成の段階から国庫財源の獲得を組み込もうという気は

ありますでしょうかということだけ。

○田中（香）委員長　企画課長、川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　国の交付金に向けた取組の姿勢というところでございます。先ほど申し上げたとおり、このTYPE V、TYPE Sというのは非常に補助率等も高くて非常に魅力的であるという一方で、その分、ハードルも高く課題もあるというところでございます。現状、令和９年度に向かってすぐにこちらに申請ができるというところではないのですが、先ほど財政課長からも答弁がありましたとおり、区が今後の財政運営において様々な施策を推進していくに当たりましては、国や東京都の補助金や交付金、こういったものを積極的に獲得していくことが非常に重要になると思っております。こうした補助金、交付金の獲得に当たりましては、その補助金、交付金の趣旨を踏まえまして、様々な要件がございます。これが国や東京都が求めている条件、また区がやろうとしていること、こういったところ、すぐには合致しないものもございますが、工夫をして、少しでも合致すれば獲得につながるというふうに思っておりますので、少しでもこういったところを獲得に向けて動けるように、企画ですとか財政のほうも後押しをしながら、各所管のほうで取組が進むように区としては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○田中（香）委員長　田中委員。

○田中（と）委員　ちょっとまだ許さないですけどね、この良いものを見つけてね、文京区で使うというスタンスから、さっき言ったように共同調達、共同利用というどこかと一緒に何かを、何をつくるかという、このつくる自治体への進化が求められているわけですよ。いわゆる使うからつくるね。この自治体間での共同利用についてはハードルも高いわけですよね。コスト削減とか効率化の効果はもちろん期待できるんですけど、それぞれの自治体ですから、各自の自治体の業務の違いもありますし、調達や人材やシステム標準化ってどうやってやるのという話も、もう課題挙げたら切りがないわけですよ。でもそうなると、今言ったお話ね、東京都や他自治体の動向を注視しながら研究していくというパターン回答になると思うんですが、でもね、各自治体で業務が違う。で、調整が必要だと、人材も必要だと。一つの区ではなかなか難しいです。だからなかなか進まないと。その事情はどこの区も一緒なんです、どこでも一緒なんです。だからこそ、一つの自治体では難しいから、国はTYPE Vに３分の２を出すんですよ。そういうことなのね。難しいのは分かっているから、金出すからやってよって話なの。簡単にできるんだったら、わざわざ共同利用を政策的に誘導する必要がない。難しいのは分かっている。でもやってよというね。これ、だからほっとくと自治体ごとに、

特にそうです、ＡＸも進めば進むほどどうなるかというと、自治体ごとに同じようなシステムをばらばらにやり始めたら、これ切りがないですね。別々に調達し続けるのは合理的じゃないわけです。だから共同でつくろうと。単独では難しいはやらない理由じゃないんですね。それはTYPE Vを使うという理由にこそなるわけなんですよ。

そこで伺います。これ何をやればいいかというその具体的な最初にやってほしいのが、文京区で東京都やほかの特別区と共同利用できるデジタル公共財について、具体的な候補分野ね、これせめて洗い出しをしたことがあるのかどうかということね。ぜひね、ないんだったら、令和９年度に向けてまずその棚卸し、そこから始めるべきじゃないかと思うんですが、これはどう。

○田中（香）委員長　髙橋情報政策課長。

○髙橋情報政策課長　デジタル公共財についてのお尋ねということになりますけれども、昨年度来から文京区のほうでも東京都、そしてGovTech東京のほうといろいろなデジタル政策、ＤＸ推進、ＡＩに関する議論を行ってまいりました。その中で、デジタル公共財というお話でいきますと、先般、東京都とGovTechが共同開発をした生成ＡＩの共通基盤、Ａ１（えいいち）と呼ばれるものですね。国においてはデジタル庁が源内（げんない）というのを開発しておりますが、そちらの生成ＡＩの基盤、Ａ１（えいいち）につきましては、東京都とGovTechだけのものではなくて、その配下にある区市町村も共通のデジタル公共財として利用できるようにということでの共同利用の提案がございました。今年度、我々としては、今、無償で提供していただいていますので、この使い勝手がどうか、例えばＡＩエージェントとして自立して動かせるかどうかといったような実証をやっているところでございます。

また、共同というのが今後のキーワードになってくるというふうに捉えておりますけれども、それ以外には共同調達ということで、これもGovTech東京が、これまでであれば単独の区で一つの何かしらのデジタルサービスというのの契約をしておりましたが、例えばビジネスチャットであるとか、ＡＩ議事録であるとか、例えば職員向けのｅラーニングであるとか、そういったサービスについては、スケールメリットを生かして共同で調達したほうが安く調達できるだろうということで、本区もそのサービスに乗っかっております。昨年度の実績で申し上げますと、幾つかのそういったサービスを共同調達に手を挙げて参加をした結果、コストメリットとしては年間約560万ほどの、区単独で契約をするよりは、共同調達に乗ったことによって560万ほどのコストメリットがあったという状況でございます。今年度につきましては、さらにそれが拡大をしておりまして、ほかのサービスも合わせて3,000万以上の

コストメリットが出るものではないかというふうに推測をしてございます。

今後も、GovTech東京、ないしはその中にいる区市町村の皆さんと情報共有、情報交換をしながら、いろいろな施策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　田中委員。

○田中（と）委員　ありがとうございます。でね、もう一つなんですよ。東京の中ね、GovTech一生懸命やっているしね、それを使わない手はないんですけども、もう一つ東京の外にも目を向けてほしいんですね。この文京区には、交流を積み重ねてきた都市がありますよね。その一つが金沢市ですよ。昨年、文京区議会としても金沢市を訪問して、能登半島地震への対応とその経験を踏まえた地域防災計画の見直しについてお話を伺ってきたんですよ。金沢市は自らも被災しながら、同時に能登を支える拠点となったという経験があります。そこで職員の皆さんが得たものというのは本当に報告書に書かれた数字だけじゃないんですね。情報が十分ではない中で何を優先したのか。避難所で何が起きたのか。物資をどう動かしたのか。通信が途絶えたときに一体何を根拠に判断したのか。マニュアルには書き切れない現場の経験値が蓄積されているんです。でも、そのままほっとくとなくなってしまう。私はこの記録、経験を単なる記録で終わらせてはいけないと思っておりまして、この経験を記録で終わらせないって。そのときに何が起きたのかって、そのときどんな情報があったのか。誰が何を判断したのかって、何が足りなかったのかとかね、次の災害までに何をデータとして準備しておくべきなのかと。これを構造化して、それこそＡＩによって検索して、次の人間の判断に生かせる知識に変えられると。これがＡＩにその災害対応を任せるということじゃないんですよ。人間が経験したことをＡＩによって次の人間の判断につなぐという作戦ですよね。私はここにＡＸと防災を結ぶ一つの可能性があると考えています。

ここで先ほどのTYPE Vの話とつながるわけですよ。金沢市には実際の災害対応から得た経験値があると。石川県には、その能登全体を見た広域災害対応の経験とデータがある。東京都にはデジタルツインをはじめとする都市のデジタル基盤があるわけですよ。そして、文京区には首都直下型地震に備える都市としての課題等、もう実証のフィールドがあるわけ。文京区で実際何ができるのかということを検討しなきゃいけない。であるならば、石川県金沢市、東京都文京区、それぞれが持っているものを持ち寄って、能登の経験を東京の備えという災害ＤＸ、平時ＡＸのモデルを共同でつくるという、私はこれ十分に検討に値すると思うわけですよ、TYPE Vでね。その思いをね、率直に金沢市の村山市長にお伝えしたところ、同様に十分検討に値すると思いますという感想ね、感想をいただきました。これはね、最初か

ら大規模なシステムをつくれとかいう話じゃないんですよ。まず、担当課同士をつなげばいい話でね、金沢市の危機管理とデジタル政策と、文京区の防災と情報政策と、能登半島地震で実際に起きた、例えば５件とか10件とか判断事例ですよ、その判断事例を持ち寄ってみる。何が起きたんですか、何が分からなかったんですか、それでも、何でその判断をしたのかって、これは最大のポイントですからね。次に同じがことが起きたら、一体そのときに必要なデータは何だと思いますかという、それを共同で整理したらいいんじゃないかって話なんですよ。文京区側で同じことが首都直下地震で起きたときに、私たちはどんな判断をするのかということをシミュレーションする。これが検証です。これだったらね、明日からでも話を始められるんじゃないかと思うわけでね。

そこで伺います。この友好交流都市である金沢市と防災デジタル政策の担当部署、共同研究しましょうじゃない、担当部署をつなぐぐらいやってみませんかという話なんですけど、どうでっしゃろ。

○田中（香）委員長　矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長　今、委員から御提案ございました、そういう防災の部分の担当部署の顔をつなぐとかという部分につきましては、一定、有効な手段であるというふうには考えております。基礎自治体においてＡＩの活用とか新たな取組を他の自治体と一緒に共同、共有していくという視点については、重要であるというところは認識はしております。引き続きこれにつきましては、国とか都の動向とかも注意しながら、防災分野に限らず、各施策における有効的な効果的なＡＩの活用方法については検討してまいります。

○田中（香）委員長　田中委員。

○田中（と）委員　ありがとうございます。研究じゃなくて検討ということでね、ぜひ研究で終わらせないでいただきたいと思っていますね。

別に新しい協定を結んでくださいとか、新しいシステム導入してくださいって言っているわけじゃないですのでね。今日お願いしているのはもっとちっちゃなことです、本当に。担当課同士をつないでくださいという話ですので、ぜひよろしくお願いいたします。私も今月末、また金沢へ行って直接話をしてきますので、よろしくお願いいたします。

○田中（香）委員長　続きまして、石沢委員。

○石沢委員　質問に入る前に、まず83ページの１の個人番号カード交付事務費補助金、それから87ページ１の自衛隊募集事務委託金、これについては意見留保させていただきます。

質問ですが、91ページ、６の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、ここについて伺

いたいんですけれども、予算現額が23億5,611万ということに対して、収入済額が８億1,781万ということで、15億円差が出ていますということなんですけれども、この、この中身をちょっと、どうしてこういう差が出ているのかというのを御答弁いただけますか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　予算現額と収入済額の差額についてのお尋ねの部分になりますが、こちら二つ要因としてございます。一つ目といたしまして、昨年度、１月補正予算におきまして、こちらで約17億円の部分で予算措置をしたところでございます。国からこういった物価高騰対応地方創生臨時交付金が交付されるということを受けまして、急遽、昨年度１月補正を行ったところでございます。そちらにつきまして、実際に１月に補正予算をしてから、実施時間、実施期間が２月、３月しかないといったところから、同時に補正予算の中で繰越明許ということでとらせていただきました。そちらの繰越明許といたしました食料品物価高騰対応給付金、本区で行いました食料品物価高騰給付金につきまして、実際に実施、お金が交付されるのが令和８年度となりましたので、それについて国のほうから交付されたのが８年度になった、その関係でお金が入ってこなかったということで、約17億円予算を組んだところですが、実際に入ってきたのが７億円だったということで、差額の10億円分がこちら収入未済となっております。

また、もう一点といたしまして、令和６年度から令和７年度にかけます繰越明許分ということで、約６億円分予算計上していたところでございますが、こちらは逆に６年度に大半のことが行われたということで、予算では６億見込んでたんですが、７年度に入ってきたのは１億4,000万程度だったということで、こちらは約５億円ほどが見込みより先に入ってきたという形になります。これらを合わせまして、約15億円分が差額として出ているところでございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　分かりました。5,000円の給付が給付されたのが８年度にずれ込んだということとか、あと、その前のものが、何ですかね、前の年度に執行されたとか、そういうことで歳入ずれたということですよね。

しかし、それは何でこういう複雑な状況になってしまうのかなというのがちょっとよく分からないんですよね。やはり、何だろう、こういう複雑な仕組みになってしまっている状況というのはどういうふうに、なぜこういう複雑な状況になっちゃっているのか。その入り繰りというか、８年度に執行されたものが８年度に出るとか、７年度に執行されたものだった

のが６年度になって、それが前の年になるとか、その辺がどうしてそういうふうになってしまうのかというのをちょっともう少し教えていただけますか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　こちら国の地方創生交付金を財源として行っているところでございます。昨今の物価高騰を踏まえまして、国のほうで例年、秋口から冬にかけてこういった施策を行うということが決定いたします。それを受けまして、各地方自治体のほうに交付されることになりますので、実際にこちらの交付金が決定されるのが１月から３月頃になりますので、その関係上、年度をまたがるような形で事業執行が行われているということになりまして、歳入についても年度をまたいで２か年度にわたって歳入してくると、そういった構造となっております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　分かりました。大体やはり国の予算が年度末にかけて来るということで、しかし、それが執行されるのが、執行されたときにそういうことになるということで、やはりこういうのを見ますと、やはり職員の方々の事務負担というのも本当にやっぱり大変だなというふうに思うわけですよね。国のほうは、これ補正予算とかを通常だったら組めばいいんですけれど、予備費という形で出すわけですから、やっぱりこういう補正予算があればある程度のタイミングでね、どのくらいに来るのかなというかは分かるんだけれども、自治体としては予備費で来るものだから、いろんな対応がやはり迫られて非常に大変になるということで、そういう事務負担なんかは結構大変だったんではないかなというふうに思うんですけれども、そのあたり、実感としてどのようにお考えかというのをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○田中（香）委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　事務負担のところのお尋ねでございますけれども、給付金の実施につきましては、今、緊急経済担当のほうで実施をしておりまして、過去の給付金から給付金事務についてノウハウも蓄積してきたといったところもありまして、一定、そこの人員で対応してクリアしているというところでございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　兼務でやられて、それは本当大変だろうなというふうに思うんですけれども、やはりこういう給付金も本当に切実でね、ちまたの経済状況なんかを見ますと、やっぱり給付金というのは非常に大事で、私たちも求めてきたところはありますが、しかし、やはりこう

した国の様々な政策の非常に不透明な中でも、予備費でね、選挙直前でね、そういうような形で執行されるという点では、本当に現場の方々も大変だったというふうに思います。やっぱりこういうことをやるのであればね、私たちはやっぱり直接的な物価高騰対策って言えば、消費税減税ということがね、やっぱり求められているなというふうには思うんですけれども、僕らは、私たちは５％減税ということでね、やっぱりその財源なんかもきちんと私たち示しているわけでありますけども、やっぱりそういったことが本当にこれから現場の事務負担を考えても、引き続きやはり求められると。恒久的なやっぱり減税ということで、財源なんかもちゃんと示してやっていくということが必要だなというふうに改めて感じたので、その点は申し上げて質問を終わりたいと思います。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

それでは、以上で、14款国庫支出金から15款都支出金までの質疑を終了させていただきます。

続きまして、16款財産収入から21款特別区債までの質疑に入ります。主要施策の成果の102ページから139ページまでの部分です。

それでは、事前質問を御提出いただいている委員から順番に指名をさせていただきます。

沢田委員。

○沢田委員　そうですね、ちょっと後で関連で入ろうかと思っていたんだけどな。すみません、はい、やります。103ページ、16款１項１目２の土地貸付収入、(1)総務部、普通財産土地貸付使用料に関してです。御準備は大丈夫でしょうか。

元町ウエルネスパーク西側の土地賃料についてです。先日、総務区民委員会でも、あと昨日の総括質疑でもですかね、繰り返し議論されてきたので、私からは１点だけお伺いしたいんですが、この件、順天堂大学が区有地を不法占有というセンセーショナルな見出しで報道されたりしているわけですが、ただ、一方では、実際、順天堂大学さんにとってはもらい事故だという声も聞くわけです。要は区に巻き込まれただけじゃないかというお話です。どうなのかなという認識をはっきりお伺いしたいなと思ったわけです。一方の順天堂大学さんからは公式見解やステートメントは出ていないようですよね。私の知る範囲では出ていないんだと思うんですが、そのあたりと、あと、区として何か聞いている、順天堂大学さんからお聞きのことがあるかどうか、教えてください。

○田中（香）委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　私ども、今、順天堂と一緒に事業をやっておりまして、最近、この話もずっ

としているところでございますけども、今まで、この過去の経緯の中でも文京区と順天堂で一緒になって考えてきて今までやってきた中でいきますと、そういった今回のことについては、順天堂もやはり寝耳に水といいますか、こういったことが起きて、権利的なものがなかったということも順天堂も知らなかったことでございますし、今、区で考えていることも含めて順天堂も理解をしていただいておりますので、この今の状況をどう是正していくかも含めて、区のほうで今考えていることを順天堂も見守っているという状況でございます。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　ああ、ごめんなさい。見守っているということなんですね。そういう話は区との間ではやり取りがあったということで、それは分かりました。一方では、その区有地を不法占有という見出しで報道されたりすることは、順天堂さんにとっても寝耳に水だし、正直、えーっというものがあったと思うんです。区としてもですよ、大事なパートナーなわけですよね。区内で、教育医療機関としては区内最大規模なパートナー事業者なわけですよ。ので、そこにどれだけ区として、そういう、この心中をお察ししますよ、順天堂さんの、どういうふうにお考えなのかなというところをお聞きしたかったわけです。十分にやり取りはできていてという意味での今の御答弁だったと思うんですけど。

ただ、一方では、もう少し踏み込んでお伺いしたいことがあって、昨日、総括質疑でのぐち委員も言っていましたが、実態はこうだと分かりました、課題も見えてきました。じゃあ、でも何のためにこうしてここで決算審査の議論をやっているのかということなんですよね。端的に言えば、次につなげるためなんですよ。同じことを繰り返さないためです。教訓を共有するためです。区民の皆さん全員と共有するためなんだと思っているんですね。

区の見解はもうお伺いしました。監査結果も重く受け止めるという企画部長さんの御答弁もありましたし、今後の対応は十分に検討されるということなんですが、その同じこと、同じことというとやっぱりちょっと語弊がありますね。二度と同じことは起こらないから。同じようなことを二度とやらないこと。私から見ると、区民の方から声を伺ったですよ、仲よしだから優遇したんじゃないかというふうに見られたりしていたと思うんですよね。そういうことをしないこと。で、利益相反に見えるようなことはしないことなんじゃないかと思うんですよね。これは、私は区の責任だと思っているんですよ。順天堂さんには、これ申し訳ないなと思っているんです、私も区の議会ですけどね。区の一員として本当に申し訳ないと思っている。昨日もＡＧＯＲＡの上田議員、上田委員の総括質疑でもお伺いしましたが、これだけいろんなことをやっていただいている事業者さんなわけですよ。その結果、順天堂さ

んの名声も着実に上がってきてたと思うんですね。だから、本当は今回言われているような賃料の減額なんて正直どうでもいいはずなんですよ。順天堂さんにとって。区民にいい意味で名前を覚えてもらうほうがよっぽど価値があるはずなんですよね。

皆さんも御存じだと思いますけど、念のために申し上げますよ。順天堂さんの名前の由来は、天の道に従うことですよね。分かります、分かりますかね。原典がありますよ、中国の古典「易経」です。順天応人。あとは孟子の言葉です。「天に従う者は存し、天に逆らう者は亡ぶ」、天下の道理に従う者は生き残り、これに逆らう者は滅びるという実践的な学知を創設者である佐藤泰然さんというお医者さんが、医師として、また人間として歩むべき指針として命名をしたものなんですよね。実際にこの佐藤泰然さん、医療を金もうけとか自分を、あ、身分を得る手段にすることをひどく嫌ったというエピソードが残っているわけです。だから、そんなすばらしい名前を汚すようなことを、たとえ今回のような結果的にそうなってしまったということであったとしても、そういうものにつながるようなことを文京区がやってはならないわけですよ、二度と。という認識を確認をしたかったということなんです。今のお話はそういうことだと思うんですよね。ので、これからも順天堂大学さんにはずっと地域の医療、区民の大切な健康と安心を支えてもらわないといけないわけですから、これからも順天堂大学さんが天の道に従って医の道を進んでいただくために、文京区としては今後より一層配慮をしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そういうことでいいですかね。いやいや、どうですかという、何かあればなんですけど。あ、お願いします。

○田中（香）委員長　木村区民課長。

○木村区民課長　先ほども少しお話をさせていただきましたけども、今回のこの設定、権限の設定以外のところで考えていきますと、この今回の権限設定をきちんと正していくことで、この後、まだ50年以上続く契約になりますので、我々文京区、また順天堂もですね、この50年の契約を区民のためにやっていくんだという姿勢で、今回もお互い合意をしているところもございますので、今後も、今、いろんな様々な健康講座等々、区民に対しての様々な事業もやっていただいておりますので、それを引き続き続けていくことで、区民に、区民が安心して遊びに、遊びに来れるといいますか、利用できる、そういった施設づくりを引き続きしてまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　分かりました。順天堂大学さんについてはもう分かりました。でもね、こういうことが、ひょっとして同じような状況に文京区が置かれることがこの先にあるかもしれない

ですよねという前提でお話をしているんです。区にとっての大切なパートナーである民間の事業者さんと、そういう関係が、今後、こういう事態に陥らないようにということを十分に配慮をしていただきたいということなんです。一番申し上げたかったところは。今回、例に挙げたのは順天堂大学さんのある種の理念であったり教訓なわけですけど、恐らくほかの民間の事業者さんであったり、大学さんとかも同じだと思うんですよね。高邁な理念に沿って、これまでその実績を重ねてこられている。だから、言ったらば、そうですね、お金もうけがしたいわけじゃないし、身分を得たいわけでもない。それから、お世話になったからお返しをしないとなみたいな、そういう配慮は区としては全く無用なわけですよね。そういうことは、そのパートナーなわけですから、文京区としても十分に理解をこれまでもされているし、これからもしていくべきだと思うんです、というところをぜひ意識して臨んでいただければと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　では、私も同じ今のところの質問を続けさせていただきます。答弁、総括質問の答弁に絡んでお伺いいたします。区は公有財産管理委員会の承認、運用委員会の承認と区長の決裁を得ているため、意思決定権は明らかであり、検証しないというふうにお答えになっているんですね。でも、私が尋ねたのは、誰が承認したかだけではないんですよ。何を根拠に問題のない変更だと判断したのかなんですね。報告書の18ページ、監査報告書の18ページは、委員会には変更によって区や相手方に新たな利益や負担を生じないと説明しているんですよ。しかし、その変更によって、実際には地下体育館を使う権利が失われてたわけですね。新たな負担を生じないという説明は誰が何を確認した上で行ったんでしょうか。お答えください。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　まず、権限の、その決定のところのどういうふうに決めたのかというところについての御質問になります。こちらについては、区として専用使用権といったところについて、その判断をした時点では公正証書に添付した覚書等に事業者の使用目的等にも記載をしているというところと、貸付料には体育館を含めているというところも含めて当事者も合意もあったというところで、契約行為が成立しているため、法的な問題は生じないというところで当初考えたところでございます。公有財産管理運用委員会と、あと決裁等で、その最終的な判断を行ったものとなります。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　ちょっと今、訳が分からないんですけど、取りあえず記録として残しておく。

次に、従来の専用使用権では具体的に何を不足したのかということなんですけど、区は行政財産への変更はこども園の認定要件によるものではなくって、およそ半世紀にわたる契約期間や一体的な管理のためって言っているんですよね。専用使用権で長期下の利用や一体的な管理に具体的に普通財産のままにしておくことにどんな支障があったんでしょうか。従来の方法では不足すると判断した具体的な理由と、その判断に用いた資料を示してください。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　園庭の権利関係というところについては、すみません、当事者間で複雑となるというところがまず挙げられます。区の所有する土地に事業者への借地権、それから、その上に専用使用権が重なる。その後、もし地域貢献等で事業者が使うというところになれば、また改めてそこに専用使用権を使うのかどうかと。そういったような形で、権利の関係が複雑になるというところが一つ挙げられます。その権利をどういうふうな形で専用使用権の許可を得ている区側が目的外の利用を許可することといったところには不適切かなというところも含めてですね、実際に園庭の開設、こども園の開設が近づくにつれ、具体的な運用に対する……。

○田中（香）委員長　もう少しマイクに近づけてお話しください。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　はい、すいません。開設が近づくにつれて、具体的な運用に対する疑問等が生じたため、整理する必要があったというものになります。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　今のが非常に矛盾だらけだなって。結局、行政財産、普通財産にしていたほうがそれがやりやすかったはずなのが、行政財産にしたことで体育館の権利さえも奪われてしまったわけですよね。今のところはしっかりともう一度資料として議会のほうに説明をしていただけるよう、よろしくお願いいたします。

次に、権利関係の整理で、今も申し上げたことなんですが、なぜね、使っていた権利がなくなっちゃったのかと。区は複雑な権利関係を、今言ったことですよね、発生するため、園庭を貸付け対象から除いたって言っているんですけど、結果はね、今申し上げたように、権利関係を整理するはずの変更が、地下体育館を使う権利をなくしてしまったわけですよ。地下の使用を確認しないまま、なぜ権利関係を整理したと委員会に説明できたのかお伺いしたいです。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　すみません、先ほどちょっと私のほうの声のほうが届かなかったので、なかなかお伝えがうまくいかなかったのかなと思いますので、改めてお伝えいたします。まず、行政財産化した理由のところの具体的なところとしては、園庭の権利関係が当事者間で複雑となるというところになります。先ほど言ったように区の所有する土地に事業者の借地権、その上に区の専用使用権が重なるといったようなところで、権限が複雑になるというところで、園庭の貸付け面積から外すというふうな判断をいたしました。実際にどういうところで問題になるかというところについては、地域貢献等で使う際に、園庭使用する際に、誰が使用許可できるのかとか、園庭での専用使用権について許可を得ている区側の目的外の利用を許可することは不適切であると、そういったところも含めて、無償で貸し付けた園庭について、その権限を事業者が持つことへの疑問とか、そういったものがございましたので、開設が近づくにつれて具体的な運用に対する疑問が生じたので整理をしているという形になります。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　今の反論したいところですが、時間もないので、とにかくの言い分を聞いておきます。

　次は、確認する責任が誰にも明確に割り当てられてなかったのかということをお聞きしたいんですね。区は土地の権利関係の整理責任と確認について、特定の部署や担当者が責務を担っていたものではないと答弁されているんですよね。でも、これは関係者それぞれの役割はあったはずだと思うんですよ。地下を含めて変更後も過去に使えることを確認し、その確認が済んだかどうか確かめる責任者は決まってなかったということでいいんですか。それでまた、ぜひ知りたいのが、もしそういうことが決まっていなかったのであれば、個々の職員の情報共有不足だけでなく、確認の責任を定めないまま契約変更し、進めた仕組み自体の問題だと思うんですけど、そのあたりどのように考えて、そのあたりをきちっと検証するのかどうか、お答えください。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　組織としての判断としておりますので、それぞれの立場から、内容については適宜確認していくものというところで、最終的には決裁手続において確認をしているところでございます。この過程において、関係部署ですとか担当者間において適切に情報を共有するというところが、全関係者が正確な共通認識に立ち、法適合性

についてもそれぞれの立場から十分精査した上で判断が必要であったというふうに認識しておりますので、改めての検証というところは、現在のところ考えてございません。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　委員会、検証委員、あ、検証じゃなくて、その委員会、様々な委員会を経ましたよということと、そこで確認が行われたかは別なんですよね。そこが行われてないからこそ今のような事態が起きている。だから、そこの中のそれぞれの委員会とかの役割が本当に正しかったのかどうかということは検証する必要があると思います。それはまた、それは別途言っていきますが。

次に、合意と貸付料があれば使う権利も確保されていると考えたのかということなんですよね。区は基本協定や公正証書で当事者間の合意があり、貸付料の対象に地下体育館も含まれていることから、別途の権利整理が必要だと認識していなかったって答弁されているんですよね。しかし、報告書は対価が貸付料に反映されていると判断する一方ね、使う権利は失われたものと判断しているんですよ。つまり、お金の計算に含まれていることと使う権利があることは別だということが言われているんですよ。

それでお伺いしたいのが、区としてですよ、貸付料に契約変更後も地下体育館を使えると判断したのであれば、その法的な根拠を誰に確認したのかということなんです。確認してなかったとすれば、契約を変更する側がその変更によって失われる権利を調べなかったことを区はどのような判断の上の問題と捉えているのかお答えください。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　当初については、先ほどからお伝えしているとおり、基本協定とか公正証書等で当事者間の合意ができているというところで問題ないものかなというふうに捉えておりました。今回、監査結果において違法という、違法状態であるという指摘がありましたので、そこの監査結果の指摘事項については重く受け止めているというところになります。そちらについて、その形での権限設定といったところについては、今、取り組んでいるところでございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　じゃあ、そこはまだ聞きおきます。

それから、順天堂とＰＷＣにする確認をするのか答えてくださいって、確認するのかって答えてくださいってお願いしたんですけど、業者に確認するかどうかには答えられてないんですよね。報告書７ページでは、両者から監査期間中に回答を得られなかったとされている

わけですよ。区は順天堂が何を根拠に地下体育館を使えると考えていたか、ＰＷＣがどのような助言をしていたか、相手側の資料も含めて確認するつもりでしょうか。既に確認したのであれば、時期、資料、確認結果を示してほしいし、確認していないのであれば、今後、確認するか明確に答えてください。しないのであれば、相手方の認識や助言を確かめてもなく、判断経過を十分に解明できるとする理由をもう一度教えてください。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　委員おっしゃるとおり、今回の外部監査については、資料を求められてから提出までの、提出が、事業者からは期限までに回答ができなかったということは記載がございます。ただ、今回、その資料を求められてから提出までの期間は短かったということもございますし、そこの後に出されたという話も少し聞いておりますので、改めてこちらについて事業者に内容等を確認する予定は現在のところございません。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　要は、区としては、相手方の認識や助言を確かめなくても判断過程を、経過を十分に解明できるというふうに考えていらっしゃるということだというふうに私は理解しました。

それから、監査対象外の判断まで何で検証不要とするのかがよく分からないんですよね。前副区長を含む意思決定についても監査で問題が指摘されているわけですよ。だけども、報告書では、委員長でもあった前副区長が基本協定によって地下を使う権利があると認識したことの適正性について、監査対象外として立ち入らないと明記しているんですよ。この監査で検証はされないわけですよね、要は副区長のところが。だけど、文京区としては、そこのところは副区長がどういうふうにされたのか、副区長が基本協定のどの条項を根拠に変更後も問題がないと考えたのか、誰の説明を受け、何を確認したのか、区自身が資料と本人への確認によって検証する必要があると思うんですけど、そこを御答弁ください。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　前副区長が監査のヒアリングの際にどこの部分を該当したかというところについては、ちょっとこちらのほうでは今は判断、把握はできないところではございます。失礼しました。監査の結果においても、そこの部分については記載のあるとおりでございますので、改めてこちらのほうで何か判断をするといったところは現在のところ考えてはございません。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　また款別のところでお伺いしたいと思うんですけど、監査ではかなり報告書の中では漏れ、かなりとは申し上げませんが、漏れているところもあるわけですよね、しっかりと。そこを区が認識してないのか、今、おっしゃっているところは報告書があれば全部が解明されたと思うのか、そこを今度款別のところを聞かせていただきたいと思いますので、全てが持っていらっしゃるんだったらそれで結構なんですが、漏れているところがあると思うんだったら、さらに自分たちが必要と思うんだったらきちっと御用意ください。

最後に、５月には監査結果が、区は監査結果で指摘されるまで違法状態の認識はなかったとする一方、５月頃には明確な権利設定の必要性を認識していたと答弁されているんですけど、５月の時点でどの権利が不足していると認識していたんでしょうか。３月の議会での疑問がきっかけになったとも読み取れもしますが、議会で問われる前に区自身の点検で問題は一切把握してなかったのかどうか、もう一度御答弁ください。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　まず、５月のところの認識のところというところでございますけれども、令和８年３月に予算審査特別委員会の貸付料についての疑問を踏まえて、本件について改めて庁内で確認する中で、５月頃に明確な権限設定の必要性というところを認識いたしました。具体的にどういうところかというところについては、改めて確認した中では、明示的な権限の設定というところがなされていないというところになりましたので、明示的な権限の設定について検討するということとしております。この時点では違法状態というところについての認識等はございませんでした。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　分かりました。今また、これ、今いただいたお考えを基に、款別でしっかりと議論は進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　このたびはいろいろなことで御迷惑をおかけしたと反省しております。今回の件について検証と何度もお話しされていますが、今回、いろいろな意思決定者において提供した資料、地下に体育館がある、それが園庭の真下にある。この地下の体育館というのは、協定を結んだときから地下にある、また、オープンする前にも地下にある、周知の事実だと思っておりました。その周知の事実ということが落とし穴になっていたと感じております。そこをきちんと判断していただく、確認してもらう際に、その書類も添付して、今回は地代だったものですから、土地の図面ばかりをお見せしていた。その中で、もしきちんと

上物の建物を見せて確認をとっていたならば、それぞれの部署の者が責任を持って、おっしゃるように責任を持って指摘することができたであろう、そのように感じております。そこが、いみじくも今回の監査の指摘において、きちんと情報が共有されていると思わずに、きちんと提示して、きちんと連携して、きちんと進むこと、これが大きな原因だったと思っております。ですので、そこのところの解明について、事業者であったり、契約した相手方であったり確認をしても、そこは私どもの内部の手続になりますので、そこに深く反省を持ってこれから取り組んでまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　今のお話は、そういうふうにお考えになっていらっしゃることは分かりました。内部だからこそ検証して、何がどういうふうに足りなかったのかということをきちっと区民に教えていただくのが次の大きな一歩につながる前提だと思っています。終わります。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　まず、ページでいうと111ページの競馬の配分金については、これ意見留保ということであります。

次に、104ページ、106ページ、138ページの繰入金、繰越金、特別区債、ここで聞きます。それで、これ先ほど、どなたかの質疑の中で、積立金から区債残高を引くと、お金の残り具合でね、財政状況を判断するんだと、こういう答弁がありました。私もそこなんですが、それを考える場合に、具体的には、いわゆる決算シートの数値を用いて聞きますので、御答弁いただきたいんですけども、いわゆる先ほど答弁あった積立金から区債残高を引くというのは、もう少し正確に言うと、積立金から区債残高と債務負担行為の翌年度以降分のその合計額を引くということですよね。それを計算しますとね、言わば分かりやすく言うと、本当の貯金の額が分かるということなんですよ。この７年度の決算シートで計算しますと、35億円ということになるんですね。

それで、実はこの議論というのは、昨年の決算でも私たち行っていて、今の計算式を逆にすると、区債残高と債務負担行為の翌年度以降分というのを、これを借金とちょっと言っておきますけども、この借金から積立金を引くと、これは地方財政白書でやっている方式の計算であって、これは地方財政白書では将来にわたる財政負担というふうに言っているんですよ。去年も、これ去年答弁いただいたんだけど、それね、マイナス35億円なんですよ。簡単ですよね。さっき本当の貯金は35億円と、これ逆の計算すればマイナス35億円ということなんですね。これは去年、総括の答弁で同じ計算でマイナス、マイナスって答弁してもらって

るんだけど、これちょっと認識聞きたいんですけどね、地方財政白書では、この借金から積立金を引いた額が将来にわたる財政負担と言っている。文京区では７年度はマイナス35億円となるとね。これマイナス35億円というのはどういう理解をすればいいんですか、財政課長。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　将来負担と、将来、将来に充当可能な基金残高ということで、一般的に将来負担比率ということで示されております。本区におきましては、将来負担額といたしまして、令和７年度におきまして430億円で、充当可能な基金額といたしまして510億円ということで、将来負担比率につきましてはマイナス50％と算出されているところでございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　将来負担比率のことを聞いているんじゃないんです。借金から、つまり区債残高から債務負担行為、翌年度以降分をね、区債残高と、要するに債務負担行為の残額を足して、そこから積立金を引くとマイナス35億円になるんですよ。これはね、地方財政白書では、将来にわたる財政負担と言っているんです。だからね、これマイナスに出てくるということは、将来の負担はないということになると。あくまでも決算統計上の理解ですけど。そういう理解で間違いないですね。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　マイナスになるということにつきましては、基金残高のほうがあるということになりますので、一定の蓄えがあると、そういった認識でございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　だから、地方財政白書の言葉で言えば、将来負担はないというふうになるんですよ。文京区の財政状況というのは、一つはそういうことなんだということで、これで理解をする必要があると思うんですね。

もう一つは、この間、文京区が財政調整基金の残高の一つの指標として、標準財政規模、これを使って２割とか３割、あ、２割って、僕らは２割って言ってたね、区は３割。今度200億と、こういうふうになっています。それで、標準財政規模というのは、これも昨年度の決算総括で、これどういう意味なんだと聞いたときにね、標準的な状態で見込まれる、要するに区税と財調交付金などの合計額のことなんだということなんですけども、これはあくまでも決算統計上の話なんで、理論値だと思うんですね、ある意味ね。それで、令和８年度の標準財政規模というのは、先ほど言った決算シートに814億円とあると。そうすると、同時に令和８年度の一般財源総額というのは870億円と、こう裏に書いてありますね、決算シ

ートのね、870億。標準財政規模よりも、実際の一般財源のほうが66億円ぐらい多いと、こうなっています。これはあれですか、標準財政規模を上回る一般財源の歳入があるというのは、これは財政課としてはどういうふうに見ているんですか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　標準財政規模と実態における歳入額としては別物だと考えております。委員が先ほどおっしゃられましたとおり、標準財政規模におきましては、あくまでも普通会計決算における地方公共団体の標準的な状態で得られるであろう経常的一般財源の規模を示すものでありますので、歳入の額としては全く別物ということで認識しております。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　いや、それは別物って、じゃあ、別物になる理論値を使って、現実の財調基金の残り具合というのを考えようということをやっているということなんですよ。それはやっているということなんですよ、文京区はね。それはね、区民に対して正しい文京区の財政状況を伝えるということにできないじゃないですか。そうした指摘をしておきます。

もう一問聞きますけど、私たちは財調基金の残高の適正額というのは、やはりね、財調基金を毎年どれぐらい使ったのかと、実績値で考えるべきだというふうに思っているんですね。それは毎年２月補正で繰入れ抑制ということで、80億戻った年もありますし、もちろんコロナのときには戻らなかった年ももちろんあるんですが、そういう状況で乱高下しています。ここで財政の弾力化ということなんで、そういう機能だと言えばそれまでなんですけども、過去10年遡るとね、大体平均額で42億から44億というのは石沢議員の質問でお伝えしましたよね。だから、今、議論してきた将来にわたる財政負担というのは、事実上これはない。決算統計上ないと言える。一般財源の実額というのは、区も使っている標準財政規模云々、それを基準にしてみよう、考えてみようとやっているものよりも現実に66億も多いことから考えるとね、四十数億円の財調基金の繰入れが現実なんだからね、それを現実の財調基金の繰入額を持って財調基金の残り具合というのを考えると、そういうほうがより実践的ではありませんか。そう考えませんか。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　まず、標準財政規模の30％というところにおきましては、現在の総合戦略を策定しましたときに、特別区を見たときに、半数以上の自治体におきまして、財政規模の30％を超える財調基金を持っていたと。そういったところから鑑みまして、本区においても一定の指標ということで設定したところでございます。しかし、今回、予算編成方針の中で

お示ししたとおり、なかなかそういったところにおきまして、文京区におきましても標準財政規模が増えてきているというところでございまして、そういったところで金額をしっかりお示しをしたほうがいいということで、今回、予算編成方針の中においては200億円ということで示させていただいております。この200億円という規模におきましては、これはこれまでも答弁させていただいておりますが、当初予算編成、当初予算編成におきまして80億から100億程度崩したとしても、手元に残る基金残高といたしまして100億が維持できる。これによりまして、今後、不測の事態が起きた場合におきましても、この財調基金を活用して対応できるということで、200億円ということで設定しているところでございます。そういったところから、本区におきましても、例年、当初予算で最近ですと80億から100億取り崩しておりますが、しっかりとした財政運営ができているものと認識しております。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　現実の財調基金の繰入額についてはどうなんだということについては、あまり触れられなかったということでありますけれども、標準財政規模は理論値だっていうのは事実上お認めにてって、理論値を使ってずっと総合戦略をつくっていたということになりますよね、今の全体を通して振り返ればね。それではね、区民の人たちに、また議会に、文京区の正しい財政状況を伝えられない。やはり、実績はちゃんと見るということが必要だろうというのは従来から申し上げてきましたけども、今日もそれはお伝えしておきたいというふうに思います。

次に、103ページの財産収入のところですけども、土地建物貸付収入の区民部の3,800万と書いてありますが、このうち2,349万円余りが旧元町小活用事業の土地貸付料、今、元町ウエルネスパーク、こういうふうに名前が決まっていますけども、それの貸付料が決まった経過について聞きたいと思います。

この元町小敷地の所有者であるのは、文京区であります。借主であるのは、活用事業者として選定され、現在に至る順天堂、学校法人さんであります。この土地の貸付料を決めたのは、令和４年、2022年の11月21日の令和４年度第６回公有財産管理運用委員会であります。令和４年の11月21日にシビックセンター16階の庁議室で午後１時10分から開かれた公有財では、次に申し述べます三つの文書が議案として示されております。一つは、旧元町小敷地の貸付けについてと題する文書、二つ目に、別紙１、旧元町小学校敷地貸付料計算シート、三つ目が、事業用借地権設定に関する覚書、これは当時文案、案ということであったと思います。この覚書の案には、別紙１として、地積測量図が添付されております。

それで、まず確認したいんですが、これらをですね、これらの文書、四つの文書それぞれお答えいただきたいんだけども、この文章をそれぞれ作成したのはどこの部なのか、どこの課なのか、これはお示しいただきたい。それから、この文書というのは、公有財に議案として提出されたということですけども、これ提案をしたのはどこの部で、どこの課なのか。これは明瞭にお答えください。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　今、委員からお話のありました令和４年11月21日の公有財産管理運用委員会の資料についてでございますけれども、貸付料の計算式、それから事業定期借地権に関する覚書の案、貸付け物件図面、それから特記事項、こちらについては、企画政策部の企画課のほうで作成をしてございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　ちょっと念のために聞きますけども、地積測量図という、地積測量図というのは測量図だから、企画部企画課で測量さんか何かに頼んでつくってもらったものだと思うんですけども、それは企画課で責任を持って頼んでつくったものだと。それで、企画課がそれで提案したものだと、公有財にね、そういうことで、そういう理解でいいですか。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　そうですね、こちらについては、こちらの土地家屋調査士に依頼をして作成をして確認をしたものになります。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　企画課で依頼をしたということですね。そういうことですね。分かりました。これは企画課が提案したということであります。

では、今、申し述べた資料のうちの一つ、貸付料計算シートについて聞きます。この貸付料計算シートでは、一月の１平米当たりの貸付料単価を3,033円としています。そして、貸付料算定対象面積は1,971.51平米としています。この貸付料算定対象面積は、旧元町小敷地の西・北側から、これは全体西・北側の全体で2,855.08平米とありますが、そこから、いわゆる今は園庭面積って言っていますけども、883.57平米を差し引いた数量が用いられていますよね。これはそういうふうに書かれていると。

でね、質問なんですけども、一方、先ほど確認した地積測量図、地積測量図を見てみますと、ちょうどこの西側、北側、それから園庭部分の部分を一つの区画として、もう残りの部分は、当然、保全棟の東側の部分ということですよね。その間に線が引かれているわけです。

つまり、借地料の計算シート、貸付料の計算シートでは、園庭部分を差し引いた数量が用いられているんだが、同時にこの令和４年度６回の公有財に議案として企画部企画課が提出した地積測量図だけ見れば、これは西・北園庭の分が借地の面積だというふうに読み取れるんですよ。そうですね。これは、この二つの貸付料計算シートと地積測量図、これは整合性がないんじゃないかと思うんだけど、これは整合性はあるんですか。これ説明していただけますか。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　こちらの覚書のところ、確かにおっしゃるとおり、令和４年11月21日のときの地積測量図と面積のところにずれがあるというところになります。そちらについては、その後のタイミングで、令和４年12月かな、ごめんなさい、その後のタイミングで、変更の覚書ということで数量を変更しているものがございます。なので、その11月21日以降のところで再度確認をした上で、変更の覚書、面積の変更の覚書を締結してございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　ちょっと変更というのは、今の答弁の中で、答弁の中でですよ、確かに、おっしゃるように確かにずれがある。この二つの資料を突き合わせてみれば確かにずれがあると。ずれとおっしゃいましたね。その後、変更した、変更したということで私たちが目にしているのは、監査報告の中で経過を整理してくれましたけども、令和６年の、令和６年度の年度末に12回、公有財を開いて、借地料の借地の面積を園庭外したと、こういう経過があるのは分かっているんだけど、それのことじゃないですよね、今言ったのはね。数量を変更したっておっしゃった、それはいつの時点で、やっぱり公有財を開いて変更したんですか。ちょっとその経過をもうちょっとゆっくり、ゆっくり説明してください。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　数量の変更に関する覚書自体は、令和４年の12月に起案をして変更してございます。そうですね、土地使用貸借契約書の一部変更に関する覚書の締結ということで、令和４年12月に変更してございます。その際に、公有財を諮ったかと言われると、ちょっと今すぐには確認はできませんが、ちょっと確認をいたします。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　いや、ちょっと確認してくださいよ。大事なところ。

○田中（香）委員長　確認できますか。

（「いや、大事なところですよ。だって……」と言う人あり）

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　すいません、お待たせいたしました。この公有財の、あ、ごめんなさい、失礼しました。事業定借の数量の変更に関わる部分の覚書の変更については、公有財では諮ってないです。

○田中（香）委員長　諮ってない。

金子委員。

○金子委員　数量の変更というのは、何平米から何平米になっていますか。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　総数量自体は変わってございません。で、土地そのものの数量というのは4,135.2平米と。その後の内訳として、2,855.08平米と1,280.14平米という形での変更になってございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　それ、それは目的は何なんですか、趣旨は。令和４年の第６回公有財で決めた数量が、公有財に諮らず変更できるということは、どういうことなんですか。さっきその答弁の中で、何か使用貸借契約云々て、使用貸借ということを少し、そういう言葉ありましたよね。使用貸借契約は、要するに事業用定期借地を結ぶ前に、工事着工のときに使用貸借の契約を結んでいますよね。それは借地料、使用貸借だから、賃料発生しないですよ。それは、そういうものがあったというのは私は理解してるんだけど、今聞いたのは、令和、何、４年の12月に公有財を開かないで数量、土地のなんか数量をいじくったと。何か総量は変わらないけど云々って、数字があってちょっとよく分からないんだけども、その趣旨、その趣旨を説明してください。

それから、先ほど述べた、何か使用貸借云々っておっしゃったけど、それは、ちょっと使用貸借で何で使用貸借とおっしゃったんですか。工事のための使用貸借とは何か違うように聞こえるんだけど、一体何なんですか、使用貸借っていうのは。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　そうですね、令和４年の12月、土地使用貸借の契約、令和５年11月に事業定期借地権、令和４年12月に土地使用貸借の契約をしておりまして、令和５年の11月に事業定期借地権の変更というところで、地積測量図のみの変更のため、公有財については諮らなかったというような形になります。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　ちょっとよく分からないんで、改めて説明を、委員会終わってからでもいいですけども、説明していただきたいと思います。

それで、ちょっと今の議論の中で、最初に私が聞いたのは、ちょっと戻りますけども、令和４年６回の公有財に示された貸付料計算シートでは、園庭部分の面積を引いていると。しかし、そこに示された借地の図面とはずれがあると。これ、物理的にずれがあると、物理的というのか、紙で見るとずれがあるんです。紙と計算シートが内容にずれがありますね。それがあるというのはお認めになった、資料上ね。ということなりますと、ここで示されたその地積測量図というのは、地積測量図に記されているいわゆる敷地分割線です。東側の部分と、西・北園庭の部分、これ二つに分ける、この敷地分割線というのは、これは、この事業全体をつかさどる令和２年３月31日締結の旧元町小敷地活用事業の基本協定に添付されている、その一部である８枚の図面、これ全て共通なんですね。先ほどずれがあるとお認めになったけども、基本協定の８枚の図面とも同じように、書類上はですよ、ずれがあるということでよろしいんですね。お認めになりますね、それは。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　今、お話しいただいた部分については、そうですね、そちらについては、その形で、はい、大丈夫です。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　大丈夫ですというふうにお認めになりました。そうすると、お聞きしますけども、これ基本協定というのは、この間、この住民監査請求が元町小敷地活用事業の財務会計上のこれでいいですよ、借地料について疑義が呈され、そして、結論はああいう形で出ていましたけども、その中で一貫して答弁されているね、基本協定において一貫して使用権が付与されているというふうに、公有財の例えば一番のトップである当時の佐藤区長は、使用権があるというふうに考えていたとかですね、それから、その前に、私がその答弁を最初に聞いたのは、今年の６月の総務区民委員会で海津委員がこの問題について質問され、そのときに用地マネジメント担当課長さんが基本協定に基づいて使用権があるんだと。そして、それについては、今、権利を整理中だというふうにおっしゃったんです。そのときに基本協定とたしか言っていたと思うんですけども、その基本協定と、この令和４年６回の公有財の貸付料計算シートというものにずれがあるというふうにお認めになったけども、それは要するに、基本協定と、この借地料を決めるときの計算シートの間にそごがある、整合性がないというこ

とになりますね。そういうことをお認めになったわけですね、今。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　こちら、委員おっしゃっていただいた土地使用貸借のほう、建設期間中、土地使用貸借を結んでおりますので、建物全体の面積変わってないんですね。途中で公有財に諮らなかったというのは、もう建物全体貸し付けて工事してもらっていますから、境界線を変更しただけなんです。だから貸付面積に変更が出たわけではないので、そのときは改めて公有財は諮ってない。線引きを変え、二つの土地がありますので、この東の土地と西の土地があって、西の土地は貸していますけど、建設するときは西だけ貸して建設しているわけじゃないんで、一体的に貸し付けた上で建設しています。その中で、東館のほうが建設工事が進む上で延焼ラインというところを確保しないといけなくなって……。

（発言する人あり）

○鈴木企画政策部長　延焼ライン、火が及ばない範囲を確保しなきゃいけなくなったので、それでちょっとそこをぐっと境界線ところを変更しているので、それが先ほど御指摘いただいたところで変更した線のラインというところになっています。ただ、全体のところは変わってないんですけども、西と東を分ける境目がちょっとずれているというところなので、そこのところは、ずれているというのはその線の引く場所がずれたという意味になります。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　いや、部長さん御答弁されたけど、それはいいんです。先ほど、もういいというか、ちょっとよく分からない、後で聞くって言ったところ。私が用地課長さんと、今、やり取りをして最後に指摘したのは、基本協定の図面の敷地分割ラインというのは、その工事をやるときの使用貸借の云々て、それ全然関係ないんです。関係ないんです。西・北園庭部分、そして保全棟の東の部分、そこを敷地分割線として基本協定の線が引かれており、貸付料計算シートとの間には整合性がないというのをお認めになったんですよ。ずれがあるというところから始まって。これは基本協定に反することになるでしょう。今の説明、後で議事録を読んだらそうなりますよ。これはどう説明されますか。それはあり得るんですか。基本協定というのは、とにかくこの事業全体を今でもつかさどっているということなんですよ。これ計算、貸付料の計算シートと整合性がないというふうにおっしゃっているんだけど、これは重大ではありませんか。これ、説明できますかこれ。なぜそんなことになる、なぜそれ整合性がなくなっちゃっているんですか、貸付料を計算したときに。重大な決定をした、公有財の決定のときの貸付料計算シートが、基本協定の、基本協定の中にある図面の敷地分割線と

そごがある、整合性がないというふうにおっしゃっている。これ重大な事態ですよ。どう説明されます。

○田中（香）委員長　鈴木企画政策部長。

○鈴木企画政策部長　先ほど答弁しましたように、基本協定では、全ての図面もついて基本協定を結んでいますので、地下にそこで体育館も含めた上でこういう計画で進めますというのがあるんですね。ですから、地下の体育館はもう造ると、不法占拠というと、私たちのほうでは秘密裏に、私たち区側が何も知らないまま地下にひっそりと体育館がいきなりできたという状態ではなかったので、初めから基本協定のときから地下に体育館造りますと先方はおっしゃっていて、分かりましたという形でずっと進んでおりました。そういう意味では、基本協定のときから地下に体育館がある、秘密裏に進んでた話ではなく、途中で突然出た話でもないと認識をしておりました。ですから、賃料もきっちり取っていたというところになります。先ほどは、御存じのように、使用貸借で全面を貸し付けていますから、その後に、今後50年お貸ししますよという事業定期借地権組んでいますから、そのときには、貸し付ける範囲できちんと正しいものをしています。その過程において、全面で貸しているときは、さっき言ったように、西と東を分ける境目のところはいちいちそれ書き直ししていませんから、正式に50年借りるときには、お貸しする範囲のものを貸していたというところで御理解いただければと思います。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　いや、私は、今の質疑の中で、不法占用している云々とかね、この事業を秘密に地下体育館を造ってなんていうことは一言も言ってないんです。令和４年度第６回の公有財の貸付料計算シートにおいて、園庭部分の面積を貸付料算定対象面積から差っ引いているということと、基本協定の図面との間にはそごがあると、整合性がないと、これはなぜですかと言っているんです。全然、部長さんが言っていることは当たってないんですよ。これはなぜですか、ちゃんと答えてくださいよ。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　すいません、ちょっとなかなかちょっとお伝えがうまくできていなくて申し訳ありませんでした。基本協定の図面の中には、最終的な敷地については測量後の図面によるとしてございますので、基本協定その時点のものを示しているという認識でございますので、変更の必要があるというところの明記というところはないのかなというふうに思います。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　いや、設計というのは建物の設計のことでしょう。私が言っているのは、土地の図面のことを言っているんです。土地というのは、東側と北・西園庭部分について、敷地分割ラインがある。これは、ずっと前からそうだったんですよ。ずっと前にね、最初からそうなんです。変わってないんですよ。土地建物面積を計算しなきゃいけないというのはね、それは建物を設計した後に費用を案分するからというんで、そういう作業が必要だというんで、基本協定を結んだ後、しばらくその作業をやったと思うんです。だけど、借地契約を結ぶときには、そういうのが大体分かってきたと思うんですね。そんなことを言っているんじゃないんです。貸付料算定シートと、この敷地分割線が示された基本協定８枚の図面ないしは令和４年６年の地積測量図、これ図面同じですから、敷地分割線はね、そごがあるでしょうと、整合性がないでしょうと、それを説明してくださいって言っているに、何で説明できないんですか、これ。

○田中（香）委員長　金子委員、まだ続きますよね。

（「答弁できないんですか」と言う人あり）

○田中（香）委員長　３時になりますので、一旦、30分休憩をして、３時半から、菊地用地・施設マネジメント担当課長の答弁からお願いいたしたいと思います。

午後　　２時５９分　休憩

午後　　３時２６分　再開

○田中（香）委員長　それでは、時間前ですけれども、菊地用地・施設マネジメント担当課長の御答弁からお願いいたします。

菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　休憩前の内容ですので、一度、話のほうを整理させていただければと思います。基本協定における敷地面積については、基本協定締結時時点の境界を示しているものとなります。基本協定については、事業を進める上での大きなコンセプトでございまして、その後の事業用定期借地権の変更に伴う修正までは反映をしていないところでございます。その後、事業用定期借地権の契約において詳細を決定していくものと認識してございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　いや、それは答えてないんです。私は面積のそごを聞いているんじゃないんですね。借地料算定シート上では、園庭を除いて数量、面積数量を決めている。そして、同時に、

公有財に出された資料の中にある借地の図面、それはね、園庭、西・北棟のエリア、そこが借地のエリアだというふうに示されて、それについてずれがあるというのをお認めになったでしょう。それはなぜかと聞いている。これは公有財の資料にそごがあったと、整合性がない資料だったということになりますよね。私はそういうふうに先ほど聞いたけど、基本協定の面積と事業用借地権の面積にはね、それはずれがあると。そのずれをね、今、取り替えてしまったんです。借地料算定シート上の面積数量、そこから園庭が引かれている。しかし、公有財に出された借地の面積というのは、園庭、西・北棟のエリア、借地の面積として示されているんです。そのそごは何ですかって聞いているんです。話をね、ずらさないでください。もう一回、それちゃんと質問に答えてください。答えさせてください、委員長。

○田中（香）委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　ちょっと私のほうから一点、補足説明をさせていただきます。先ほど金子委員から令和４年度の公有財の資料について御指摘がございました。貸付料算定シートと地積測量図のそごといいますか関係性なんですけれども、まず、算定シートの西、いわゆる西・北全体の2,855.08平方メートルというところは、この地積測量図のところにも、全体の西・北、全体の左側といいますか、西・北側ということで、この2,855.08という数字は出ているところでございます。残りの地積測量図にあります1,200平方メートル余りのところは、いわゆる東館に該当するところとなります。一方、こちらの883.57平方メートル、いわゆる園庭部分について貸付料からですね、貸付料からの算定基準からは除くということで、これが除かれました結果、この1,971.51平方メートルという数字が出てきまして、確かにこれは、この数字自体は、この地積測量図には直接は記載されていない数字となります。

なお、先ほど企画政策部長からもお話ありましたが、答弁ありましたが、この後、もともと、こちらは東館、西館全体でいわゆる使用貸借契約を結んでおったところですけれども、令和、契約を締結した際に、このいわゆる活用地、この西・北のほうで事業用定期借地権が設定された暁には、その使用貸借から対象を外すという趣旨の契約の内容が当初から使用貸借に盛り込まれておりましたので、公有財産管理運用委員会に付議せず、決裁をもって契約を、使用貸借契約のほうの面積を変更したところでございます。

以上です。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　今、改めて契約管財課長さんも、私が指摘した整合性の点については、確かにそごがあるとお認めになったでしょう。使用貸借の、工事のときに使用貸借を結ぶというのは

私も経過を見直したので、それはいいんです。それは聞いてない。借地料算定シートね、じゃあ、契約管財課長でもいいですよ。借地料算定シートで園庭部分の数量を差っ引いているでしょう。それと、公有財に出されている借地料の面積というのは、今の数字で表現すれば2,855.08平方メートルが借地料だというふうに図面上は示されているんですよ。そういうことでしょう、今言ったのはね。そこに、今の契約課長さんのお言葉で言えば、そごがあると。そごがあるって言ったでしょう。それは、じゃあ、どういう効果を生むんですか、公有財上は。

○田中（香）委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　私がそごと言った趣旨は、あくまでも西・北側の面積については、この地積測量図にありますとおり、今、金子委員もおっしゃったとおり、2,855.08平方メートルと測量で出ておりまして、御指摘の貸付料算定シートにおきましても、2,855.08を基に計算していますので、そこについてはそごは一切ございません。ただ、私が申し上げたかったのは、この園庭部分を引いて貸付料を算定しております。その園庭を引いている園庭部分はこの883.57平米ですとか、あるいは引いた後の1,971.51平米というこの二つの数字は、あくまでもこの地積測量図には出てきておりませんので、その範囲で地積測量図との違いというかそごがあると、そういう意味で申し上げた次第でございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　じゃあ、それは、今、面積でそごがあるとお認めになったけども……。

○田中（香）委員長　そごというのは……。

○金子委員　そうしたら、借地料にもそごがあるということになるんじゃないですか、今の話でいったら。

○田中（香）委員長　もう一度。

木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　そごではなくて、あくまでも……。

○田中（香）委員長　反映してなかったんだよ。

○木口契約管財課長　要はですね、地積測量図には、この園庭部分については、この地積測量図上ははかっておりませんで、あくまでも地積測量度が証明しているのは、この西・北全体の2,855.08平米のところを、ある意味、証明する資料になりまして、この883.57ですとか、特に883.57平米というのは、また別途、当時、所管のほうで確認して出した数字で、この具体的な賃料算定のために必要な数字として把握した数字ですので、この数字がたまたまこの

地積測量図に載っていないというところを私は申し上げた次第でございます。ですので、賃料算定には特に問題はないと認識しています。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　いや、たまたま、たまたま載ってないということで、じゃあ、借地料を決めたということになるんですか。そういうことなりますよ、今の答弁でいったら。

○田中（香）委員長　掲載されてないということ……。

○金子委員　企画のほうはそれでいいんですか。提案したのは企画なんですよ、この議案を。

○田中（香）委員長　はい、もう一度、お願いします。

○金子委員　いやいや、企画はどうなんですか、企画は。当時の所管課はどうなっちゃう。たまたま載ってないというのも言っているわけだから、園庭部分の面積が載ってない、外してると。

○田中（香）委員長　揚げ足を取らないようにしましょう。

○金子委員　そう言ってるのね。提案者は企画課なんですよ。

○田中（香）委員長　木口契約……。

○金子委員　提案者がちゃんと答えてくださいよ。ずれって言ったのは企画課なんですから。

○田中（香）委員長　金子委員、答えさせてあげてください。

木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　あくまでも今回のこの公有財産管理運用委員会で測量図で出されているのは、示されている面積は、あくまでも西・北全体の2,855平米余りと東の1,200平米余りの全体の面積を表した図面が出されているところでございます。それは直接、こちらの算定シートの根拠資料といいますか、裏づけ資料として添付されたものでございます。その一方、この883.57平米というところにつきましては、こちらの地積測量時とは別の手法で把握した数字でございまして、こちらは当時の考えといたしましては、園庭部分については、やはり区が専用的に使用するという趣旨などを踏まえまして賃料からは除くという整理をしたため、計算シート上、883.57平米を除いて1,971.51平米という賃料の算定の根拠となる面積を出したところでございますので、そういった経緯で適切に賃料を出したものと認識しております。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　今、契約管財課長もお話しさせていただいたとおり、面積のそごではなくて、面積の示し方の話かなと思います。先ほどおっしゃったように、地積測量図では西・北の面積と東の面積を示して、各計算をさせていただいたというものにな

りますので、そちらのとおりになります。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　面積のことじゃなくて、図面と借地料算定シートのそごなんですよ。ああ、ずれ、課長さんが言ったのはずれと。それについてはお答えになってない。

○田中（香）委員長　え。

○金子委員　お答えになってないですよ、委員長。

○田中（香）委員長　どうぞ続けてください。

○金子委員　答弁させてくださいよ。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　繰り返しにはなりますけれども、今回、地積測量図でお示ししているのが、西・北側の面積と東側の面積というところで、公有財では貸付け範囲を示すものということで、全体の面積を示したものになってございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　私が言っているずれというのとちょっと認識がずれているようなんですけども、先ほどの海津委員の質問の答弁についてちょっと一点それを確認しておきたいんですが、この間ね、権利関係を整理するというふうに、この件でね、言っておられますよね。それは、この事業のスキームの権利関係が、先ほどの答弁というのは借地権の上に専用権限、これは園庭のことを言っていると思うんだけど、借地権の上に園庭の専用権限を付すと、これ非常に複雑なのでというふうに言っていましたね。複雑とね、これ。しかし、この枠組みというのは、2016年、2016年だから平成28年の８月に、当時、この事業のプロポーザルの確定に向けてＰＷＣに調査をかけて、そのときに幾つかの案が出て、そのときから、事業用定期借地の活用と地下に建物を造るということは想定されてた枠組みですよね。何でそれが複雑で所管またぐと分からなくなっちゃうということになるんですか。確かに長期にわたっているけど、この借地権の上に使用権限を付すという枠組みは、当初から想定されていた基本スキームだったんです、これは。それを理由に所管課にまたがって分からなくなっちゃったみたいな説明というのは、にわかに信じ難いんですけども、平成28年８月に提出されているＰＷＣの調査結果というのは、企画課の中では、企画課が頼んだんでしょう、これ。それで企画課が公有財に議案、議案出しているわけだけども、どうやって引き継が、そのＰＷＣの基になった調査というのを忘れちゃったということなんですか。どういう、ちょっと説明しておいてください。それだけは。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　先ほど少しお話はさせていただきましたけれども、今回、地域貢献事業をするに当たって、今回、園庭を使用する際に区の所有する土地を事業者への借地をする。そこの上に専用使用権として区が使うというようなスキームになってございます。さらにそこから地域貢献事業として何かイベントなどを行うような場合については、園庭を使用する際に誰が使用を許可できるのかですとか、園庭での専用使用権についての許可を得ている区側が目的外の利用を許可することは不適切ではないかとか、そういったところをですね、開設が近づくにつれて、具体的な運用に対する疑問が生じたというところから整理をしておりますので、所管がぐちゃぐちゃになるからとか、そういった話ではないのかなというところなので、専用使用権の扱いに疑義が出たというところになります。

○田中（香）委員長　よろしいですか。

金子委員。

○金子委員　全体の経過は確かに長期にわたっているので、これだけの審議ではまだ分からない。借地料については、この間、監査がかけられたけども、監査についての疑義も私たちとしてはあります。徹底した議会での解明が必要だというふうに思いますし、区当局の解明、今、権限の設定云々ということで整理しているということだけども、それについては逐一報告するべきだし、今の答弁ではまだ分からないところがたくさんあるということを言っておきたいと思います。

○田中（香）委員長　金子委員、以上で終わりですか。はい。

白石委員。

○白石委員　私は、まずは103ページの施設管理部のところの6,700万のところについてちょっとお聞きしたいと思います。

改めて、四半世紀前につくられた「文の京」の明日を創る文京区基本構想、ちょっと控室の移動があったので出てきたんで改めて読むと、まあ、よくできている内容で、これに向かって区が前進していることを大変頼もしく思っています。この中で、四半世紀前に書かれている中で前提とした考え方というのがあって、その２番目のところに、人口動態に関しては新たな土地利用の柔軟性に貧しい本区であるというふうに述べられています。ですので、限られた土地をうまく活用してやっていこうというのは皆さんの共通理念だと思うので、ここで一つちょっとお聞きしたいと思います。

この施設管理部のこの6,700万円については、貸付けのところの金額だというふうに認識

しています。今、大規模改修に入って、この決算委員会でも人口増で職員増があってと。そういう中での新たな在り方を御検討いただいていると思うんですけど、そうすると、思い出すと、何年前だっけな、2015年か。うちのボーイスカウトやガールスカウトもこのときには参加をさせていただいて、子どもたちから歓迎をされたUN Women、安倍総理も来て、華々しく文京区に来ていただいて、男女平等政策も推し進めていただいているというふうに認識しています。この今回の大規模改修の中で、今まで議会からもいろいろ御意見ありましたけど、あえて１階の部分にいらっしゃるのか、それとも、この施設の運用・活用、先ほど言ったように土地面積が貧しい本区にあって、新たなニーズを対応するために、UN Womenさん、１階の昔でいえば本屋さんがあったところの半分を使っていらっしゃいますけど、その場所に置いておくのかというところの考え方はどういうふうになっているのか、まずお聞かせください。

○田中（香）委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　現在、１階のUN Womenにつきましては、令和７年４月から12年３月まで５年間ということで使用貸借契約を締結して御利用いただいているところでございます。まずはその期間内、当然、５年間というお約束ですので、そこはきっちりそちらで活動していただくんですが、また、今、フロア改修のほうが令和13年、早ければ13年ぐらいから上の階から、順次、下の階に下りていくことを計画、改修工事を行うことを計画してございますが、徐々に上から下へということで、あとは想定では仮移転ということも行いながら、順次、改修のほうは進めていく中で、１階の部分については現行の利用を想定してございますが、ただUN Womenさんのほうからは、できれば１階ではなくてというような、ちょっとそこは分かりませんが、そのときの御意向も踏まえて、本当に１階が適切なのかというところは、先方さんの御意向も踏まえながら、そこは考えていきたいと思いますが、ただ、いろいろセキュリティーの問題ですとかいろいろ様々な条件がかなわないと、なかなかいい場所がないと、そこの場所以外というところは難しいかなというふうには考えてございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　今回の大規模改修で皆さんが掲げているのが、このシビックセンター、大防災拠点であるということ。ＣＯ２の削減を目標にしているということ。ユニバーサルデザインを完全に取り入れていくということ。行政需要の変化に対応できるように整備をしていくことというふうに、多分、掲げていらっしゃると思うんですね。それで、何しろ相手がいることなので、早い段階から様々な協議をしていかないとそれは失礼に当たるので、今の段階でち

ょっと言わせていただくんですけども、今、区がそうやって進めていく中で、御理解をいただいて、そのセキュリティーというのは何なんだろうというところはしっかり乗り越えられるんじゃないんですかね。今、大規模改修をやって、今はまだこの議会フロアですけど、これから下がっていくわけですよね。そういうところの加味を考慮して、この大規模改修に当たっていただきたいんですけど、もう一度お考えをお聞かせください。

○田中（香）委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　まずはその貸付け期間のタイミングがありますので、そのタイミングの中で、先方の御意向を、そこはダイバーシティー推進担当のほうで聞き取っていただいた上で、どこ、その条件を満たす場所がどこに確保できるのかというところを視野に入れながら、どこまでそれが実現できるかというところを検討しながら、場所については引き続き検討が必要かというふうには考えてございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　よろしくお願いします。なぜそんなことを言っていくかというと、139ページもいいんだっけ。

○田中（香）委員長　はい、丈夫です。

○白石委員　いいんだよね。139ページの文京清掃事務所整備、特別区債の総務債にあるんですけど、これが新たに小石川合同庁舎というのかな、形で立ち上がっていく中で、清掃事務所が移転しましたよという話なんですけども、この話も、多分、加藤副区長が企画課長か何かのときにエリアマネジメントを進めていくんですという国の政策の中で進めたことなので、思い起こすと十数年前にスタートした話でありますが、この清掃事務所の、今、跡地、移転した跡地は、どのような活用をまずされるんでしょう。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　旧清掃事務所の本署の跡地についてなんですけれども、令和８年２月の建設委員会におきまして、旧文京清掃事務所の跡地については、中継所として、当面の間、活用する旨を資源環境部より御報告をさせていただいているところでございます。こちらについては、引き続きちょっと効率的な収集運搬を行うために、中継所として活用してまいりますけれども、今後の活用としては、ここの敷地が路地状敷地ということで、建築に当たっての制限などがかかることから、どのような活用方法があるかというのは引き続き検討してまいります。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　もう一回言いますけど、この「文の京」の基本構想の25年前に、土地が乏しい文の京でいかに活用していくかというのが掲げられていて、エリアマネジメントという言葉の中で国と共同しながら今の施設を立ち上げて、そのときに、清掃の在り方についても議会からいろいろ意見があったけれども、それでも、今、中継所に使っている。これ非常に無駄なことがあるようにしか実は捉えられなくて、逆に、今、いろんな制限がある、あそこのところで。その制限というのは、隣は、今、建っているところはもともと労働省の施設であって、人が集まる集約施設であって、あれ宿泊施設もあったのかな。そういうような場所で、何の制約があるんですかね。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　まず、ごみの件に関しては、この間、プラスチックの回収ですとかそういったところで、一定、変化があったのかなというところになります。

　この土地の制限というところにつきましては、旧清掃事務所の跡地、敷地については、東京都の建築安全条例というところに、特殊建築物に当たる物が建てられない路地状敷地という状態になってございます。この路地状敷地というところに関しては、学校ですとか共同住宅、寄宿舎、それから児童福祉施設など、そういったものが該当する特殊建築物というのは建てられないというところになってございますので、そういったところの制限というところも含めて、どのような活用方法があるかというのは引き続き検討してまいります。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　路地状敷地で安心安全条例に関わる、建築基準法じゃなくて、このややこしい東京都の安心安全条例というところなんですけど、この辺は東京都と協議をして、東京都のあれ何だっけ、建築審査会にかけていけば、活用できるような土地じゃないんですか。

○田中（香）委員長　菊地用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　東京都建築安全条例というところについては、原則建築ができないというところの制限の記載になってございます。また、ここについては、敷地の一部は都市計画公園というところもありますので、そういったところも含めて建築上の一定の制限があるというところで、なかなか難しいものかなというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　分かりました。ともすれば、活用できるのは非常に限られてきているというところがあるので、これ総合的に検討して、早めに活用方法を見いだしていただきたいなと思います。

続き、ちょっとまた戻るんですけど、111ページの競馬組合の配分金についてちょっとお聞きしたいなと思います。

いわゆる23区は経営側に当たっていて、東京都の何だっけ、東京都競馬、会社名何だっけ、ちょっと待ってね、会社名、東京、東京競馬、東京競馬か、あ、東京都競馬だ。東京都競馬が社を持っているというところで、この長い歴史の中で、今から十数年前は売上げが非常に悪くて、この競馬の在り方についてどうしようというのがあって、その前には、23区と東京都で持ち株の在り方についての要望を23区が出した時代もあると思うんですね。あくまでも運営しているのはこちらだと、東京都じゃないんだと、ああ東京都、東京都競馬じゃないんだというところで、そういう変遷を得てきて、近年は大井競馬場のいわゆる厩舎の老朽化に伴って再整備計画を検討し始めて、品川区長が、あそこはいなくなったら防災の拠点にするんだとか、いろんな報道もあったりして現在に至っているんですけど、そのときに、競馬組合の進めていく道筋はいいと思っているんですが、この在り方の中で、トレーニングセンターの設置と厩舎の移動というので大きな検討が行われてきたというところで、今般、千葉の市原のほうに新たなトレーニングセンターを1,600億円かけてつくりますよといって東京都競馬が動き出したという報道がありました。千葉には印西に小林牧場でトレーニングをしてきた経緯もあって、この間の千葉豪雨で印西も大変な目に遭ってと思っていますけども、そういう中で、この1,600億円かけて東京都競馬が整備するといったときに、運営側である23区はどのような対応を図っているんでしょうか。

というのは、当然、これの整備に対しては持ち出しをしなくていいとは思っていますけども、その後の厩舎の再整備、さっき言った土地の活用という面では、どういうふうに意見を述べて進めているのか、まず、お聞かせをいただければと思います。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　特別区競馬組合の中では議会が組織されておりまして、各23区の議長さんが構成員となって議会を運営されているというところで、そういった場でこういった東京都競馬株式会社の今おっしゃったような今後の戦略といったところについても、一定、御報告、議論がなされているものというふうに考えてございます。

今、挙げていただきましたトレーニングセンターの新設に加えまして、大井競馬場場内の再整備ということにも、一定、資源が割かれる、費用が使われるということも聞いておりますので、大井競馬場のさらなる発展ということに寄与していくものというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　競馬の、この大井競馬がやっていること、またＪＲＡがやっていることは、別に否定するものじゃなくて、運営側である23区として、この強い馬づくりのために市原のトレーニングセンター、その前の議論というのは、要は、競走馬に負担をかけないようにしなければならないとか、いろんな条件があって、遠くにはつくれないというような話も出てたと思います。だから、大井競馬の競馬場の横に厩舎があるというのが長年続いてきた。今度は市原にしますといったときのこの考え方の転換というのは、初め、三多摩地域につくるとも聞いていたんだけども、それから一転して千葉のほうにつくるといった報道があって、もう工事がもう目の前で二千幾らだ、2027年にはもう大井競馬のほうに、来年だ、来年には工事に入るんだというような話なので、ちょっと聞いてなかったものですから、まずその辺の変更点がどのように行われ、まあ、聞いても分からないかな。分からないな。ちょっとまた議長に聞いてみますけど、そういうふうに、区長会、議長会でどのような協議があってこういうふうになったのか。また、改めてここで言わせてもらうと、東京都競馬に対して、整備をするのは向こう側なので、1,600億円かかっていく中で、23区特別競馬組合等が出資するようなことがなく運営をされることを望んでいるんですが、それでいいんですよね。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　今、委員がいろいろ様々おっしゃったような詳細について等、私ども直接知り得る機会というのはなかなかないんですけども、特別区競馬組合、先ほど申し上げた議会等でも様々議論があるというところでございますので、我々も特別競馬組合の方と随時情報交換をいたしまして、そういった情報についても取得をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　最後に１点だけ、もう話戻りますけど、この東京都競馬株式会社の株式は、23区が十何％だったと思いますね。東京都が30％まだ持っているんだと思うんですよ。この東京都の30％というのは、改めてお聞きしますけど、何を理由に30％持っているんですかね。運営にも一切関係なく、土地にも関係なく、過去に区長会がその株式については運営側である23区に渡すように、当時の西川太一郎荒川区長だったか、議会とともに運動したことがあるんですけど、この在り方というのは、今、運営側としてはそのままなんですかね。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　東京都が保有している株についての譲渡ということで、これまで区長会、あ

るいは競馬組合等を通じて、様々東京都のほうには申入れをしてきたという経緯は伺っておりますが、最後の申入れがもう平成29年というふうに伺っておりまして、その際にも、今後考えは変わりませんというようなことで東京都からは言われているというふうに聞いておりまして、その後、具体的な動きは現状ないというところでございます。一方で、発言権強化というところで、さらなる株の買い増しということについても考えるべきじゃないかというような議論も一定なされた経緯はあるようですけども、現状、具体的な動きはないというふうに聞いております。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　この競馬については、公共競馬でありますので、または馬の産業の部分を支えていく面で大きく貢献しているという面で否定するものじゃないんですけども、ただ、今、仕組みの在り方の中で、まだ課題があるなというふうに思っていて、そういうところをきちんと整理をしながら、国民、都民、区民に理解が求められるような制度設計に改めてしていただけるように申入れをしておきます。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

続きまして、松丸委員。

（「関連」と言う人あり）

○田中（香）委員長　あ、関連。

小林委員。

○小林委員　これまで私のほうでも何度も申し上げてきたところなんですけれども、シビック１階にありますUN Women日本事務所の件です。先ほど来、議論の中でもあったとおり、１階はテロなどの安全面にも問題があり、低層階のレイアウトの見直しの際に移動も検討するとなっていたかと思いますが、今また気づけば更新され、同じ場所で稼働されていると思います。見直しの件は先ほど来の御答弁の中で話はまだ生きているというふうに認識してよろしいんでしょうか。また、５階の会議室機能が25階に引き継がれる計画になっていますから、今こそ変更を検討するチャンス、上から順番に改修が進んできているというのはあるんですけれども、そういう25階に５階の会議室機能が引き継がれるということをきっかけに、検討できないかどうかということも要望して一つ伺います。

また、見直しの件について難しい理由として、職員数も増えて執務室も足りないということもよく伺っております。執務室はあとどのくらい足りないのか、今後どのように増やしていく計画なのかも伺います。

○田中（香）委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　実際、現状でも、高層階、低層階に分けますと、低層階のほうはかなり在館の職員の人数が多い状況で、本当にリフレッシュコーナーも潰してというような状況にもなっている状況でございます。これを改修工事の中でうまく平準化をしたとしても、かなりの人数が多いという状況は、これからもまた職員数の人員増とかも踏まえますと、そういう状況が続いていくというところでございます。なかなか限られたスペースの中で有効にいかに快適に活用できるかというところで、改修工事を進めながらそういう対応はしていきたいと思ってございますが、なかなか、なかなかいい場所がない、これ以上、会議室を減らすとか、倉庫を減らすとか、そういうところもやっていかないとなかなか確保は難しいような状況となってございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。先ほど白石委員がおっしゃられていたように、ほかの場所も含めて、ぜひ引き続き検討していっていただきたいというふうに思います。

また、13階の職員食堂もなくなっております。これ、かなり区民の方からも残念だという声をいただいているところなんですけれども、シビックセンターと名のっている以上は区民が憩える場所、また、区民が活用できるスペースはこれ以上減らすわけにはいかないと考えております。１階のシビックセンターの顔とも言える場所ですから、ずっと閉じたままにしか見えない事務所スペースにしておくよりも、ぜひ区民に開かれたスペースにしていただきたいというふうに思います。次の更新のときに間に合うように、ちょっと計画していただきたいなというのが要望です。

そこで一つ提案なんですけれども、ぜひ１階のこのスペースに、豊島区役所にあるようなタニタ、あるタニタ社員食堂みたいなものを入れてもらえませんでしょうか。タニタ食堂は健康総合企業であるタニタ本社のコンセプトを忠実に再現したレストランで、社員の健康づくりをサポートするために500キロカロリー前後、塩分３グラム以下の低カロリー、低塩分のヘルシー定食を提供しており、体組成計による計測や健康情報の発信なども行っており、健康相談やアドバイスも受けられるようになっていると聞いております。25階のレストラン、以前、公募の際には応募もなかったというふうに伺っているところなんですけれども、今の１階のUN Women日本事務所といういいスペースであれば、誘致する際にも手挙げがされるのではないかと思うんですけれども、ぜひ検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長　確かに、１階の場所はかなり好立地というところで、そうですね、営業的にもかなり魅力的な場所ということは認識はしているところでございます。その一方で、現状ではUN Womenさんが事業を営んでいらっしゃる場所というところもありますので、先ほども御答弁申し上げましたが、なかなかそのいい移転先、移転場所というのが見つからない以上は、現状のところが引き続きというところにはなってしまうのかというところもありますが、そこが空かない以上はなかなかほかの用途でというのも厳しい状況でございます。さっき13階の食堂の話もございましたが、なかなかその執務フロアのそういった改善というところを考えますと、これ以上ちょっと区民施設を増やすというのは、ちょっと現状では難しい状況かなというふうには考えてございます。

○田中（香）委員長　よろしいですか。

松丸委員。

○松丸委員　私は２点お聞きしたいと思います。103ページの一番下の利子及び配当金というところと、139ページの一番上から３番目の一般寄付金と、この２点についてお伺いしたいと思いますけども、まず、質問に入る前に、先ほどの元町ウエルネスパークの議論が大分時間をかかってありましたけれども、非常にこの議論を聞いていて、住民監査請求も受けたり、これは大変厳しい指摘でもあると思うんですけども、聞いていて、やはり当然、区としてのいろんな責任、昨日の総括質問の中でも前副区長のいわゆる公有財産委員長でもあったんで、その責任もあると思うんですけども、ある意味では、今後また海津さんも何か款別でまたやられるようなことでということなんで、また相当時間を費やすのかなと思うんですけども、やはり、それはそれでしっかりと受け止めてやっていかなきゃいけないし、また、この施設ができるまでのやっぱり職員も、やっぱり携わってきていろんな思いで積み上げてきたものもあるんでね、そういう何というのかな、努力をしてきた、また地域の方たちの協力も得てきたわけであって、そういう方たちの一つの思いというか、そういうものをやっぱりしっかり受け止めて、どうもさっきのいろんな議論を聞いていると、常日頃、舌鋒鋭い共産党の金子委員長にしても、私も尊敬する海津委員にしても、何か鬼の首をとったようにやるっていうのもいかがなもんなのかなと。もう少し建設的なこれからしっかりと議論を進めていくことが大事なんではないかなと。特に決算委員会ということもあるんでね、そこら辺はやっぱりしっかりと、今後、襟を正してやっていかなきゃいけないというふうに、まず、これは冒頭、議論を通して感じた部分なんですけども、最初に述べさせていただきたいと思います。

私のほうからは、まず一つ目の103ページの利子及び配当金ということに関してちょっと

質問したいと思うんですけども、今、実際、基金の運用ということについてなんですけども、この辺は今、文京区としてどういう取組というか、今の基金の運用をされているのか、そこをまずちょっとお聞きしたいんですけれども。

○田中（香）委員長　宇民会計管理者。

○宇民会計管理者　基金の運用につきましては、今現在、主に債券の購入と、それと短期の定期預金、それで運用を行っております。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。そういう形で運用されていると、特に安全性ということがまず一番大きな要素だと思うんですけども、一方では、特に物価高騰によるいろんな公共施設の建設・改修コストというのは常に上昇していると、なかなか先が見えない状況なんですけども、そういった中で、この積立基金をどう活用していくかということも、これ非常に大きな自治体としても大事な部分だと思うんですね。

そこで、墨田区が今年から、墨田区は11種類の積立基金というのを保有をしているんですけども、25年度末現在で総額約650億の基金を、このうち87.6、87.63％は預金で、残りの12.37％は債券で管理し、１年間の運用のこの収益というのは約２億円だということなんですけども、特に墨田区が実施しているのは、ＥＳＧ債権、いわゆる環境や気候変動、社会的課題の解決に向けたプロジェクトの資金を調達するために発行される債券と、こういう債券で、ＥＳＧ債権。これSDGsという理念にも非常に沿ったあれなんですけども、そういう形で、実際、墨田区は活用しているということで、こういう一つのＥＳＧ債権、特にこのSDGsという貢献をしていくという一つの表明でもあるんでね、こういう環境負荷の低い例えば鉄道建設とか船舶の海洋汚染防止などのそういったプロジェクトに充てられるのがこのＥＳＧ債権なんですけども、そういったところに、むしろ逆に積極的に積立てを、債券を購入していくということも、一方では自治体としても大事なのではないかなというふうに思うんですよね。

それで、今後、墨田区としては、この積立基金全額に占める債権の割合を17.41％、８月末現在にまで上げたと、この債権をね。これによって債権を保有している期間、利回りが高くなり、運用益がアップし、区は今年度末の債券の運用で約４億円の収益を見込んでいるということなんですけども、今後、区としてもいろんな意味でこういう基金を活用して、活用というか、当然、税金なわけですから、安全性ということが一番大事な部分なんですけども、こういう一つの非常に安全率の高いこういう債券をしっかり購入することによっても利回りもよくしていくという前例がある以上、文京区としてもやはりこれはしっかりと取り組んで

いくべきではないかなと。これは一つの提案なんですけども、所管としてはどういうふうに思うかお聞きしたいと思います。

○田中（香）委員長　宇民会計管理者。

○宇民会計管理者　まず、債券の運用ですけれども、本区の場合、８月末現在でおよそ65％を債券で運用しております。それで、ＥＳＧ債についてですけれども、ＥＳＧ債の中には、環境問題や気候変動の解決に資するグリーンボンド、社会課題の解決に資するソーシャルボンド、その両方に資するサステナビリティボンドなどがございまして、本区におきましては、基本的に基金の運用に際しましては社会貢献性等が認められる発行体の債券を購入することを原則としておりますので、令和７年度につきましては、例えば首都高速道路株式会社や独立行政法人都市再生機構が発行したソーシャルボンドですとか、独立行政法人水資源機構が発行したサステナビリティボンドなど、合計26億円を購入しております。また、併せて、その購入したことについて、区のホームページに投資表明も掲載しております。こういったものにつきましては、発行体や償還年限、発行時期が限られているなど一定の制約がございますけれども、公金の運用が社会貢献にも寄与するものとなりますので、引き続き、ＥＳＧ債を機会を捉えて継続的に購入することと、また一方で、一定の利率をしっかりと確保して、安全性、流動性に配慮しながら基金の運用に努めていきたいと思っております。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。非常に区としてもね、そういう取組をされているということで、これ非常に大事なことであって、昨日、法定外税収ということでも話しましたけども、やはり今後、区独自としてのそういった税収をどう増やしていくのかというのは、これは非常に喫緊の課題でもあるし、一方では、いろんな施設のあれではどんどんどんどんやっぱり建て替えもしていかなきゃいけない、そういういろんな課題もある中で、やはりこの基金の運用、債権に充てたりとか、最大、第一はやっぱり安全性ということがあれなんだけども、そういった中でしっかり取り組んでいくことは大事だと思うので、今後より積極的にいろんな他区等のそういうものを見ながら進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、２点目といたしまして、139ページの一般寄付金ということでは、昨日も何人かの方も言われたふるさと納税、これは非常にうちも流出額も含めて、非常に年々やっぱり大きくなっているわけですけども、これ先日の10月の２日の都政新報にも、47億ですか、今、2026年現在で。25年度のこの入ってくるほうですね。入りのほうでは約７億1,000万か、こ

ういうふうに新聞では発表ありましたけども、今、いろんな区もやっぱりこう出ていくだけではなくて、やっぱりいかにこの呼び込むかということで、いろんな工夫はされていると思うんですけども、例えばこの練馬区なんかは、やはりかなりそういうところに努力をしていて、クラウドファンディングで、今回、練馬区も今、一旦中止になっている美術館の建設、これをしっかりとクラウドファンディングで充てていくということで、こういったふるさと納税などを使いながら、やっぱり増やしていくというふうにもあるし、また、渋谷区も同じように、何というんですかね、これソーシャルゲームか、モンスター、モンスターストライクというか、ゲーム内での使用できる通貨を返礼品としてとかいうような形で、いろんな手を替え品を替えじゃないけども、その返礼品に対しても工夫をしながら、いかにこの入ってくるあれを増やしていくかと。出ていくだけで口を開けて待っているんじゃなくて、やっぱりそういう取組ってあるんですけども、文京区としても今、実際この入ってくるこれに対して、どういった今は形でこの返礼品というか、それに取り組んでいるのか。と同時に、また、これから区としても、新しいそういう返礼品に代わる、代わるというか、そういうあれとして増やしていくためにこれから努力をしていこうとしているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　ふるさと納税につきましては、令和７年度は７億円を上回る寄附をいただいたというところでございます。７年度につきましては、国の制度改正等もありまして、例年にはない駆け込み需要というものがございまして、かなり寄附は多くいただいた状況ではございます。加えて、文京区のほうでも返礼品の開拓というところについても引き続き努力をしておりまして、今、一番人気なのは、やはり椿山荘さんの宿泊券、あるいは食事券、それから、ドームホテルさんの宿泊券、食事券といったところは人気があるというところです。そのほか、出版社が多いという区の強みを生かして、児童向けの書籍なんかもかなり返礼品としては出ているというような状況でございます。区としては、なかなか農産物というものはないので、いかにこの地域にある資源を体験型というんですかね、そういったものに活用していくかということが重要かというふうに考えております。

今、先ほど申し上げました椿山荘さん、あるいは東京ドームホテルさんのような宿泊施設であったりとか、出版社さんも多いですので、そういった書籍関係、あるいは文京区ですと文豪のまちということでもございますので、文豪に関するもの。それから、スポーツ施設、東京ドーム等ございます、そういったスポーツ関連のもの。それから、大学もたくさんある

というような状況もありますので、大学、あるいは教育に関するものですとか、そういった地域資源を様々有効に活用して、今後、返礼品の拡充というところにはさらに展開をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。区としても、いろんな区の中にあるそういう資源を活用して取り組んでいるということはよく分かります。これからそういう意味では、しっかりやっぱり研究しながら、これはどこでどういうふうになるか分からないですけども、それが大きく化けるということもあってね、これはね。だから、そういう意味では、いろんな知恵を絞り出して、このふるさと納税に対する取組というのをしっかりと行っていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○田中（香）委員長　続きまして、のぐち委員。

○のぐち委員　私は111ページ、収益事業収入の競馬組合配分金についてお伺いをいたします。

１番の特別区競馬組合収益配分金のところで7,536万8,141円なんですけども、これは２号と５号を合わせた数字ということですよね。令和７年度の東京都競馬組合の決算等審査意見書を見ますと、実際その数字が載っているわけでありまして、合算すると、この、ありましたね、２号、２号、２号交付金のところが文京区と港区だけしかないんですけども、港区が500万円、526万円前後に対して、文京区が2,596万7,192円交付されていて、５号配付金のところが、競馬設置区の品川区が158万9,000円に対して文京区が4,941万1,249円入っているわけであります。合わせますと7,536万8,441円というこの数字になるんですけども、実際に文京区が５号配付金で、２号も含めてなんですけども、こんなに他区を圧倒することに、勝ち馬投票券が売れているというのはどのように分析をされていますか。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　こちらの交付金につきましては、オフト後楽園での売上げの金額に応じていただくものになっていますので、昨年度より伸びているということについては、昨年度よりも売上げが伸びた結果の交付金の増ということでございます。

○のぐち委員　それは分かるんですけど、なぜ伸びたんですか。

○畑中総務課長　競馬組合全体で売上げが200億、３年連続で200億を超えたということで、具体的には207億ということで、過去最高の数字を上げたというふうに聞いております。近年ではネットによる販売が多くなっておりますので、なかなかオフト後楽園のような場外馬券

売場での販売というのはなかなか伸びが少ないところではあるんですけども、全体が伸びたというところで、このオフトの部分についても、一定、昨年度よりは売上げが伸びているというような状況でございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　今、課長がおっしゃったように、確かにネットで買われる方がすごく増えていて、これＪＲＡも同じなんですけども、なので、実際に足を運んで買ってくださる方が減っている中にもかかわらず、やっぱりオフトの部分が伸びているのは、やっぱり利便性だと思うんですよね。やっぱり駅から近くて、ウインズも一緒に入っていてまとまってお買い求めいただきやすくて、しかも南関とか、大井以外も買うことができるというのはすごく圧倒的なメリットだと思うんですけども、実際にこの7,500万円入ってきて、一般財源なので、なかなか色がついているお金じゃないんですけれども、こういった競馬が、競馬場、勝ち馬投票券の発売所の設置区ということで入ってきたお金はどのように利用されているのか、使い道があったら教えてください。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　こちら、配分金の使い道についてのお尋ねになりますが、委員が今おっしゃられましたとおり、こちらの配分金につきましては、一般財源ということで区で収入しております。本区におきまして様々な事業を展開しておりまして、そちらの一部ということで活用させていただいているところでございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ありがとうございます。本当にいろいろな御意見がある中で、文京区に勝ち馬投票券発売所があって、それで御利用いただいている方たちがいることによって得られている交付金ですから、ぜひ区民の皆さんに資するような形で有効活用していただきたいというふうに思ってございます。

特別区競馬組合剰余金配分金、これは一律６億円入ってくるということで、勝ち馬投票券のいわゆる売得金額が結構頭打ちになっていて、平成28年ぐらいには1,200億円ぐらいだったものが、令和５年度で2,400億円ぐらい、６年にちょっと落ちて、７年で元どおりかなという感じで、ちょっと頭打ちになってきているので、これがまた６億、７億、８億と増え続けることはなかなか難しいのかなとは思っているんですけども、特別区競馬組合が、いわゆる23区の財政に寄与しているという部分では、この６億円も同じように非常に有効活用していただきたいというふうに思っています。

３番目の東京都競馬株式会社配当金のところで、先ほど白石委員からは東京都競馬株式会社の未来の話をしていただいたかと思うんですけども、私どもとしましては、一般質問でも申し上げたんですけども、やっぱり株式の有効性というか、この自己資本率が75％もあって、無借金経営で、かつ営業利益が37％も、いわゆるこの令和７年度の決算書から読み取るデータなんですけども、今まで非常に優良な株だというふうに認識をしております。先ほど白石委員のほうから、もう平成28年度前後から東京都の持っている株の買い増しはできない状況になっていて、要するに東京都がもう売ってくれない。であるならば、やっぱり23区で買い進めるべきだというお話を申し上げたんですけども、ぜひこれはですね、この優良株、で、今日の株価が15時の終わり時点で4,700円ぐらいなので、配当利回りが3.1％ぐらいなんですね。東証プライムの平均から出しても非常に高いので、やっぱり優良株であるのは変わらないので、これを投資とかそういうことではなくて、やはり先々の資本として考えて、東京都競馬株式会社の株の買い増しをぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　すみません、ちょっと先ほどの答弁と重複してしまいますけれども、競馬組合のほうでも、議会の中でも買い増しということで、一定、議論が過去にあったということについては承知をしておりますけども、そのときにも、競馬組合のほうもかなり買い増しについては慎重な姿勢ということで答弁されているような記録を拝見いたしました。現状、この買い増しというところについては、具体的な話が進んでいないということで聞いておりますので、今後、もしそういった方向にまたかじを切るということであれば、議会等でも改めて議論がなされるものというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　昨年度の配当金、中間配当が45円で期末配当が73円なんですけども、恐らく今年度の配当が中間配当が60円で期末配当が86円ということで、中間配当が1.3倍、期末配当が1.17倍ぐらいに増えて、今年度は1,800万円ぐらいの増収なんですけども、来年度は恐らく2,300万円ぐらい配当で入ってくるんじゃないかなというふうに計算をされています。やはり持っていることで資産になるというのはすごく大きな財産ですからね、区民の財産ですからこれは、区財政にも寄与できるということで、ぜひ買い増しのほうは、また折を見て、もちろん23区で一体になるんですけども、買い増しの検討を進めていただきたいというふうに思っております。

東京都競馬株式会社は、持っていると優待券として、東京都競馬が持っている東京サマー

ランドの優待券が配られるんですね、一般株主には。もちろん、法人格である文京区にも配られると思うんですよ。恐らく15万9,000株ぐらいだと、52枚ぐらい、年間、配られていると思うんですけど、それはどういうふうに活用されていますか。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　株主優待ということで、サマーランドの優待券ということで、平成26年度まではいただいていたという記録がございますが、それ以降はいただいていないという状況でございます。その26年の記録を見たところ、いただいた枚数が優待券７枚ということで記録がございまして、これについては、文京区の社会福祉協議会のほうに寄贈して有効活用いただいているというような状況でございます。現状は、こういったものはいただいてないというところでございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　まあ、そうだろうなとは思うんですけど、ぜひ、昔、活用して、社会福祉法人なりにお渡ししていた実績があるのであれば、今、52枚もらう権利は文京区としては、一応、株を持っている以上はあるわけですから、他区がどうしているか分かりませんけど、文京区としても、例えばふるさと納税の部分に使うとか、もしくは、おっしゃったように何か社会福祉協議会のようなところにお出ししてお使いいただくなり、何らか有効利用してほしいなというふうに思っています。多分、自治体だからそのまま受け取りませんという感じで受け取りをやめて、ずっと続いていると思うんですよ。多分、毎年絶対にその何かやり取りはあって、多分、お断りしているというのはあると思う。今年度のやり取りの記録はありましたか。ない。ああ、いいですよ。ない。だから、ちょっとせっかくもらえるものなので、もらって、何か何らか区民の方に還元できるような方法があったら、ぜひこれは使っていただきたいなというふうに思っています。私もね、優待券があるのを知らなかったんで、調べて、実はサマーランドのがもらえるということなんで、ちょっとぜひ有効利用していただきたいなと思いますし、26年の実績があるなら検討しやすいかなと思うので、ここはぜひ要望としてお願いをいたします。

続きまして、139ページですね。ふるさと納税のところであります。先ほど松丸委員からふるさと納税の返礼品の拡充についてお話がちょうどあって、私も質問しようかと思っていたんですけど、お答えもいただいたんで、いわゆる５月２日の井上尚弥の東京ドームのあの件でちょっとお伺いしたいんですけども、どういった経緯であれがふるさと納税で有効活用できて、１億3,000万もの返礼金になったのかという。産経新聞に載っていましたよね、区

の担当者が、気をもんでたけど、すごく売れてよかった。担当者というのは、課長なんですか。まあ、担当者の方がいらっしゃると思うんですけど、要するに、初めての取組だったからすごく心配したってお話があったんですけど、じゃあ、何でこんな大きいことが初めてで取り組めたのかというところの経緯をぜひ知りたいなと思います。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　この件はすごくラッキーな偶然といいますか、重なった結果というところなんですけども、この世界戦をやっていたドコモですかね、さんの協賛ということで、トラストバンクという会社がその世界戦の協賛をしていたということで、一定、座席も確保できるような状況にあったということです。トラストバンクさんというのは、ふるさとチョイスという、ふるさと納税のポータルサイトを運営している会社でございまして、そういったところで、ふるさとチョイス限定で、今回、チケットを販売したというようなところでございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　先方からお話があったということですか。何かうちから働きかけたということではなくて、何かまとまった席が取れるから、文京区さん、何か活用できますかって話があってということですか。当時のやり取りはそういうイメージ。はい。

　これ、やっぱりすごくよかったので、東京ドームって、もう本当に毎日のようにイベントをやっているじゃないですか。アーティストだったりとか、スポーツイベントだったりというので、こういったことってぜひ続けていただきたいんですけど、せっかく文京区で皆さん、区民の皆さん、東京ドームがあるのは御存じなので、大きなイベントもあるし。そういった部分で、これすごくよかったから、今度は区から働きかけて広げていくというのはいかがですか。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　先ほどの井上選手の件についてもかなりラッキーな偶然が重なったというところではあるんですけども、東京ドームという施設がございますので、例えば読売ジャイアンツの試合があったりとか、そのほかにもコンサートであったり、いろいろなイベントが行われておりますので、そういったイベントに対しても今回のような取組ができるかということについては、委託事業者を含め、資源の開拓というところについては引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　ぜひやっていただきたいというふうに思います。今年だけでも、今、11月、12月だけでも、例えば藤井風さんとか、YOASOBIとか、それから年末にはSnow Manとか、もう本当に各年代の方が好きなような方が東京ドームをお使いになっているので、そこの部分で少しでも区民、ああ、区民じゃない、ふるさと納税の返礼品として活用していただけるのができるのは文京区だけですから、東京ドームがあるということでね。ぜひ使っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　終わりますか。

○のぐち委員　終わります。

○田中（香）委員長　それでは、ほかり委員。

○ほかり委員　私も、のぐち委員と松丸委員と同じところなんですけども、139ページのふるさと納税寄付のところで、のぐち委員とちょっと質問がかぶるので、重ならないところだけ伺いたいんですが、このボクシングの返礼品に関しては、お声がけが先方からあってというのは承知したんですけども、これ、ただチケットだけじゃなくて、公開計量が見れますとか、記念写真撮影ができますとかという特典があったと思うんですね。それは、それも先方から区側に提案があって実現したのか、チケットのみの声がけがあって、総務さんと企画さんとかでつくられたプランなのかというのをちょっと教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　今回のチケットについては、体験型というところも含めて、先方からの御提案でございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。これ、すごく面白くて、いいなと思ったんですね。ニュースにもなりましたし、これをきっかけに、今回は先方からの声がけでこういう企画があったということなんですけども、これをきっかけにして、ぜひ総務と企画さんで、こういうちょっと話題になるような返礼品をどんどん続けていってほしいなと思っています。それによって、文京区ってこのボクシングが話題になりましたけど、さっきおっしゃった絵本だったりとか、椿山荘さんだったりとかという、結構、魅力のある返礼品はもう既にあると思うんですけど、恐らくその文京区のふるさと納税のサイトに来る人の数が少ないんですよね。こういうちょっと話題になるものがあると、取りあえず見てみようといって、そのサイトへのアクセス数が必ず増えると思うんですよ。アクセス数が増えれば、今まで眠っていた魅力

のある返礼品というのの売上げのアップにもつながると思うんで、これを単発で終わらせずに、今年度、来年度続けて話題性のあるこういう体験型だったりとか、東京ドームさんとかと連携したものをぜひ続けてほしいと思うんですけども、今の段階で何かお話しできるような計画とか、そういったものがあれば教えていただきたいんですけど。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　先ほど松丸委員から御紹介いただいたような、他区ではそういった体験型といったことの取組の事例も幾つかございます。文京区にもいろいろな資源ございますので、体験型というところについてはまだまだ開拓の余地があるというふうに我々も思っておりますので、委託事業者を含めてになりますけども、しっかりと新たな資源ということの開拓については引き続き努めてまいりたいと思ってございます。今時点で何か新しいもの、この場で御紹介できるものというのはございませんけれども、今年度も７年度同様に、多くの寄附をいただけるような取組を引き続き続けてまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。これをきっかけに、先方からのお声がけで今回ということだったんですけども、積極的に区内の大学ですとか企業さんにお声がけをして、官民連携してですね、特に大学なんかは、連携していくことでスタートアップ支援だとか、そういうところにもそれをきっかけにつなげていける結構可能性があるところだと思うので、いろんな検討と重ねていただいて、積極的にやっていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　終わりますね。

次、沢田委員。

○沢田委員　私も同じ一般寄付金のところで、ふるさと納税についてです。ただ、さっきの松丸委員、のぐち委員、ほかり委員とは少し違う視点で御質問をします。

昨日からずっとこのふるさと納税の流出額の話が続いているんですが、一方で、３月の予算審査でも指摘をさしあげたとおり、金額の増減にはあまりこだわらないほうがいいんじゃないかと思うんですね。あ、今のようないわゆるラッキーなチャンスが駄目だって言っているわけじゃないんですよ、念のためね。要は、増えたとか減ったとかというその数字にあまり振り回されないでほしいわけです。

昨日の議論でもあったとおり、この数字ってラッキーなチャンスがあったりすると変わるものだし、あと、この国の制度が変わるだけでも大きく変わっちゃうものなんですよね。特

に、国政に振り回されて右往左往する受け身の対応をするのではなくて、区としての考えをですね、区民へのメッセージをはっきり、そして粘り強く伝え続けることが大事だと思うわけです。これ、３月にも確認はさせてもらったんですけど、変わってないですよね。はい。

ただ、ちょっと状況は変わってきているわけですよ。昨日、松平委員の質疑の中で、富裕層の住民が増えているという話がありましたよね。ＡＧＯＲＡの総括質疑でももちろん伺ったんですが。要は、まちの豊かさとか暮らしやすさ、それから幸福度とかウエルビーイングを求めて転入してくる人が増えてきているんだと思うんです。例えば治安、教育環境、豊かな緑とか歴史とか、そういう文京区の魅力を求めて移り住んでくる新しい住民の皆さんに、区ははっきりとメッセージを伝えられているのかという話なんです。

もうちょっと言いますね。要は、転入してくる人たちがひかれたこのまちの魅力を、治安とか環境とかそういうものを守っているのはあなたの税金なんですよということです。要は、このまちをもっと豊かにする主役はあなた自身なんですよということが伝えられているだろうかと。

もうちょっといきますね。私は、実はふるさと納税ってこう呼んでいるんですけど、このふるさと納税という呼び方も問題だと思っているんですよ。その移住する人たちにとってのふるさとってこのまちじゃないですよね。多くは生まれ故郷のイメージだと思います。でも、そっちじゃなくて、その人たちにとってのもう一つの故郷にしてほしいわけですよね。第二のふるさとにこの文京区をしてほしいと思って私たちは頑張っているんだって、そう思っているんです。このあたりの認識いかがですかね。ちょっと大分長くなってきましたけど。伺ってもいいでしょうか。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　ふるさと納税ということにつきましては、生まれ育ったふるさとに貢献でき、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができるということで、納税者が能動的、主体的に寄附先を選択するということの制度であると認識してございます。今、文京区にお住まいの方、それぞれ別にふるさとがおありかもしれませんけども、今、住んでいる文京区を今後のふるさととして文京区に対してしっかり文京区の応援をしていただけるような取組ということについては、私どもも同じ考えでございます。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　答えにくい質問ですいませんでした。要はですね、積極的に返礼品、これ前回もそうですけど、返礼品競争に参加していく、いわゆる官製通販なんて言われますよね。そう

いう競争に参加していくというマインドじゃないことは前回も確認できているんですよね。それも変わらないと思うんですけど、じゃあ、どういう形で私たちがこのふるさと納税を、という制度を活用できるのかと考えたときに、その第二のふるさとに返礼品なしのふるさと納税をしてもらうという、その発想の転換が必要なんじゃないかなと思っているんですね。そういうメッセージを伝えるのって一筋縄ではいかないと思うんですけど、例えばなんですよ、例えばです。文京区をもう一つの故郷にしてもらうための調査をするとか、そういう事業をするとかいう、そういう基金をですよ、第二のふるさと基金、これ仮に言ってみましたよ、そういうものをつくって、返礼品なしの寄附を呼びかけるとかどうですかね。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　私どもは、このふるさと納税の影響ということについて、これまで区報やホームページでも再三お知らせをしてきたところですけども、そこには金額だけではなくて、本来、このお金があれば、例えば学校改築が使え、学校改築に使えたですとか、そういった具体的な事例も示しながら、少しでも多くの方に自分事として考えていただけるような取組というのはこれまでもやってきてございます。その取組については、今後も続けてまいりたいと考えているところでございます。来月11月にも、ちょうど今回の７年度の結果というところについて区報でお知らせをする予定ですけども、そこにおいても同様に、区民の方には文京区を応援していただくということを改めて考えていただくきっかけにしていただきたいということで記事をつくっているところでございます。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　直接のお答えではありませんでしたけど、金額だけじゃなくて自分事として考えてもらうための取組を文京区としてもされているということで、同じ種類の取組としてのアイデアとしては受け取ってもらえたのかなと思うんですが、あのですね、そうだな、ちょっと具体的な事業でいきましょうかね。要は、お金の話をされていましたけど、経済的な効果はこれ限られるかもしれないんです。でも、目的がそこじゃないわけですよ。先ほど述べたとおり、区民へのメッセージを、区の考え方を区民の皆さんに効率的に、そして継続的に伝え続けるための仕組みなんじゃないかなと思って提案をしたんですね。幾らお金を集められるかじゃなくて、区民のマインドをどう、マインドをどう変えられるか。そういう仕組みの発想で考えてみてほしいなと思ったんです。

なぜかというと、これも予算審査で提案をしたんですが、住民参加型予算、今、文京区はやるつもりはないということでしたけど、23区の中では動いてきていますよね。港区では、

今、実績を上げ続けている制度の中に、団体応援寄付金制度というのがありますよね。これ港区だけではない、23区の中でほかにもやっているところがあります。こういった制度と組み合わせることで、今、課長さんのおっしゃった納税を自分事にする効果が期待できるんじゃないかと思うんです。

なぜこう言っているかというと、実際、港区の制度って、区に残るもの、区の手残りは３割しかないわけですよ。７割はその団体に行くわけですから、区にはそんなに入ってこない。でも、それでも受入額も、それから対象団体も、どんどん増え続けているわけです。これは、目的がお金を取り返すという発想じゃなくて、区民の応援マインドを喚起するという目的だからだと思うんですよね。恐らく、その認識としては、今の意味では同じだと思うんですけど、要は、新しく転入してきた人たちも含めて、そういう人たちが全力で応援できる文京区をつくろうというマインドです。応援マインドです。実際に愛着を持って暮らし、場合によっては学び、その先に自らこの文京区を、まちを支える側に回りたくなる文京区、そういう文京区を私たちは全力でつくっているんですよというメッセージを明確に伝えられるような制度設計というのが必要なんじゃないかなと思ったんです。この議論の中ではこれだけ説明できますけど、実際はもっと多くの人たちがこの声の、このメッセージの対象だと思うんですね。それをどういうふうに伝えていくかというときに、一つの制度設計の案として、第二のふるさと基金とかどうでしょうかということで申し上げたということでした。いいです。

以上です。

○田中（香）委員長　畑中総務課長。

○畑中総務課長　特別区としては、このふるさと納税制度については反対の立場ということは一貫して続いているところですけども、我々としても、その返礼品の開拓だけではなくて、いわゆる返礼品なしのもの、文京区で申しますと、従来からやっておりますこども宅食プロジェクトへの寄附、あるいは協定大学による地域貢献事業への寄附、それから、昨年度から始めました遺贈寄附文化醸成事業等、施策に共感をし、区を応援していただけるような返礼品なしの寄附というのも、随時、募っているところでございますので、こういった部分を拡充していくことによって区への愛着ということを一人でも多くの区民の方に持っていただけるような取組を今後も進めてまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

先ほどの海津委員の質問に追加をして、海津委員が質問したいということですので、海津委員、どうぞ。

○海津委員　すみません。139ページ、教育費、明化小学校改築費と柳町小学校・こどもの森に関して御質問させていただきます。

まず、明化小学校改築なんですけど、やはり学校というのが、どんな子でも安心して過ごせる、学べる学校であってほしいという願いがあるんですが、この間、文教委員会の明化小の答弁をお聞きしていたら、ちょっと私の聞き間違いか、言葉がもしかしたら少なかっただけなのかとは思うんですけれども、学校があれですね、校舎内の階段のところのところが、いまだに移動するところの階段は右が上っていく、左側にしかないから片方にしか階段をつけませんというお話だったんですけど、あともう一つのほうは移動するところでありませんというようなことをおっしゃっていたんですが、もちろん、あそこは授業もするし、様々な意味で、あそこに入っていくには移動するということなので、当然、学校の改築が終わった後に、もう一度ちゃんと子どもが、どんな子でも安心して移動もできるし、安心して学べる、参加ができるということで考えていっていただける方向なのかどうかだけを確認させていただきたいと思います。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　先日の文教委員会でも御議論いただいた明化小学校の階段のところでございますけども、整備技術課長からの御説明に関しては、いわゆる児童の発表や交流の場としての活用を想定された機能が、あの階段については一体となった空間となるよう意図されているというところで、その設計に関して、総合的な観点からあのようになったというような御説明だったかと存じます。一方で、階段、階段の利用に当たりましては、当然、児童の身体状況や利用形態など様々な状況が考えられるというふうに教育委員会としても認識しているところでございます。学校における日常の利用状況について想定していくことが重要ですから、今後、先日来、御説明いたしました設計の意図というものは大切にしながらも、学校における日常の利用状況や現場の意見等にも耳を傾けまして、学校と連携して、児童が安全かつ円滑に利用できる教育環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　もちろん現場の声を聞いていただくのはあれですけども、全ての子が、どんな子もいますし、イベントするときにも参加する子はいろんな子がいますので、初めからそれを担保するというのが文京区教育委員会としての基本だと思います。デザインの前に安全性、そして誰もが、誰一人取り残すことなく参加できればと思いますので、そこはしっかりと、誰が担当になろうが、どんな人が、いや、こんなの要りませんよ、今、いませんからという

ことではなくって、ちゃんとしていっていただきますようよろしくお願いしたいと思います。

２点目が、明化小学校、こどもの森改築なんですけども、終わったところです。さんざん、ここ改築に当たって地域開放をちゃんとしていきます、できますということだったんですけど、皆さんまだ学校図書館、昔から柳町小は学校図書館も開放されていましたし、そうした意味では、今後、学校図書館も含めて特別支援教室、どういうふうなスケジュールで開放が進んでいくのか、教えていただければと。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　柳町小学校新校舎の２期校舎が竣工いたしまして、９月から無事供用を開始したところでございます。現在、具体にどの特別教室をというところが何か決まったものはございませんけれども、この後、安定的な運営が確認された後、体育館以外の特別教室の開放につきましては、学校長含め学校と協議検討させていただきたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　検討の過程だということですけど、大前提は特別教室も含めて地域開放、140億近くのお金がかかっているところですので、そこは、百何億でしたっけ、110億ぐらいですかね、お金がかかっているところですので、そこがやはり区民に、地域の区民にもきちっと還元されるというのは、学校側と相談するのは、どうしたら開放ができるかというふうな、地域開放ができるかということが大事だと思いますので、できない、やれない、運営上難しいは、もう初めからそれは想定して、できるというふうにさんざん御答弁いただいてのことですので、ぜひそこは地域開放に向けて一歩でも二歩でも進めていっていただくよう、よろしくお願いして終わりにいたします。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

以上で、16款財産収入から21款特別区債までの質疑を終了させていただきます。

続きまして、一般会計予算の歳出の審査に入ります。

理事者の移動がございますので、少々……。

（発言する人あり）

○田中（香）委員長　あ、ごめんなさい、すみません。

豪一委員。ごめんなさい、とうぞ。

○豪一委員　悲しくて涙が出そうですが。

○田中（香）委員長　失礼しました。ごめんね。

○豪一委員　いや、田中委員長頑張っているので。

○田中（香）委員長　ごめんなさい。

○豪一委員　はい。前向きに、残り６分で頑張りたいと思います。６分で終わるかちょっと不安ですが、105ページの不動産売払収入7,443万円について。これは委員会でもさんざん言ったので、本当はもうこれ以上言いたくないのですがね、大事な決算委員会ですから、意見として言いたいと思いますが、先ほどから続く本委員会の充実した質疑応答を聞いていますと、今年の決算委員会は大変厳しいなと。区の歳入の現在、そして将来について慎重であり、どれだけ大事なものであるかなということをしみじみと思います。

私が昭和44年に生まれたときは、文京区の人口は23万人。その後、高度成長期の真っただ中だったんで、その後、東京にも買えないということでドーナツ化現象ができて、一時、文京区の人口は17万人まで減って、徐々に復活してきて、バブルの崩壊もありました。いろいろなことがあって、また成澤区長が区長になったときは、成澤区政、約600億円で区政がスタートしていますよね、600億円で。それがこの20年で約３倍になっているというすさまじい成長をしている中で、人口も23万人を超えて、二十五、六万人になると言われています。

ただ、そんな、今の現在の文京区の動向にも、やがてやっぱり陰りが見えたり、生産人口が少なくなったり、いろいろなことがやっぱり、やっぱりこの経済だとか社会の変化の中で、取り巻く環境の中で、職員の皆様、そして我々議員は頑張っていかないといけないと。

そういったことで、歳入ってとても大事です。企業と違って、やっぱり何かを売上げを上げた、収入としてやるものじゃなくて、血税なわけですし、一部、収入などありますけれども、この収入に関して、最大限にそれを活用する、最大限に無駄をなくして最大限にする。企業の場合は、例えば今だったら、賃貸の面積を減らすためにテレワークであるとかリモートにして職場の面積を減らしたり、あとはもっと大変なときは経費の削減、リストラだとか報酬のカット、いろんなことがやります。今は文京区の内容はいいですけど、やがてそういう時期が来るかもしれないということを念頭に置きながら、我々も一生懸命区政発展のために頑張らなきゃいけないというところで、本題に入っていきたいと思います。

これは意見ですので、答弁は必要ないです。既に委員会でもお話ししていますが、所管には耳障りかもしれませんが、決算委員会ですので、振り返り総決算として、議事録にしっかり残してください。

この案件は、令和２年に区営住宅の売却を前提に、普通賃貸借契約の立ち退きを行政が提案したものです。その際、行政は当該契約を使用貸借契約とし、立ち退き料は支払うつもりがないと態度表明をしていました。私はその当時から、契約は賃貸、賃料が発生しているこ

とから使用貸借は認められない、一般貸借契約の貸主の都合による解約は立ち退き料が発生すると言ってまいりました。その後、ほとんどの入居者については泣く泣く自ら立ち退きしましたが、うち、当該案件が賃料の供託により区が原告として裁判をせざるを得なくなる状況となりました。裁判所の仲介の下、様々な話合いが行われたと思われますが、まず、この賃貸の案件の話がいつの間にか売り買いの話になっていることが筋違いであること。和解するならば立ち退き料としてしなくてはならないのに、売り買いの話になってしまった。判例からすると、賃料の10か月分相当だと本来なると思います。そうすると、既に泣く泣く立ち退きしている方々に体裁が悪い、本来は全ての世帯に区の印象が悪くならないよう、初めから立ち退き料の交渉をすべきでした。

次に、令和７年５月に査定されたという不動産鑑定士による和解金額7,430万についても理解に苦しみます。現在の流通価格は１億3,000万以上、令和７年５月当時でも１億1,000万円以上というマーケットであります。いずれにせよ、このような流れの中の和解でした。二元代表制の区政運営の中で、指摘に対して裏もとらずに業務を遂行した挙げ句、市場により、市場より３割以上安い価格による和解には理解ができませんでした。

さらに厳しく指摘しなくてはならならないのは、トラブルにつながった、トラブルにつながった初動、行政の初動を、初動、初動を見逃し、議会に理解を促し、最終的に議会で議決になってしまったことです。私の無力さを感じ、深く傷つきました。

関連となりますが……。

○田中（香）委員長　豪一議員、まだ続きますか。５時になってしまいました。

○豪一委員　でも、これなんか後味悪くないですか。もうちょっとだけ、あと、あとじゃあ５分だけ。お諮りいただいて。

○田中（香）委員長　５分、５分はちょっと長いですね。

○豪一委員　じゃ、４分30秒ぐらい。３分。どうする、じゃあ、次へ行きます、次にします。来週にしますか。

○田中（香）委員長　来週でお願いしてもよろしいですか。

○豪一委員　はい、分かりました。

以上です。

○田中（香）委員長　すみません、５時ですので、この後、理事会もございますので。

○田中（香）委員長　５時になりましたので、本日の審査を終了させていただきます。

午後　　５時００分　閉会